



香川県立保健医療大学大学院

保健医療学研究科 大学院ガイド 2025

看護学専攻

博士前期課程・博士後期課程

研究コース・実践者養成コース

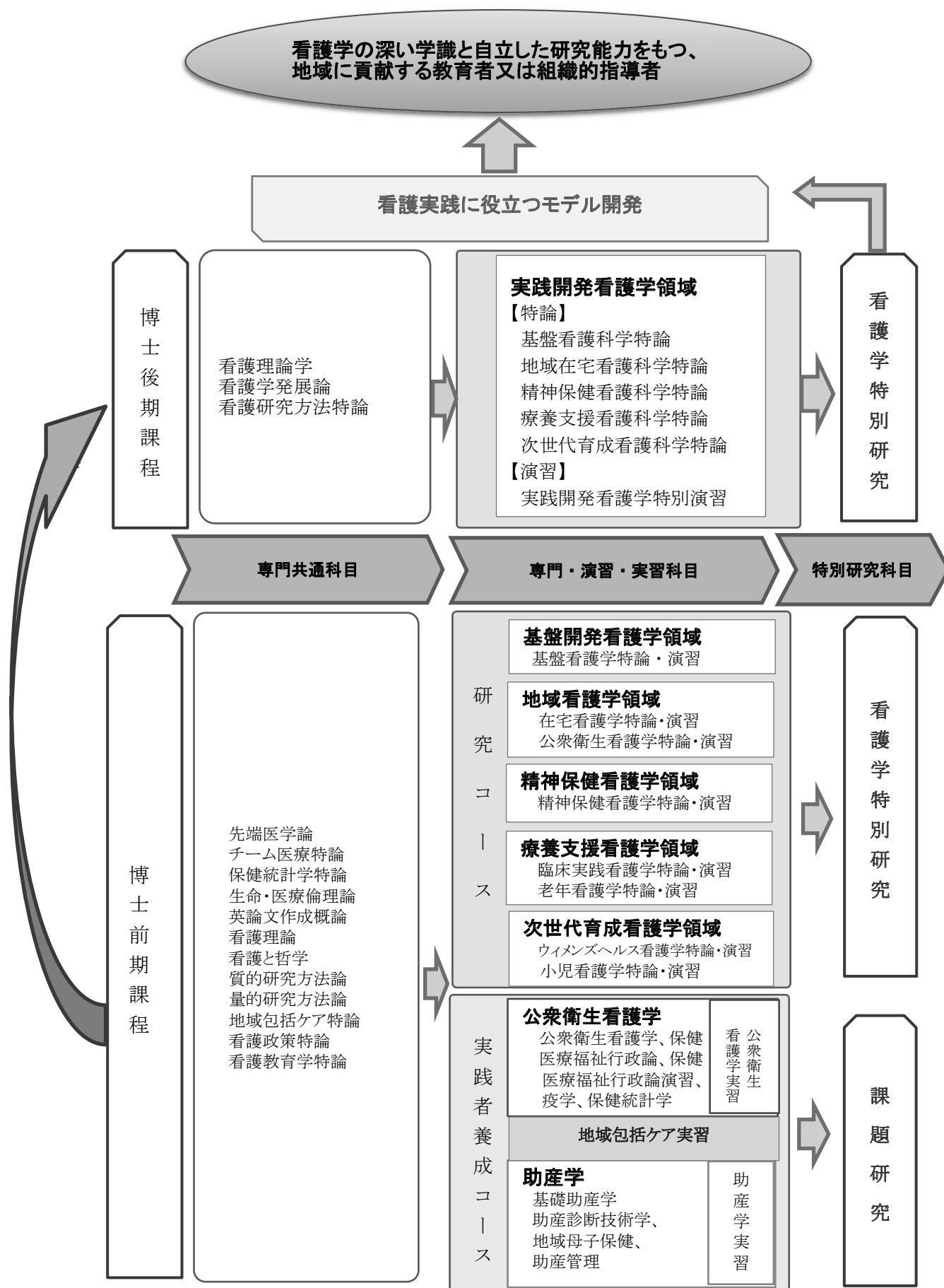
臨床検査学専攻

博士前期課程・博士後期課程

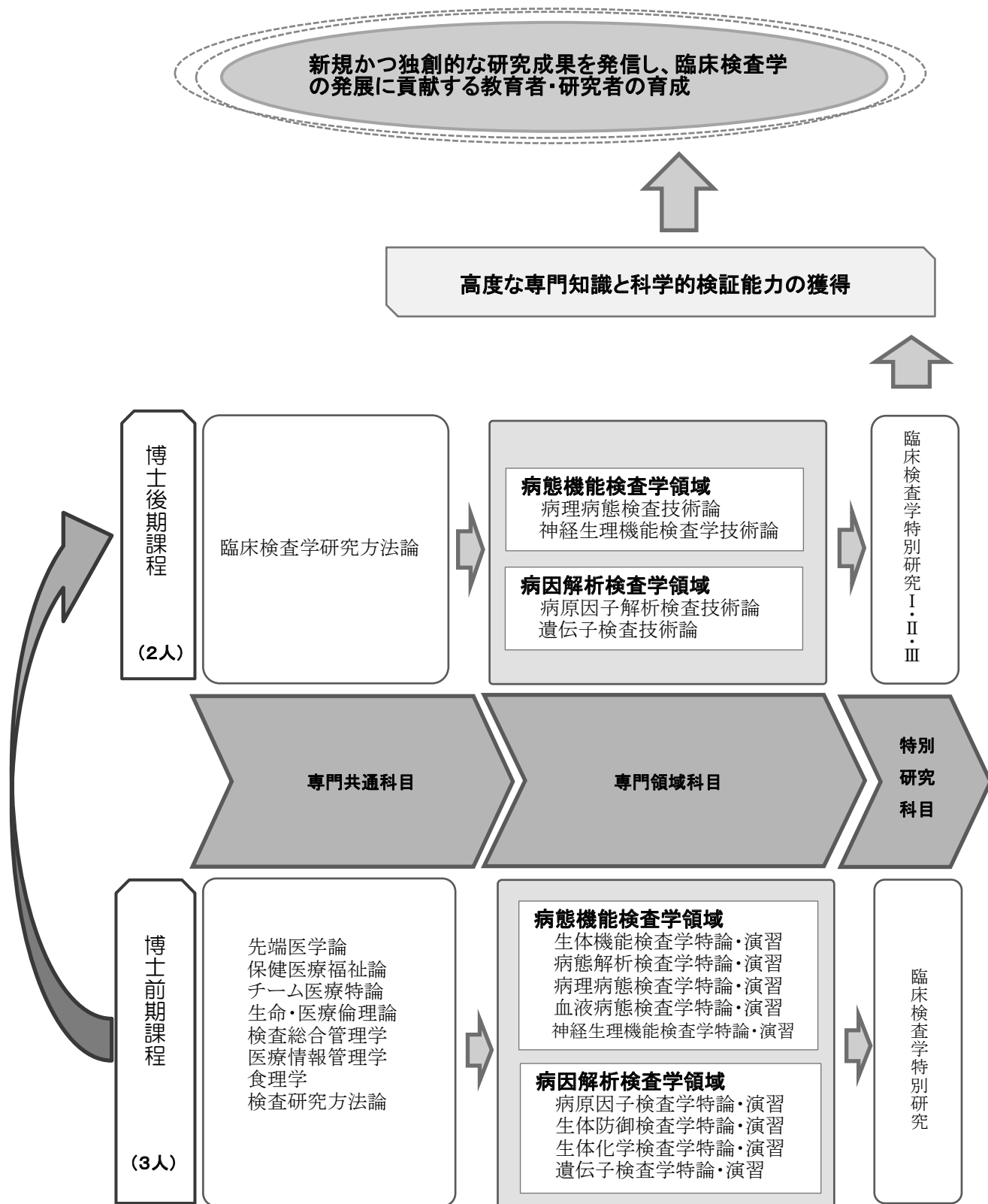
*The Graduate School of Kagawa
Prefectural University of Health Sciences
Master's Course in Nursing
Doctoral Program in Nursing
Master's Course in Medical Sciences
Doctoral Program in Medical Sciences*

保健医療学研究科の基本理念・目的

人々の健康と自立の支援を基本理念として、保健医療の分野においてより高度で専門的な学術理論及び実践能力を修得するとともに、包括的な判断能力と指導力を有する高度専門職業人を育成することにより、保健・医療・福祉が連携した質の高い総合的サービスを提供し、高度な専門知識を持ち、新規かつ独創的な研究成果を発信する研究能力を持つ教育者・研究者を育成することにより、地域保健医療の質向上、人々の健康増進、ひいては、健康長寿社会の推進や次世代育成支援に寄与する。



保健医療学研究科看護学専攻 教育課程の関連図



保健医療学研究科臨床検査学専攻 教育課程の関連図

令和7年度 大学院 学年暦

看護学専攻

前 期							行事
	日	月	火	水	木	金	
4			1	2	3	4	入学式・オリエンテーション 総括・個別ガイダンス 4/4 履修登録4/4～4/7 健康診断 4/9午後 該当者
	6	7	8	9	10	11	
	13	14	15	16	17	18	
	20	21	22	23	24	25	
5	27	28	29	30	1	2	GW5/3～5/6 中間報告会(2年生)5/14 内科検診5/14 該当者
	4	5	6	7	8	9	
	11	12	13	14	15	16	
	18	19	20	21	22	23	
	25	26	27	28	29	30	
6	1	2	3	4	5	6	
	8	9	10	11	12	13	
	15	16	17	18	19	20	
	22	23	24	25	26	27	
7	29	30	1	2	3	4	
	6	7	8	9	10	11	
	13	14	15	16	17	18	
	20	21	22	23	24	25	
8	27	28	29	30	31	1	夏季休業8/12～9/30
	3	4	5	6	7	8	
	10	11	12	13	14	15	
	17	18	19	20	21	22	
	24	25	26	27	28	29	
9	31	1	2	3	4	5	
	7	8	9	10	11	12	
	14	15	16	17	18	19	
	21	22	23	24	25	26	
	28	29	30				

後 期							行事
	日	月	火	水	木	金	
10				1	2	3	
	5	6	7	8	9	10	
	12	13	14	15	16	17	
	19	20	21	22	23	24	
11	26	27	28	29	30	31	開学記念日 10/20(休) 橄欖祭 11/1 博士後期課程学術セミナー 11/20ごろ
	2	3	4	5	6	7	
	9	10	11	12	13	14	
	16	17	18	19	20	21	
	23	24	25	26	27	28	
12	30	1	2	3	4	5	冬季休業 12/24～1/2
	7	8	9	10	11	12	
	14	15	16	17	18	19	
	21	22	23	24	25	26	
1	28	29	30	31	1	2	論文発表会2/12
	4	5	6	7	8	9	
	11	12	13	14	15	16	
	18	19	20	21	22	23	
	25	26	27	28	29	30	
2	1	2	3	4	5	6	夏季休業3/1～3/31 修了判定結果表示3/4 卒業式・修了式(未定)
	8	9	10	11	12	13	
	15	16	17	18	19	20	
	22	23	24	25	26	27	
	29	30	31				

 : 土・日曜、休日
 : 休業日

令和7年度 大学院 学年暦

看護学専攻実践者養成コース

前 期							行事
	日	月	火	水	木	金	
4			1	2	3	4	入学式・オリエンテーション 総括・個別ガイダンス 4/4 履修登録4/4～4/7 健康診断 4/9午後 該当者
	6	7	8	9	10	11	
	13	14	15	16	17	18	
	20	21	22	23	24	25	
5	27	28	29	30	1	2	GW5/3～5/6 内科検診5/14 該当者
	4	5	6	7	8	9	
	11	12	13	14	15	16	
	18	19	20	21	22	23	
	25	26	27	28	29	30	
6	1	2	3	4	5	6	中間報告会(2年生)6/4
	8	9	10	11	12	13	
	15	16	17	18	19	20	
	22	23	24	25	26	27	
7	29	30	1	2	3	4	
	6	7	8	9	10	11	
	13	14	15	16	17	18	
	20	21	22	23	24	25	
8	27	28	29	30	31	1	夏季休業8/12～9/30
	3	4	5	6	7	8	
	10	11	12	13	14	15	
	17	18	19	20	21	22	
	24	25	26	27	28	29	
9	31	1	2	3	4	5	
	7	8	9	10	11	12	
	14	15	16	17	18	19	
	21	22	23	24	25	26	
	28	29	30				

後 期							行事
	日	月	火	水	木	金	
10				1	2	3	
	5	6	7	8	9	10	
	12	13	14	15	16	17	
	19	20	21	22	23	24	
11	26	27	28	29	30	31	開学記念日 10/20(休) 橄欖祭 11/1 博士後期課程学術セミナー 11/20ごろ
	2	3	4	5	6	7	
	9	10	11	12	13	14	
	16	17	18	19	20	21	
	23	24	25	26	27	28	
12	30	1	2	3	4	5	課題研究論文発表会12/12 冬季休業 12/24～1/2
	7	8	9	10	11	12	
	14	15	16	17	18	19	
	21	22	23	24	25	26	
1	28	29	30	31	1	2	修了判定1/8
	4	5	6	7	8	9	
	11	12	13	14	15	16	
	18	19	20	21	22	23	
2	25	26	27	28	29	30	夏季休業3/1～3/31 修了判定結果表示3/4 卒業式・修了式(未定)
	1	2	3	4	5	6	
	8	9	10	11	12	13	
	15	16	17	18	19	20	
	22	23	24	25	26	27	
3	1	2	3	4	5	6	
	8	9	10	11	12	13	
	15	16	17	18	19	20	
	22	23	24	25	26	27	
	29	30	31				

 :土・日曜、休日
 :休業日

令和7年度 大学院 学年暦

臨床検査学専攻

前 期							行事
	日	月	火	水	木	金	
4			1	2	3	4	入学式・オリエンテーション 総括・個別ガイダンス 4/4 履修登録4/4～4/7 健康診断 4/9午後 該当者
	6	7	8	9	10	11	
	13	14	15	16	17	18	
	20	21	22	23	24	25	
5	27	28	29	30	1	2	GW5/3～5/6 中間報告会(2年生)5/14 内科検診5/14 該当者
	4	5	6	7	8	9	
	11	12	13	14	15	16	
	18	19	20	21	22	23	
6	25	26	27	28	29	30	
	1	2	3	4	5	6	
	8	9	10	11	12	13	
	15	16	17	18	19	20	
7	22	23	24	25	26	27	
	29	30	1	2	3	4	
	6	7	8	9	10	11	
	13	14	15	16	17	18	
8	20	21	22	23	24	25	
	27	28	29	30	31	1	
	3	4	5	6	7	8	
	10	11	12	13	14	15	
9	17	18	19	20	21	22	夏季休業8/12～9/30
	24	25	26	27	28	29	
	31	1	2	3	4	5	
	7	8	9	10	11	12	
	14	15	16	17	18	19	
	21	22	23	24	25	26	
	28	29	30				

後 期							行事
	日	月	火	水	木	金	
10				1	2	3	博士後期課程学術セミナー 10/2
	5	6	7	8	9	10	
	12	13	14	15	16	17	
	19	20	21	22	23	24	
11	26	27	28	29	30	31	開学記念日 10/20(休) 橄欖祭 11/1
	2	3	4	5	6	7	
	9	10	11	12	13	14	
	16	17	18	19	20	21	
12	23	24	25	26	27	28	
	30	1	2	3	4	5	
	7	8	9	10	11	12	
	14	15	16	17	18	19	
1	21	22	23	24	25	26	冬季休業 12/24～1/2
	28	29	30	31	1	2	
	4	5	6	7	8	9	
	11	12	13	14	15	16	
2	18	19	20	21	22	23	論文発表会2/12
	25	26	27	28	29	30	
	1	2	3	4	5	6	
	8	9	10	11	12	13	
3	15	16	17	18	19	20	夏季休業3/1～3/31 修了判定結果表示3/4 卒業式・修了式(未定)
	22	23	24	25	26	27	
	29	30	31				

 : 土・日曜、休日
 : 休業日

大 学 院 保 健 医 療 学 研 究 科

目 次

I	看護学専攻博士前期課程研究コースの概要	-----	1
II	看護学専攻博士前期課程実践者養成コースの概要	-----	1 3
III	看護学専攻博士後期課程の概要	-----	2 7
IV	臨床検査学専攻博士前期課程の概要	-----	4 3
V	臨床検査学専攻博士後期課程の概要	-----	5 7
VI	大学院共通諸規程	-----	7 5
VII	博士前期課程関係諸規程	-----	1 2 5
VIII	博士後期課程関係諸規程	-----	1 7 1

I 看護学専攻博士前期課程研究コース

看護学専攻博士前期課程研究コース目次

I 看護学専攻博士前期課程研究コースの概要	1
1 看護学専攻博士前期課程の教育目的	1
2 看護学専攻博士前期課程の教育目標	1
3 カリキュラムポリシー	1
4 ディプロマポリシー	2
5 アドミッションポリシー	2
6 修了要件	2
7 専攻の名称及び構造	2
8 大学院の組織	3
9 学年、学期及び休業日	3
10 授業時間	3
11 授業時間割	4
12 履修の概要	4
(1) 開講授業科目	4
(2) 履修科目の選択	4
(3) 修了要件・学位の授与	4
(4) 研究指導計画・修士論文の作成	4
(5) 履修上の留意事項	4
(6) 長期履修制度	6
13 教員名簿	7
14 学生生活等	8
(1) ティーチング・アシスタント制度	8
(2) 大学院生研究室の使用上の留意事項	8
(3) 校舎が機械警備中における入室方法	8
(4) その他	8
15 授業科目一覧表	9
16 時間割計画	10

I 看護学専攻博士前期課程研究コースの概要

1 看護学専攻博士前期課程の教育目的

エビデンスのある看護実践を創造する基本的研究能力を身に付け、専門性の高い看護実践能力を持ち、リーダーシップとマネジメント力を発揮し、地域の保健医療活動や後輩育成に貢献できる人材を育成することを目的とする。

2 看護学専攻博士前期課程の教育目標

- (1) 研究課題を探究し、研究目的に応じた方法を用いて成果を生み出す能力を育成する。
- (2) 看護の実践と研究において、倫理的判断と行動が遂行できる能力を育成する。
- (3) 専門領域の研究知見と看護実践の動向を把握し、批判的に検討し統合する能力を育成する。
- (4) 他者との討論を通して、自己と他者およびチームの成長につなげる能力を育成する。

3 カリキュラムポリシー

保健医療学研究科看護学専攻の教育目標に則って、以下のような方針に基づいてカリキュラムを編成しています。

博士前期課程は、専門共通科目 16 単位以上（必修 6 単位、選択 10 単位以上）と専門領域科目 4 単位以上、特別研究 10 単位を修得します。

専門共通科目は、広い視野で看護実践やその課題を捉えられる看護研究の基盤となる 12 科目「先端医学論」「チーム医療特論」「保健統計学特論」「生命・医療倫理論」「英論文作成概論」「看護理論」「看護と哲学」「質的研究方法論」「量的研究方法論」「地域包括ケア特論」「看護政策特論」「看護教育学特論」を置きます。

専門領域科目は、看護実践の探究と基礎的研究能力を育成するために各専門領域において「特論」「演習」「特別研究」を置きます。

専門領域は、「基盤開発看護学領域」「地域看護学領域」「精神保健看護学領域」「療養支援看護学領域」「次世代育成看護学領域」の 5 領域で構成し、看護実践の質の向上と変革をめざします。

- (1) 基盤開発看護学領域では、あらゆる看護の対象と場における共通基盤である「看護専門職として成長・発展」および「エビデンスに基づく看護」について探究します。
- (2) 地域看護学領域では、地域における今日的課題を考察すると共に、地域で生活する個人・家族・集団および地域を対象とした看護実践において、生活の質の向上に貢献できる看護実践力や方策を探究します。
- (3) 精神保健看護学領域では、メンタルヘルスに健康問題を持つ本人と家族を取り巻く人々が、その人らしい生活が生き生きと送れ、生活の質の向上を支援する看護実践を探究します。
- (4) 療養支援看護学領域では、疾患や加齢により療養しているあらゆる健康レベルの本人や家族を対象として、臨床における対象者の生活の質を高める看護実践・開発を探究します。

- (5) 次世代育成看護学領域では、次世代を育成する看護の観点から、周産期の妊産褥婦を含め広く女性を対象とした健康支援や子どもや家族の発達支援を探究する。

特別研究は、研究課題となる専門領域科目の特論と演習における学習に連動した研究を遂行し、専門性を深く探究した修士論文を完成させます。

4 ディプロマポリシー

修了要件となる単位を修得するとともに、必要な研究指導を計画的に受けた上で修士論文を作成し、保健医療学研究科看護学専攻が行う修士論文の審査及び最終試験に合格し、下記の条件をすべて満たす者に修士(看護学)の学位を授与する。

- (1) 研究課題を探究し、研究目的に応じた方法を用いて成果を生み出す能力を有する。
- (2) 看護の実践と研究において、倫理的判断と行動が遂行できる能力を有する。
- (3) 専門領域の研究知見と看護実践の動向を把握し、批判的に検討し統合する能力を有する。
- (4) 他者との討論を通して、自己と他者およびチームの成長につなげる能力を有する。

5 アドミッションポリシー

本学大学院保健医療学研究科看護学専攻では、基本理念・目的を達成するため、次のような資質を備えた人を求める。

- (1) 生命の尊厳を畏敬する深い人間愛と洞察力をもつ人
- (2) 看護の課題を科学的に探究し、エビデンスを活用する専門性をもちリーダーシップの発揮を志す人
- (3) 看護実践や教育・研究に対する真摯な構想力や想像力、実践力を高めようとする人
- (4) 看護学の発展に寄与できるアイデンティティを形成し、知識基盤社会の発展を目指して真理の追究を志す人

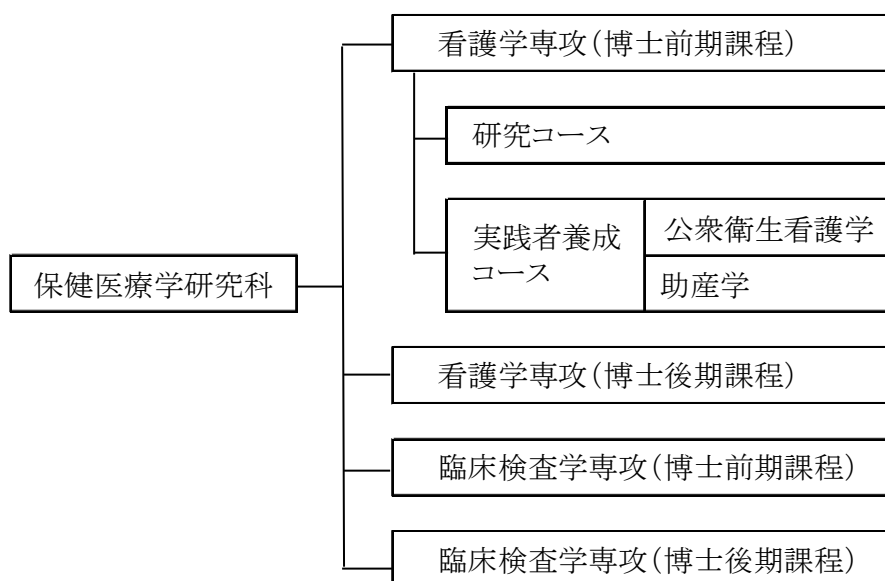
6 修了要件

専門共通科目 16 単位以上(必修 6 単位、選択 10 単位以上)と専門領域科目 4 単位以上、特別研究 10 単位を修得する。専門領域科目 4 単位以上及び特別研究 10 単位の合計 30 単位以上を修得する。加えて必要な研究指導を受けたうえで、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。

7 専攻の名称及び構造

研究科名	専攻名	領域名
保健医療学研究科	看護学専攻	基盤開発看護学領域
		地域看護学領域
		精神保健看護学領域
		療養支援看護学領域
		次世代育成看護学領域

8 大学院の組織



9 学年、学期及び休業日

(1) 学年

学年は、4月1日から始まり、翌年3月31日で終わる。

(2) 学期

学期は、2学期制で、前期と後期に分かれる。

(3) 休業日（授業を行わない日）

休業日は、次に掲げるもののほか、学長が臨時に定める場合や休業日を変更する場合がある。この場合は、あらかじめ本学ホームページの在学生専用ページ（以下「本学ホームページ」という。）に明示する。

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③ 開学記念日（10月20日）
- ④ 春季・夏季・冬季休業日

10 授業時間

授業時間は、原則として1時限90分で、1日7時限とする。なお、本学では教育方法の特例（大学院設置基準第14条）を設けており特定の時間又は時期において授業や研究指導を行う。ただし、本特例を受ける場合であっても、本大学院において指定された講義等の日時の範囲内で受講すること。

時限	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限	7時限
時間	8:50～ 10:20	10:30～ 12:00	13:00～ 14:30	14:40～ 16:10	16:20～ 17:50	18:00～ 19:30	19:40～ 21:10

11 授業時間割

授業時間割は、時間割計画を参考にすること。

なお、日程が未定の授業科目や、日程が変更になる場合については、決定次第、本学ホームページに明示する。

12 履修の概要

(1) 開講授業科目

本学大学院が開設している授業科目と内容については、「教授要項（シラバス）」と「大学院保健医療学研究科科目履修規程」などを参考にして、必要な科目を履修するとともに、特別研究を行ったうえで修士論文を作成し、所定の単位を修得すること。

(2) 履修科目の選択

必要単位数が決まっているので、この単位数以上となるように履修科目を選択すること。

区分	専門共通科目	専門領域科目	特別研究科目	合計
必修	6単位	—	10単位	16単位
選択	10単位以上	4単位以上	—	14単位以上
合計	16単位以上	4単位以上	10単位	30単位以上

(3) 修了要件・学位の授与

本研究科に2年以上在学し、(2)で示した必要単位数以上の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで、本研究科が行う修士論文の審査及び最終試験に合格した場合に、本研究科の課程を修了し、次の学位が授与される。

修士（看護学）：看護学専攻の修了者 <Master of Nursing>
--

(4) 研究指導計画・修士論文の作成

研究指導については、研究科委員会で決定した研究指導教員が行うが、研究の遂行に当たり、学生は研究指導教員と相談の上、研究課題や研究指導の方法及び内容を明示するために研究計画・研究指導計画を科目履修規程の「研究指導計画」に関する申合せを参照して作成する。

また、修士論文の作成・審査等については、大学院規定集の看護学専攻における修士学位取得要項、学位規程及び修士学位審査規程等に基づいて進めること。

(5) 履修上の留意事項

① 履修科目の届出

- (ア) 授業科目を履修し、単位を修得するためには、履修しようとする授業科目を届け出ること。毎学期の指定期日までに、「履修届」を事務局教務・学生担当に提出すること。
- (イ) 「履修届」を提出していない授業科目は、受講できない。また、「履修届」を提出した授業科目を受講しないと、その授業科目の成績は「不可」となるので注意すること。
- (ウ) 「履修届」を提出した授業科目を変更するときは、指定期日までに、「履修科目変更届」を事務局教務・学生担当に提出する必要がある。

② 休講、補講

(ア) 休講等

休講、授業時間及び授業場所の変更は、本学ホームページに明示するので、注意して見るようにすること。

(イ) 補講

補講を行う場合には、本学ホームページに明示するので、日時・場所等をよく確かめること。

③ 試験

(ア) 評価の方法

授業の点数評価や単位認定の方法、欠席などへの対応、課題やレポートの提出期限などは、原則として担当教員の指示に従うこと。シラバスの成績評価の方法は、パーセント(%)で表記する。

(イ) 定期試験

定期試験は、その授業科目の授業が終了する学期末に行う。ただし、各科目の出席日数が講義で 2/3、あるいは演習科目で 4/5 を満たさない場合、期末試験受験資格がなくなり、単位取得ができない。

(ウ) 追試験

追試験は、病気その他やむを得ない理由により定期試験を受けられなかった者に対して、期日を指定して行う。

(エ) 再試験

定期試験又は再試験において不合格となった者に対しては、当該授業科目の担当教員が必要と認めたときは、再試験を行うことができる。

④ 成績評価

成績評価と評点の関係は、次の表のとおりである。

ただし、再試験の合格者の評点は、60点とする。

評 価	評 点	合格判定
優	80点以上	合 格
良	70点以上 80点未満	
可	60点以上 70点未満	
不可	60点未満	不 合 格

⑤ 単位の授与

成績の評価において合格した場合には、所定の単位が与えられる。なお、単位を修得した授業科目は、再び履修することはできない。

⑥ 再履修

再履修とは、履修した授業科目の単位を修得することができなかったときに、翌年次以降に再びその授業科目を履修することである。

再履修の場合は、再び授業を受け、受験資格を取得しなければならない。

⑦ 入学前の既修得単位の認定

入学前に他の大学院を修了した者や中途退学した者などが、本学大学院において開設している授業科目（講義を主とする。）の内容と同等以上学修している場合、申請をすれば該当する授業科目の単位数の範囲内で単位を認定することができる。

(ア) 申請する場合は、次の書類を必ず添付すること。

- ・ 出身学校の成績証明書
- ・ 単位認定を受けようとする授業科目に関する出身学校のシラバス

(イ) 単位認定申請書の提出時期

前期の履修届提出にあわせて、事務局教務・学生担当に提出すること。

(6) 長期履修制度

職業を有している等の事情により、標準修業年限（2年）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを申請したときは、4年までの期間でその計画的な履修を認めることができる。

① 申請書の提出時期

第1年次の年度の2月末日までに申請書及び必要と認める書類を提出すること。

② 長期履修期間の短縮

許可を受けた長期履修期間を短縮する場合は、その短縮期間を1年間として1回に限り認めることができる。

この場合は、短縮を希望する年度の前年度の2月末日までに、申請書を事務局教務・学生担当に提出すること。

③ 授業料の取扱い

長期履修期間の短縮を許可された場合の授業料は、1年度当たり標準修業年限の年数に授業料の額を乗じて得た額から、当該長期履修期間の短縮を許可された者が既納付した授業料の額を控除して得た額を、残りの修業年限の年数で除した額とする。

13 教員名簿

- 1 学 長 平川 栄一郎
- 2 副 学 長 片山 陽子
- 3 研究科長 片山 陽子
- 4 学生部長 片山 陽子
- 5 図書館長 古山 達雄
- 6 看護学専攻長 近藤 真紀子
- 7 看護学専攻 担 当 教 員

担当領域	職名	氏 名	職名	氏 名
基盤開発 看護学	教授	小野 美穂	教授	筒井 邦彦
	准教授	小林 秋恵		
地域 看護学	教授	片山 陽子	教授	辻 よしみ
	教授	佐々木 純子	准教授	岡田 麻里
	講師	植原 千明		
精神保健 看護学	教授	則包 和也	准教授	土岐 弘美
	講師	多田羅 光美		
療養支援 看護学	教授	近藤 真紀子	教授	吉本 知恵
	准教授	岩本 真紀	准教授	森田 公美子
	講師	竹内 千夏	講師	岡西 美穂
次世代育成 看護学	教授	木戸 久美子	教授	枝川 千鶴子
	准教授	植村 裕子		
専門科目	教授	比江島 欣慎	教授	南 貴子

14 学生生活等

(1) ティーチング・アシスタント制度

本学の大学院に在籍する優秀な学生は、授業担当教員の指導の下に、学部における教育活動の補助を行うことができる。具体的な内容については、参考資料を参照すること。

(2) 大学院生研究室の使用上の留意事項

大学院生研究室には、次の備品等を備え付けている。これらについては、大学院生が共同で利用するものであり、決まりを守って有効に活用すること。

〔学習机、椅子、書架、パソコン、プリンター、収納ワゴン、ロッカー、流し台、
冷蔵庫、茶筆筒、飲食用長机〕

なお、ロッカーと収納ワゴンについては、学籍番号を付番しているので、各人で鍵を管理して利用すること。

- ・パソコン内のシステム等の改変やソフトのインストール等は禁止する。
- ・パソコンで作成したデータはハードディスクに保存せずに、各自で管理すること。
- ・飲食は、飲食用長机で行うこと。
- ・故障、破損等が生じた時は、事務局へ速やかに連絡すること。
- ・プリンターのインクトナーや印刷用紙等が無くなった場合は、事務局で渡すので、事務局まで来ること。

(3) 校舎が機械警備中における入室方法

本学においては、事務局の事務取扱時間 8:30～17:15（日曜日、土曜日、祝日及び年末年始を除く。）以外は、民間の警備会社に警備を委託している。

平日は 22 時まで、土曜日は 15 時まで警備員による有人警備をしており、それ以外の時間帯は、機械警備となっている。機械警備の時間は平日 22 時以降、土曜日 15 時以降（授業が休業期間中は終日）、日曜日、祝日、年末年始である。

機械警備中に学内の建物に入室する場合は、別途配付の資料によること。

(4) その他

学生生活（指導教員制度の部分は除く。）、奨学金制度、健康管理、図書館利用案内、情報処理教室利用案内及び建物配置図等については、本学ホームページ掲載の「令和 7 年度入学生用学生便覧」を参照すること。

なお、事務局の事務取扱時間（8:30～17:15（日曜日、土曜日、祝日及び年末年始を除く。）外に各種申請書等を提出する必要がある場合には、管理研究棟 1 階の警備員室前に受付用ポストを設置しているので、投函すること。

科目区分	科目名	担当教員			配当 年次	単位数		DP1	DP2	DP3	DP4	修了要件
						必修	選択	課題 探求	倫理 行動	看護 実践	相互 成長	
専門共通科目	先端医学論※	古山達雄	平川栄一郎	奥田潤	1 前		2	◎			○	16単位 以上
		樋本尚志	多田達史	岡田仁								
	チーム医療特論※	多田達史	森田公美子		1 後		2	○			◎	
	保健統計学特論	比江島欣慎			1 前		2	◎		○		
	生命・医療倫理論※	植村裕子	岡田仁	大栗聖由	1 後		2	○	◎			
		塩田敦子										
	英論文作成概論	南貴子			1 前		2	◎		○		
	看護理論	近藤真紀子	小野美穂	岩本真紀	1 前	2					○	
		小林秋恵	森田公美子	岡西幸恵								
	看護と哲学	近藤真紀子	森田久美子	出村和彦	1 後		2			◎	○	
	質的研究方法論	近藤真紀子	岩本真紀	岡田麻里	1 前	2		◎	○			
		小林秋恵										
	量的研究方法論	比江島欣慎	片山陽子	竹内千夏	1 前	2		◎	○			
	地域包括ケア特論	片山陽子	辻よしみ		1 後		2			◎	○	
	看護政策特論	井伊久美子			1 後		2			◎	○	
看護教育学特論	小野美穂			1 後		2			◎	○		
小計(12科目)						6	18					
専門領域科目	看護学領域	基盤看護学特論	小野美穂	筒井邦彦	小林秋恵	1 前		2	◎		○	4 単位 以上
			未定									
		基盤看護学演習	小野美穂	筒井邦彦	小林秋恵	1 後		2	◎		○	
		未定										
		小計(2科目)					0	4				
	地域看護学領域	公衆衛生看護学特論	辻よしみ	佐々木純子	植原千明	1 前		2	◎		○	
		公衆衛生看護学演習	辻よしみ	佐々木純子	植原千明	1 後		2	◎		○	
		在宅看護学特論	片山陽子	岡田麻里		1 前		2	◎		○	
		在宅看護学演習	片山陽子	岡田麻里		1 後		2	◎		○	
		小計(4科目)					0	8				
	精神保健看護学領域	精神保健看護学特論	則包和也	土岐弘美	多田羅光美	1 前		2	◎		○	
		精神保健看護学演習	則包和也	土岐弘美	多田羅光美	1 後		2	◎		○	
		小計(2科目)					0	4				
	療養支援看護学領域	臨床実践看護学特論	近藤真紀子	岩本真紀	森田公美子	1 前		2	◎		○	
			岡西幸恵									
		臨床実践看護学演習	近藤真紀子	岩本真紀	森田公美子	1 後		2	◎		○	
		岡西幸恵										
		老年看護学特論	吉本知恵	竹内千夏		1 前		2	◎		○	
		老年看護学演習	吉本知恵	竹内千夏		1 後		2	◎		○	
		小計(4科目)					0	8				
次世代育成看護学領域	ウィメンズヘルス看護学特論	木戸久美子	植村裕子	松下有希子	1 前		2	◎		○		
	ウィメンズヘルス看護学演習	木戸久美子	植村裕子	松下有希子	1 後		2	◎		○		
	小児看護学特論	枝川千鶴子			1 前		2	◎		○		
	小児看護学演習	枝川千鶴子			1 後		2	◎		○		
	小計(4科目)					0	8					
特別研究科目	看護学特別研究	片山陽子	吉本知恵	近藤真紀子	2 通	10	◎		○			
		木戸久美子	辻よしみ	佐々木純子								
		筒井邦彦	則包和也	比江島欣慎								
		枝川千鶴子	小野美穂	植村裕子								
		岩本真紀	小林秋恵	岡田麻里								
		土岐弘美	森田公美子	植原千明								
		多田羅光美	竹内千夏	岡西幸恵								
		小計(1科目)										10
合計(29科目)						16	50				30単位 以上	

ディプロマ・ポリシー (DP)

◎:非常に対応している ○:対応している

DP1 研究課題を探索し、研究目的に応じた方法を用いて成果を生み出す能力

DP2 看護の実践と研究において、倫理的判断と行動が遂行できる能力

DP3 専門領域の研究知見と看護実践の動向を把握し、批判的に検討し統合する能力

DP4 他者との討論を通して、自己と他者及びチームの成長につなげる能力

時間割計画(博士前期課程)

第1学年 前期

専門共通科目(必修) ※は合同科目

時間	月	火	水	木	金	土
(1時限) 8:50 -10:20						ウィメンズヘルス看護学特論 木戸久美子ほか
(2時限) 10:30 -12:00		質的研究方法論 岩本真紀ほか	看護理論 近藤真紀子ほか			
(3時限) 13:00 -14:30	在宅看護学特論 片山陽子ほか	公衆衛生看護学特論 辻よしみほか	基礎開発看護学特論 小野美穂ほか	臨床実践看護学特論 近藤真紀子ほか	精神保健看護学特論 則包和也ほか	
(4時限) 14:40 -16:10		量的研究方法論 比江島欣慎ほか		小児看護学特論 枝川千鶴子	英論文作成概論 南貴子	
(5時限) 16:20 -17:50	老年看護学特論 吉本知恵ほか			※先端医学論 古山達雄ほか		
(6時限) 18:00 -19:30	在宅看護学特論 片山陽子ほか	質的研究方法論 岩本真紀ほか	基礎看護学特論 小野美穂ほか	※先端医学論 古山達雄ほか	看護理論 近藤真紀子ほか	精神保健看護学特論 則包和也ほか
(7時限) 19:40 -21:10	老年看護学特論 吉本知恵ほか	量的研究方法論 比江島欣慎ほか	公衆衛生看護学特論 辻よしみほか	臨床実践看護学特論 近藤真紀子ほか	英論文作成概論 南貴子	

※看護理論、保健統計学特論は担当教員から別途指示する

時間割計画(博士前期課程)

第1学年 後期 ※は合同授業科目

	時間	月	火	水	木		金	土
昼 間	(1時限) 8:50 -10:20							ウィメンズヘルス看護学演習 木戸久美子ほか
	(2時限) 10:30 -12:00		公衆衛生看護学演習 辻よしみほか					※チーム医療特論 多田達史ほか
	(3時限) 13:00 -14:30	老年看護学演習 吉本知恵ほか			地域包括ケア特論 片山陽子ほか		精神保健看護学演習 則包和也ほか	
	(4時限) 14:40 -16:10			基盤看護学演習 小野美穂ほか	臨床実践看護学演習 近藤真紀子 ほか	小児看護学演習 枝川千鶴子		
	(5時限) 16:20 -17:50	在宅看護学演習 片山陽子ほか	看護教育学特論 小野美穂				※生命・医療倫理論 植村裕子ほか	
	(6時限) 18:00 -19:30	在宅看護学演習 片山陽子ほか	看護教育学特論 小野美穂		地域包括ケア特論 片山陽子ほか		精神保健看護学演習 則包和也ほか	
	(7時限) 19:40 -21:10	老年看護学演習 吉本知恵ほか	公衆衛生看護学演習 辻よしみほか	基盤看護学演習 小野美穂ほか	臨床実践看護学演習 近藤真紀子 ほか	小児看護学演習 枝川千鶴子	※生命・医療倫理論 植村裕子ほか	
夜 間								

※チーム医療特論 第1回令和7年10月11日(土)・第2回令和7年12月6日(土) 集中講義
 ※看護政策特論、看護教育学特論、看護と哲学については、上記時間帯の中で指導教員から別途指示する。

時間割計画

第2学年 前期・後期

時間	月	火	水	木	金	土
(1時限) 8:50 -10:20						
(2時限) 10:30 -12:00						
(3時限) 13:00 -14:30					看護学特別研究	
(4時限) 14:40 -16:10						
(5時限) 16:20 -17:50						
(6時限) 18:00 -19:30						
(7時限) 19:40 -21:10					看護学特別研究	

※看護特別研究の時間は、上記時間帯の中で研究指導教員から別途指示する。

Ⅱ 看護学専攻博士前期課程実践者養成コース

看護学専攻博士前期課程実践者養成コース目次

Ⅱ 看護学専攻博士前期課程実践者養成コースの概要	13
1 大学院前期課程実践者養成コースの教育目的	13
2 カリキュラムポリシー：【公衆衛生看護学】	13
3 カリキュラムポリシー：【助産学】	14
4 ディプロマポリシー：【公衆衛生看護学】	15
5 ディプロマポリシー：【助産学】	16
6 修了要件（実践者養成コース）	17
7 大学院の組織	18
8 学年、学期及び休業日	18
9 授業時間	18
10 授業時間割	19
11 履修の概要	19
(1) 開講授業科目	19
(2) 履修科目の選択	19
(3) 修了要件・学位の授与	19
(4) 研究指導計画・修士論文の作成	19
(5) 履修上の留意事項	20
12 教員名簿	22
13 学生生活等	23
(1) ティーチング・アシスタント制度	23
(2) 大学院生研究室の使用上の留意事項	23
(3) 校舎が機械警備中における入室方法	23
(4) その他	23
14 公衆衛生看護学授業科目一覧表	24
15 助産学授業科目一覧表	25

Ⅱ 看護学専攻博士前期課程実践者養成コースの概要

1 大学院前期課程実践者養成コースの教育目的

【公衆衛生看護学】

研究力を備えた高度な公衆衛生看護実践力を修得させ、社会が直面する健康課題の解決や未知の「健康への脅威」に立ち向かう判断力や行動力、多職種との連携協働力を発揮できるとともに、地域住民が安心して暮らせる地域づくりの組織者として、地域の健康課題を科学的根拠に基づいて抽出し解決策を提言できる保健師を育成する。このような人材を育成することにより地域における健康と QOL の向上および地域社会の安寧に寄与することを目的とする。

【助産学】

助産師としての高い倫理観を持ち女性の生涯にわたる健康生活支援と安全で安心できる確かな助産技術と助産実践上の課題に取り組むための研究力を備えた自律した助産実践能力を有する助産師を育成する。このような人材を育成することにより、地域の母子保健活動を推進するために多職種と連携・協働して、全ての女性、乳幼児、家族の健康増進に寄与することを目的とする。

2 カリキュラムポリシー：【公衆衛生看護学】

公衆衛生看護学の学修が、基礎から応用および課題研究との統合に向けて、段階的に「**基礎－応用－統合**」へと積み上げ着実に科学的根拠に基づく高度な公衆衛生看護実践能力が獲得できるように科目配置しています。

公衆衛生看護実践能力や研究力の育成、さらに公衆衛生看護実践力と研究力を統合した課題研究の取り組みは次のとおりの段階的「**基礎－応用－統合**」プロセスを進めます。

(1) 公衆衛生看護実践能力の育成（基礎－応用）

個人、家族、集団、地域の関連を理解し、理論と実践を連動する公衆衛生看護実践力を育成する。個別の健康課題から集団の健康課題、地域の健康課題へと視点を個別から集団、地域へと拡大するとともに包括的アセスメントが根拠に基づいてできる公衆衛生看護実践力が身につくように、4種類の実習を段階的に配置します。

- ① 1 年前期に公衆衛生看護実践能力の基礎となる知識・技術・態度を学修し、それを応用して実践力を身に付けるために「**公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱ**」を1年次後期に配置し、地域診断と公衆衛生看護展開過程を学びます。
- ② 1 年後期から2年前期にかけて、「**公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱ**」が終了した後、「**地域包括ケア実習Ⅰ**」を配置し、乳児のいる世帯1例を受け持ち自律した個別支援能力を身に付け、個別支援から家族支援さらに地域づくりへと発展する過程を学修します。1年間継続した訪問実習をすることで関係形成や個別のマネジメント、更に地域マネジメントへの展開について段階的に実践力を身につけます。
- ③ 2 年前期に「**地域包括ケア実習Ⅱ**」を配置し、これまでの実習経験を活かし（**応用**）、小豆島をフィールドとして、地域特性を把握した上で健康危機管理を視点として地域診断を行い、地域住民が安心して暮らせる地域を目指し、既存の地域包括ケアシ

システムを再検討し、関係機関や関係者と連携・協働するマネジメントの実際を学びます。

(2) 研究力（研究的思考・手法）の育成（基礎—応用）

- ① 1 年前期に、看護研究の**基礎**となる科目を学習し、研究的思考・手法を理解します。
- ② 1 年後期に基礎的知識を「**公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱ**」または「**地域包括ケア実習Ⅰ**」の実習において**応用**し公衆衛生看護実践の課題を探究します。

(3) 公衆衛生看護実践と研究的思考・手法の統合（統合）

- ① 公衆衛生看護学特論・演習において「**公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱ**」や「**地域包括ケア実習Ⅰ**」での公衆衛生看護実践の課題を探究し、研究的思考・手法を活用して実践の課題を研究課題へと洗練し、2 年前期に研究計画書を作成します。
- ② 研究計画書に基づいて、データ収集し分析する課題研究過程を学修し、その結果から公衆衛生看護実践（実習）上の課題解決に反映する研究過程を学習し、実践と研究を**統合**した成果として課題研究論文を作成します。

3 カリキュラムポリシー：【助産学】

助産学では、**責務遂行能力、助産実践能力、課題探求解決能力、連携・協働力、地域貢献力**を修得できるように課題研究科目、専門共通科目、専門領域科目（実践養成コース共通科目を含む）に加えて、助産師国家試験受験資格取得に必要な科目を以下のような共通方針に基づいて配置しています。

- (1) 助産実践上の知識、技術、専門職としての態度の修得レベルを上げるため、ローリスク妊婦ケアと 10 例以上の正常分娩介助後、経験した事例をもとにシナリオを作成し、徹底したシミュレーション学習を行います。
- (2) 周産期の臨床思考を身につけるために段階的に助産実践能力の客観的評価を実施する。知識、技術、態度の目標到達レベルの確認のために**実習前：助産実践能力の客観的評価**と**実習後：助産実践能力の客観的評価**および**修了前：助産実践能力の客観的評価**を行います。
- (3) 妊娠・分娩・産褥・育児期を継続して支援する能力を養うため、1 年次から実習を設置し、継続事例のうち 1 例は 1 年間受け持ちます。
- (4) 高度な周産期母子医療に対応した実践能力を修得するために、ハイリスク妊産褥婦ケアを含めた特論や演習科目を強化します。
- (5) 研究科における研究方法論（量的研究・質的研究）や看護理論、英論文作成概論等を 1 年次から履修できるようにし、研究を行うための基礎的知識を活用し、仮説を構築、検証することや、実践上の課題を解決できるようにします。
- (6) 公衆衛生看護学との合同科目の履修により、課題探究、多職種連携・協働についての実践を学ぶことができます。
- (7) 香川県の課題を把握するため、香川県全域で実習を行い、地域包括医療・ケアについて学ぶ機会をつくれます。

カリキュラムポリシーを踏まえた科目編成として、「研究力を備えた自律した助産実践能力を有する助産師」を育成する目的で以下のような **Level 1～3 まで段階的に科目配置**を行います。

Level 1「助産実践の基礎的能力」に相当する科目として、実習に関しては基礎的な助産

実践を学ぶ「助産学実習Ⅰ」を配置する。また、専門職業人としての高い倫理観を培うため「生命・医療倫理論」を配置します。

Level 2「助産実践の応用力」に相当する科目として、実習に関しては、正常分娩介助からハイリスク妊産褥婦ケアを学ぶ「助産学実習Ⅱ～Ⅳ」を配置する。「地域包括ケア実習Ⅰ」では公衆衛生看護学の学生と合同で継続事例を受け持ち、ローリスク妊婦ケアを行いながら産後1年にわたり母子と関わります。

Level 3「研究力を備えた自律した助産実践能力」に相当する科目として、助産学実習Ⅰ～Ⅳまでを通して経験した事例からシナリオを作成し、徹底したシミュレーション学修を行う「助産実践演習Ⅱ」を配置し、修得すべき助産実践が確実にでき、自律した助産実践に向けて自信をつけます。また、「助産実践演習Ⅰ・Ⅱ」において助産学実習前、実習後、課程修了前に**助産実践能力の客観的評価**を行い、助産実践能力の確認を行う。研究力に関して、実習や現場で捉えた助産実践および地域における課題を精練できるように、助産学実習に加え、「ウィメンズヘルス看護学特論・演習」、公衆衛生看護学の学生と合同で取り組む「地域包括ケア実習Ⅱ」を1年次から2年次にかけて履修できるように配置します。また、1年次前期より基礎的研究能力の中核となる科目でもある「看護理論」、「質的研究方法論」、「量的研究方法論」、「英論文作成概論」を配置し、1年次後期に「課題研究Ⅰ」、2年次から「課題研究Ⅱ」と段階的に研究を進められるように課題研究科目を置きます。

4 ディプロマポリシー（修了時までには修得する能力）：【公衆衛生看護学】

I. 専門職としての責務遂行能力（プロフェッショナル）

（地域における健康とQOLの向上及び社会の安寧に寄与することを使命とし、専門職業人としての責務を果たせる知識・技術・態度を生涯にわたり研鑽し続けるプロフェッショナルとしての能力）

- ① 保健師としての使命を自覚し、公衆衛生看護の倫理を遵守して、役割を発揮できる知識・技術・態度を身に付ける。
- ② 保健師活動の対象となる人々及び協働する人々と信頼関係を構築し、人々の生活と文化、価値規範を尊重した対応ができる。
- ③ 公衆衛生看護活動における倫理的問題とその対処について説明できる。
- ④ 健康な地域づくりや健康危機に対応できる保健師を目指し、生涯にわたる自己研鑽を継続する意識と態度を身に付ける。

II. 科学的根拠に基づく高度な公衆衛生看護実践能力（公衆衛生看護実践能力）

（地域や地域住民を対象として包括的視点で的確にアセスメントし、科学的根拠に基づいた公衆衛生看護実践ができる能力）

- ① 地域や地域住民の実態や社会資源を専門的知識・技術を活用して把握し、包括的に健康課題をアセスメントできる。
- ② 地域や地域住民が主体的に健康課題を解決できる支援を理論や研究成果に基づいて予防的に介入し評価できる。
- ③ 個別の健康課題を地域（集団）の健康問題として捉え直し、地域の住民組織、自治体、学校、産業の人々と共に健康な地域づくりに取り組むことができる。
- ④ 地域診断に基づいて健康課題を抽出し、健康課題の解決策を科学的根拠に基づいて提言できる。

III. 課題を探究し解決できる能力（課題探究解決能力）

（公衆衛生看護学を探究するとともに、地域における実践課題を見出し、課題解決に向けて研究を遂行する能力）

- ① 公衆衛生看護学の発展が地域の健康課題の解決や健康増進に繋がることを認識できる。
- ② 公衆衛生看護学の発展からみた批判的思考を修得し、科学的に探究する態度を身に付ける。
- ③ 課題探究の一連のプロセスを経験し、適切な情報収集や研究デザインを選択し研究を遂行する能力を身に付ける。
- ④ 公衆衛生看護実践における研究の意義を認識し、学術・研究活動に関心を持ち公衆衛生看護学を探究できる。

IV. 連携・協働する能力（連携・協働力）

（地域における健康と QOL の向上や地域社会の安寧を目指し関係機関、関係者と連携・協働体制を構築して地域社会の変革を推進する能力）

- ① 地域や地域住民の実態に応じ保健・医療・福祉・教育機関が相互の役割を認識した組織体制を構築できる。
- ② 住民・行政・民間（企業）が連携・協働した住民主体の健康な地域づくりのファシリテーションができる。
- ③ 地域住民が地域で安心して暮らし続けられる持続可能な地域包括ケアシステムの構築について多職種・多機関と検討できる。
- ④ 自然災害や感染症等、予測不能な健康危機やその予防策を関係機関と連携・協働する取り組み過程を説明できる。

V. 社会の動向に応じ地域に貢献する能力（地域貢献力）

（急速に変化する社会状況に対して、保健師に求められる役割を認識し、地域社会の発展に寄与できる能力）

- ① 常に社会経済情勢に興味関心を持ち、政治・経済・行政の動きを把握できる。
- ② 社会の様々な変化や健康課題に対応して、地域や地域住民の健康と生命を守る公衆衛生看護の役割と責任を認識できる。
- ③ 地域の国際化に伴う保健医療の課題を理解し、多文化共生に対応できる基礎的素養を身に付ける。
- ④ 社会の変化に対応し、地域が求める保健師の機能と役割を探究し、地域の発展に寄与できるアイデンティティを形成する。

5 ディプロマポリシー（修了時まで修得する能力）：【助産学】

I. 責務遂行能力

（助産師としての高い倫理観を持ち、高度な専門職として対象者のニーズに対して応答できる能力を身につける）

- ① 対象となる人々の行為や言動を洞察し、倫理的に応答できる。
- ② 適切なコミュニケーション技法を用いて、対象となる女性、母子とその家族と良好な信頼関係を構築し、ニーズに添ったケアが提供できる。
- ③ 母子とその家族および女性の自己決定を支援するための適切なカウンセリング技術が修得できる。
- ④ 助産専門職としての法的役割と責務を自覚できる。
- ⑤ 助産師としてのアイデンティティを形成できる。
- ⑥ 生涯にわたり自己研鑽する（キャリア開発）必要性を理解し、高度専門職業人としての自覚が持てる。

II. 助産実践能力

（安全で対象者に満足のいく助産ケアの提供のために、科学的根拠に基づいた自律した助産実践を行う能力を身につける）

- ① エビデンスに基づいたローリスク妊産褥婦ケアが実施でき、ハイリスクへの移行が予測できる。
- ② 医療介入を必要とする妊産褥婦および新生児ケアの方法を知識として修得している。
- ③ エビデンスに基づいたローリスク産婦の分娩介助、新生児ケアができ、適切な家族ケアが実施できる。
- ④ 助産実践を振り返ることにより、経験した実践を確実に修得している。
- ⑤ 妊産褥婦や新生児に生じた臨床的事象を正しく解釈・判断し、対応を決定するためのプロセスを経る能力を身につける。
- ⑥ ウィメンズヘルスケア（プレコンセプションヘルスケア、不妊看護等）、女性への暴力や乳幼児虐待予防の方法を知識として修得している。

III. 課題探究解決能力

（助産実践を変革させるうえでの課題を見出し、解決に向けて研究を遂行する能力を身につける）

- ① 助産実践の発展が、対象となる女性、母子とその家族の健康を増進することにつながることを意識できる。
- ② 助産に関連した医療政策を評価する方法を修得している。
- ③ 助産実践上の課題を明確にするための批判的思考を修得している。
- ④ 助産実践上の課題を見出し、重要性、必要性に照らして洗練し、課題解決につながる研究が遂行でき、助産学の発展に寄与するエビデンスをつくることができる。

IV. 連携・協働力

（助産学領域の実践上の課題に向けてマネジメント力を発揮し、組織および多職種と連携・協働できる能力を身につける）

- ① 助産師の継続ケアの必要性と多様な課題をもつ対象者への関わりの方法を修得している。
- ② 地域包括医療・ケアの中で、助産師の果たすべき役割が自覚できている。
- ③ 周産期における地域包括医療・ケアの基本的な考え方を理解し、先導的な役割を担える。
- ④ 多職種（医師、保健師、看護師、ソーシャルワーカー、臨床心理士等）、行政機関や女性団体等の中で、自らの専門的見地に立つ意見を述べ、連携・協働（共同）できる。
- ⑤ チームの中で果たすべきリーダーシップとメンバーシップを発揮できる。

V. 地域貢献力

（社会の動向を踏まえ地域の母子保健活動を推進するために、全ての女性、乳幼児、家族の健康増進に向けて支援できる能力を身につける）

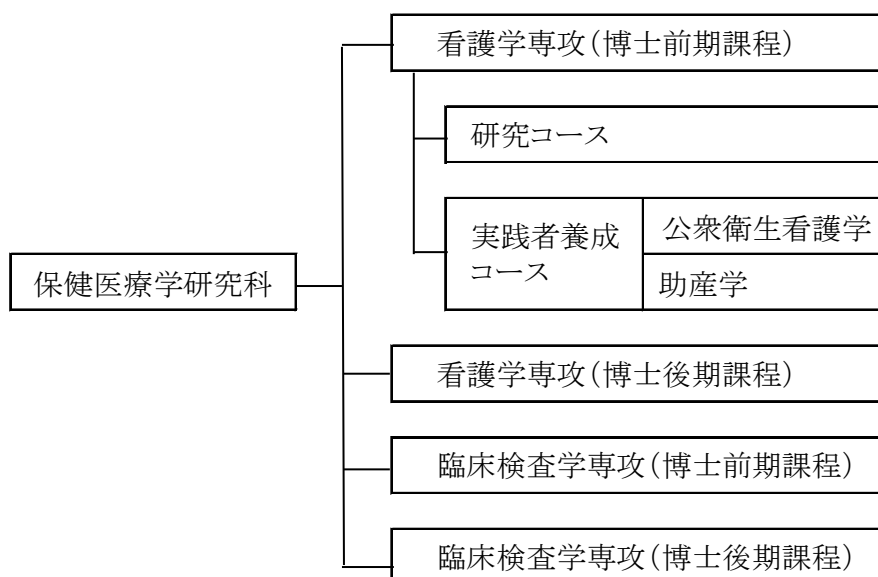
- ① 医療安全に留意でき、地域における災害時等の危機管理対応ができる。
- ② 疫学や保健統計から母子とその家族および女性、助産を取り巻く社会の動向を把握し、地域における母子保健・医療・福祉制度を活用できる。
- ③ 対象となる女性、母子とその家族は地域で生活しており、その特性がライフスタイルや健康生活に影響することを意識できる。
- ④ 母子を含めた地域包括ケアシステムやネットワークの構築に寄与できる。

6 修了要件（実践者養成コース）

実践者養成コースでは、修了要件となる公衆衛生看護学または助産学の専門科目 31 単位および実践者養成コース共通科目 6 単位、専門領域科目 4 単位、専門共通科目 10 単位を修得するとともに、特別研究科目 10 単位は、必要な研究指導を計画的に受けた上

で課題研究論文を作成した後に審査および最終試験に合格し（研究コースの修士論文審査と同じプロセスを経る）、ディプロマポリシーにある条件をすべて満たす者に修士（看護学）の学位を授与する。

7 大学院の組織



8 学年、学期及び休業日

(1) 学年

学年は、4月1日から始まり、翌年3月31日で終わる。

(2) 学期

学期は、2学期制で、前期と後期に分かれる。

(3) 休業日（授業を行わない日）

休業日は、次に掲げるもののほか、学長が臨時に定める場合や休業日を変更する場合がある。この場合は、あらかじめ本学ホームページの在学生専用ページ（以下「本学ホームページ」という。）に明示する。

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③ 開学記念日（10月20日）
- ④ 春季・夏季・冬季休業日

9 授業時間

授業時間は、原則として1時限90分で、1日7時限とする。なお、本学では教育方法の特例（大学院設置基準第14条）を設けており特定の時間又は時期において授業や研究指導を行う。ただし、本特例を受ける場合であっても、本大学院において指定された講義等の日時の範囲内で受講すること。

時限	1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限	6 時限	7 時限
時間	8 : 50～ 10 : 20	10 : 30～ 12 : 00	13 : 00～ 14 : 30	14 : 40～ 16 : 10	16 : 20～ 17 : 50	18 : 00～ 19 : 30	19 : 40～ 21 : 10

10 授業時間割

授業時間割は、時間割計画を参考にする。

なお、日程が未定の授業科目や、日程が変更になる場合については、決定次第、本学ホームページに明示する。

11 履修の概要

(1) 開講授業科目

本学大学院が開設している授業科目と内容については、「教授要項（シラバス）」と「大学院保健医療学研究科科目履修規程」などを参考にして、必要な科目を履修するとともに、課題研究を行ったうえで課題研究論文を作成し、所定の単位を修得すること。

(2) 履修科目の選択

必要単位数が決まっているので、この単位数以上となるように履修科目を選択すること。

区分	専門共通 科目	専門領域 科目	実践者養成コース専門科目		特別研究 科目	合計
			公衆衛生看護学 助産学	共通科目		
必修	10 単位	4 単位	31 単位	6 単位	10 単位	61 単位
選択		—	—	—	—	
合計	10 単位	4 単位	31 単位	6 単位	10 単位	61 単位

(3) 修了要件・学位の授与

本研究科に2年以上在学し、(2)で示した必要単位数以上の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで、本研究科が行う特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した場合に、本研究科の課程を修了し、次の学位が授与される。

修士（看護学）：看護学専攻の修了者
<Master of Nursing>

(4) 研究指導計画・課題研究論文の作成

研究指導については、研究科委員会で決定した研究指導教員が行うが、研究の遂行に当たり、学生は研究指導教員と相談の上、研究課題や研究指導の方法及び内容

を明示するために研究計画・研究指導計画を科目履修規程の「研究指導計画」に関する申合せを参照して作成する。

なお、課題研究論文の作成・審査等については、大学院規定集の看護学専攻実践者養成コースにおける修士学位取得要項、学位規程及び修士学位審査規程等に基づいて進めること。

(5) 履修上の留意事項

① 履修科目の届出

(ア) 授業科目を履修し、単位を修得するためには、履修しようとする授業科目を届け出ること。毎学期の指定期日までに、「履修届」を事務局教務・学生担当に提出すること。

(イ) 「履修届」を提出していない授業科目は、受講できない。また、「履修届」を提出した授業科目を受講しないと、その授業科目の成績は「不可」となるので注意すること。

(ウ) 「履修届」を提出した授業科目を変更するときは、指定期日までに、「履修科目変更届」を事務局教務・学生担当に提出する必要がある。

② 休講、補講

(ア) 休講等

休講、授業時間及び授業場所の変更は、本学ホームページ等に明示するので、注意して見るようにすること。

(イ) 補講

補講を行う場合には、本学ホームページ等に明示するので、日時・場所等をよく確かめること。

③ 試験

(ア) 評価の方法

授業の点数評価や単位認定の方法、欠席などへの対応、課題やレポートの提出期限などは、原則として担当教員の指示に従うこと。シラバスの成績評価の方法は、パーセント(%)で表記する。

(イ) 定期試験

定期試験は、その授業科目の授業が終了する学期末に行う。ただし、各科目の出席日数が講義で2/3、演習あるいは実習科目で4/5を満たさない場合、期末試験受験資格がなくなり、単位取得ができない。

(ウ) 追試験

追試験は、病気その他やむを得ない理由により定期試験を受けられなかった者に対して、期日を指定して行う。

(エ) 再試験

定期試験又は再試験において不合格となった者に対しては、当該授業科目の担当教員が必要と認めたときは、再試験を行うことができる。

④ 成績評価

成績評価と評点の関係は、次の表のとおりである。

ただし、再試験の合格者の評点は、60点とする。

評 価	評 点	合格判定
優	80点以上	合 格
良	70点以上 80点未満	
可	60点以上 70点未満	
不可	60点未満	不 合 格

⑤ 単位の授与

成績の評価において合格した場合には、所定の単位が与えられる。なお、単位を修得した授業科目は、再び履修することはできない。

⑥ 再履修

再履修とは、履修した授業科目の単位を修得することができなかったときに、翌年次以降に再びその授業科目を履修することである。

再履修の場合は、再び授業を受け、受験資格を取得しなければならない。

⑦ 入学前の既修得単位の認定

入学前に他の大学院を修了した者や中途退学した者などが、本学大学院において開設している授業科目（講義を主とする。）の内容と同等以上学修している場合、申請をすれば該当する授業科目の単位数の範囲内で単位を認定することができる。

(ア) 申請する場合は、次の書類を必ず添付すること。

- ・出身学校の成績証明書
- ・単位認定を受けようとする授業科目に関する出身学校のシラバス

(イ) 単位認定申請書の提出時期

前期の履修届提出にあわせて、事務局教務・学生担当に提出すること。

12 教員名簿

- | | | |
|---|---------------|--------|
| 1 | 学 長 | 平川 栄一郎 |
| 2 | 副 学 長 | 片山 陽子 |
| 3 | 研究科長 | 片山 陽子 |
| 4 | 学生部長 | 片山 陽子 |
| 5 | 図書館長 | 古山 達雄 |
| 6 | 看護学専攻長 | 近藤 真紀子 |
| 7 | 看護学専攻 担 当 教 員 | |

担当領域	職名	氏 名	職名	氏 名
公衆衛生 看護学	教授	辻 よしみ	教授	佐々木 純子
	講師	植原 千明	助教	宮本 保志花
助産学	教授	木戸 久美子	准教授	植村 裕子
	講師	松下 有希子		
課題研究	教授	片山 陽子	教授	吉本 知恵
	教授	近藤 真紀子	教授	枝川 千鶴子
	教授	則包 和也	教授	小野 美穂
	教授	筒井 邦彦	教授	比江島 欣愼
	准教授	岩本 真紀	准教授	岡田 麻里
	准教授	小林 秋恵	准教授	土岐 弘美
	准教授	森田 公美子	講師	多田羅 光美
	講師	竹内 千夏		
専門科目	教授	南 貴子		

13 学生生活等

(1) ティーチング・アシスタント制度

本学の大学院に在籍する優秀な学生は、授業担当教員の指導の下に、学部における教育活動の補助を行うことができる。具体的な内容については、参考資料を参照すること。

(2) 大学院生研究室の使用上の留意事項

大学院生研究室には、次の備品等を備え付けている。これらについては、大学院生が共同で利用するものであり、決まりを守って有効に活用すること。

学習机、椅子、書架、パソコン、プリンター、収納ワゴン、ロッカー、
なお、ロッカーについては、学籍番号を付番しているので、各人で鍵を管理して利用すること。

- ・パソコン内のシステム等の改変やソフトのインストール等は禁止する。
- ・パソコンで作成したデータはハードディスクに保存せずに、各自で管理すること。
- ・故障、破損等が生じた時は、事務局へ速やかに連絡すること。
- ・プリンターのインクトナーや印刷用紙等が無くなった場合は、事務局でお渡しするので、事務局まで来ること。

(3) 校舎が機械警備中における入室方法

本学においては、事務局の事務取扱時間 8:30～17:15（日曜日、土曜日、祝日及び年末年始を除く。）以外は、民間の警備会社に警備を委託している。

平日は 22 時まで、土曜日は 15 時まで警備員による有人警備をしており、それ以外の時間帯は、機械警備となっている。機械警備の時間は平日 22 時以降、土曜日 15 時以降（授業が休業期間中は終日）、日曜日、祝日、年末年始である。

機械警備中に学内の建物に入室する場合は、別途配付の資料によること。

(4) その他

学生生活（指導教員制度の部分は除く。）、奨学金制度、健康管理、図書館利用案内、情報処理教室利用案内及び建物配置図等については、本学ホームページ掲載の「令和 7 年度入学生用学生便覧」を参照すること。

なお、事務局の事務取扱時間（8:30～17:15（日曜日、土曜日、祝日及び年末年始を除く。）外に各種申請書等を提出する必要がある場合には、管理研究棟 1 階の警備員室前に受付用ポストを設置しているので、投函すること。

科目区分		科目名	担当教員				配当年次	単位数		DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	修了要件
								必修	選択	責務遂行	看護実践	課題探求	連携協働	地域貢献	
専門共通科目		先端医学論※	古山達雄	平川栄一郎	奥田潤	樋本尚志	1 前		2		○			◎	必修 10単位
			多田達史	岡田仁											
		チーム医療特論※	多田達史	森田公美子			1 後		2		○		◎		
		保健統計学特論	比江島欣愼				1 前	2			○	◎			
		生命・医療倫理論※	植村裕子	岡田仁	大栗聖由	塩田敦子	1 後		2	◎	○				
		英論文作成概論	南貴子				1 前		2			◎		○	
		看護理論	近藤真紀子	小野美穂	岩本真紀	小林秋恵	1 前	2			○	◎			
			森田公美子	岡西幸恵											
		看護と哲学	近藤真紀子	森田公美子	出村和彦		1 後		2	○		◎			
		質的研究方法論	近藤真紀子	岩本真紀	岡田麻里	小林秋恵	1 前	2			○	◎			
		量的研究方法論	比江島欣愼	片山陽子	竹内千夏		1 前	2			○	◎			
		地域包括ケア特論	片山陽子	辻よしみ			1 後	2					◎	○	
		看護政策特論	井伊久美子				1 後		2				○	◎	
		看護教育学特論	小野美穂				1 後		2		○	◎			
		小計(12科目)						10	14						
専門領域科目	地域看護学	公衆衛生看護学特論	辻よしみ	佐々木純子	植原千明		1 前	2		◎				○	必修 4単位
		公衆衛生看護学演習	辻よしみ	佐々木純子	植原千明		1 後	2			◎	○			
		小計(2科目)						4	0						
実践者養成コース専門科目	公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論	辻よしみ				1 前	2		◎				○	必修 31単位
		公衆衛生看護技術論Ⅰ	佐々木純子	辻よしみ	藤村保志花		1 前	2		○	◎				
		公衆衛生看護技術論Ⅱ	佐々木純子	土岐弘美	藤村保志花		1 前	2		○	◎				
		公衆衛生看護活動展開論Ⅰ	辻よしみ	佐々木純子	大野香織		1 前	2			◎		○		
		公衆衛生看護活動展開論Ⅱ	佐々木純子				1 前	2			◎		○		
		公衆衛生看護活動展開論Ⅲ	佐々木純子	奥田紀久子			1 後	3			◎		○		
		公衆衛生看護管理論Ⅰ	辻よしみ	藤村保志花			1 前	3			◎			○	
		公衆衛生看護管理論Ⅱ	佐々木純子	井伊久美子			1 後	2					◎	○	
		保健医療福祉行政論	辻よしみ	井伊久美子	岡野由佳	大橋義弘	1 前	2		○				◎	
		保健医療福祉行政論演習	植原千明	藤村保志花			1 後	2			○			◎	
		疫学	佐々木純子	藤村保志花	横山勝教		1 前	2			○	◎			
		保健統計学	植原千明	依田健志	横山勝教	藤川愛	1 前	2			○	◎			
		公衆衛生看護学実習Ⅰ	辻よしみ	佐々木純子	藤村保志花		1 後	2			◎	○			
		公衆衛生看護学実習Ⅱ	辻よしみ	佐々木純子	藤村保志花		1 後	3			◎	○			
			小計(16科目)						31	0					
	共通科目	地域包括ケア実習Ⅰ	辻よしみ	佐々木純子	植原千明	藤村保志花	1後~2前	4			○		◎		必修 6単位
		地域包括ケア実習Ⅱ	辻よしみ	佐々木純子	植原千明	藤村保志花	2 通	2			○		◎		
小計(2科目)						6	0								
特別研究科目	課題研究Ⅰ	辻よしみ	佐々木純子	植原千明	片山陽子	1 後	4			○	◎			必修 10単位	
		吉本知恵	近藤真紀子	則包和也	枝川千鶴子										
	課題研究Ⅱ	小野美穂	筒井邦彦	比江島欣愼	岩本真紀	2 通	6			○	◎				
		小林秋恵	岡田麻里	土岐弘美	森田公美子										
		多田羅光美	竹内千夏	藤村保志花											
		小計(2科目)						10	0						
合計(34科目)								61	14						61単位

ディプロマ・ポリシー(DP)

◎:非常に対応している ○:対応している

DP1 責務遂行能力
DP2 公衆衛生看護学実践能力
DP3 課題探求解決能力
DP4 連携・協働力
DP5 地域貢献力

ディプロマ・ポリシーの詳細については、大学院ガイドで確認してください。

科目区分		科目名	担当教員				配当 年次	単位数		DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	修了 要件	
							必修	選択	責務 遂行	助産 実践	課題 探求	連携 協働	地域 貢献			
専門 共通科目		先端医学論※	古山達雄	平川栄一郎	奥田潤	樋本尚志	1 前	2		○				◎	必修 10単位	
			多田達史	岡田仁												
		チーム医療特論※	多田達史	森田公美子			1 後	2		○		◎				
		保健統計学特論	比江島欣愼				1 前	2		○	◎					
		生命・医療倫理論※	植村裕子	岡田仁	大栗聖由	塩田敦子	1 後	2	◎	○						
		英論文作成概論	南貴子				1 前	2			◎			○		
		看護理論	近藤真紀子	小野美穂	岩本真紀	小林秋恵	1 前	2			○	◎				
			森田公美子	岡西幸恵												
		看護と哲学	近藤真紀子	森田公美子	出村和彦	西村ユミ	1 後	2	○		◎					
		質的研究方法論	近藤真紀子	岩本真紀	岡田麻里	小林秋恵	1 前	2			○	◎				
		量的研究方法論	比江島欣愼	片山陽子	竹内千夏		1 前	2			○	◎				
		地域包括ケア特論	片山陽子	辻よしみ			1 後	2					◎	○		
		看護政策特論	井伊久美子				1 後	2					○	◎		
		看護教育学特論	小野美穂				1 後	2		○	◎					
小計(12科目)								10	14							
専門 領域	次 世代 看護学 育成	ウィメンズヘルス看護学特論	木戸久美子	植村裕子	松下有希子	榮 玲子	1 前	2			○	◎			必修 4単位	
		博士前期課程の担当教員														
		ウィメンズヘルス看護学演習	木戸久美子	植村裕子	松下有希子	榮 玲子	1 後	2			○	◎				
		博士前期課程の担当教員														
小計(2科目)								4	0							
実践者 養成 コース 専門科目	助 産 学	助産学概論	木戸久美子	植村裕子	榮 玲子		1 前	1		◎				○	必修 31単位	
		助産実践概論	植村裕子	木戸久美子	筒井邦彦		1 前	1		○	◎					
		周産期学・女性学特論	塩田敦子	香西祥子			1 通	2		○	◎					
		新生児学・乳幼児学特論	日下隆	小谷野耕祐	中村信嗣	飛矢純子	1 通	2		○	◎					
		助産実践特論Ⅰ	木戸久美子				1 前	2		○	◎					
		助産実践特論Ⅱ	植村裕子	木戸久美子	松下有希子		1 前	2		○	◎					
		助産実践特論Ⅲ	植村裕子				1 前	2			◎			○		
		助産実践特論Ⅳ	木戸久美子				1 通	2			◎			○		
		助産実践演習Ⅰ	木戸久美子	植村裕子	松下有希子	大栗聖由	1 通	1		○	◎					
		助産実践演習Ⅱ	植村裕子	木戸久美子	松下有希子		2 通	1		○	◎					
		地域母子保健活動論	榮 玲子	大野香織	木戸久美子		1 前	2					○	◎		
		助産管理	植村裕子	松尾真理	松下有希子		1 後	2			○		◎			
		助産学実習Ⅰ	木戸久美子	植村裕子	松下有希子		1 前	2			◎	○				
		助産学実習Ⅱ	木戸久美子	植村裕子	松下有希子		1 通	5			◎	○				
		助産学実習Ⅲ	植村裕子	木戸久美子	松下有希子		1 後	3			◎		○			
		助産学実習Ⅳ	植村裕子	木戸久美子			2 前	1			○		◎			
	小計(16科目)								31	0						
	共通 科目	地域包括ケア実習Ⅰ	植村裕子	木戸久美子	松下有希子		1後~2前	4						○	◎	必修 6単位
		地域包括ケア実習Ⅱ	木戸久美子	植村裕子			2 通	2						○	◎	
小計(2科目)								6	0							
特別研究 科目	課題研究Ⅰ	木戸久美子	植村裕子	松下有希子	片山陽子	1 後	4			○	◎				必修 10単位	
		吉本知恵	近藤真紀子	枝川千恵子	則包和也											
	課題研究Ⅱ	小野美穂	筒井邦彦	比江島欣愼	岩本真紀	2 通	6			○	◎					
		小林秋恵	岡田麻里	土岐弘美	森田公美子											
小計(2科目)								10	0							
合計(34科目)								61	14						61単位	

ディプロマ・ポリシー(DP)

◎:非常に対応している ○:対応している

DP1 責務遂行能力
DP2 助産実践能力
DP3 課題探求解決能力
DP4 連携・協働力
DP5 地域貢献力

ディプロマ・ポリシーの詳細については、大学院ガイドで確認してください。

Ⅲ 看 護 学 専 攻 博 士 後 期 課 程

Ⅲ 看護学専攻博士後期課程目次

Ⅲ 看護学専攻博士後期課程の概要	27
1 看護学専攻博士後期課程の教育目的	27
2 看護学専攻博士後期課程の教育目標	27
3 カリキュラムポリシー	27
4 アドミッションポリシー	27
5 教育課程の概要	28
6 修了要件・ディプロマポリシー	29
7 専攻の名称及び構造	29
8 大学院の組織	30
9 学年、学期及び休業日	30
10 授業時間	30
11 授業時間割	30
12 履修の概要	31
(1) 開講授業科目	31
(2) 履修科目の選択	31
(3) 修了要件・学位の授与	31
(4) 研究指導計画・博士論文の作成	31
(5) 履修上の留意事項	31
(6) 長期履修制度	33
13 教員名簿	34
14 学生生活等	34
(1) ティーチング・アシスタント制度	34
(2) 大学院生研究室の使用上の留意事項	34
(3) 校舎が機械警備中における入室方法	35
(4) その他	35
15 授業科目一覧表	36
16 論文担当教員の研究テーマ一覧	37
17 時間割計画	39
18 博士後期課程修了までのスケジュール	42

Ⅲ 看護学専攻博士後期課程の概要

1 看護学専攻博士後期課程の教育目的

実践科学としての看護学に対する深い学識を持つ自立した研究者として、看護実践に役立つモデルを独創的に開発し、研究成果を地域に還元することで、地域の看護実践の向上と変革に貢献できる教育者又は看護実践の組織的指導者を育成することを目的とする。これによって、地域の看護の質向上及び県民の健康と福祉に寄与する。

2 看護学専攻博士後期課程の教育目標

- (1) 実践科学としての看護学の体系化に資する研究が展開できる能力を育成する。
- (2) 地域の保健・医療・福祉に貢献する看護実践モデルの開発研究ができる能力を育成する。
- (3) 看護の変革をめざして、組織内で政策提言できる能力を育成する。
- (4) 看護学の教育又は看護実践において、後進育成ができる能力を育成する。

3 カリキュラムポリシー

本課程では、教育目標を実現するため、以下の4項目を教育方針（カリキュラムポリシー）として定め、体系的で適切な教育課程を編成します。

- (1) 博士後期課程における看護学の専門領域は、地域包括ケアの推進に資する看護実践に役立つモデルの開発研究を目指し、「実践開発看護学領域」とします。
- (2) 教育課程は、研究の基盤的知識を養う「専門共通科目」、看護学特別研究につながる「専門科目」と「演習科目」、博士論文を完成させる「特別研究科目」の4つの科目群で構成します。
- (3) 「専門科目」の特論、「演習科目」の特別演習の学修を体系的に履修するコースワークが、「特別研究科目」のリサーチワークに統合するように科目を配置します。
- (4) 授業は、人と論理的・対話的に議論することで、組織内で政策提言ができるリーダー能力の育成を意図した展開方法とします。

4 アドミッションポリシー

実践科学としての看護学に対する深い学識を持つ自立した研究者として、看護実践に役立つモデルを独創的に開発し、研究成果を地域に還元することで、地域の看護実践の向上と変革に貢献できる教育者又は看護実践の組織的指導者を育成する。これによって、地域の看護の質向上及び県民の健康と福祉に寄与する。

この教育目的を達成するために、以下の3項目を受け入れ方針とする。

- (1) 専門領域の深い知識と看護研究の基本的能力をもち看護実践の向上と変革に貢献する独創的な研究に取り組める「論理的思考力」と「柔軟な発想力と創造力」を有している人
- (2) 地域の看護実践の向上と変革に使命感をもち、研究成果に基づく政策提言がで

きる組織的指導者を目指したい人

- (3) 看護学の発展に貢献する意志をもち、看護学の研究を創造的に推進できる教育者を目指したい人

5 教育課程の概要

教育課程全体は、【専門共通科目】【専門科目】【演習科目】【特別研究科目】で構成します。

(1) 専門共通科目

実践科学としての看護学の体系化を可能にする研究の基盤的知識となる「看護理論学」「看護学発展論」「看護研究方法特論」を必修として1年次前期の専門共通科目に設けています。

「看護理論学」では、実践科学としての看護学の理論や概念を開発する方法を学修するために、看護学の哲学的基盤や理論的基盤、看護理論の構築方法を学修します。「看護学発展論」では、我が国の保健医療福祉及び看護の動向を踏まえ、看護政策の立案・提言及び実現・検証を政策形成過程として理解するとともに政策研究の方法論を理解します。さらに「看護研究方法特論」では、看護現象を捉えるアプローチや看護学における多様な科学的検証方法を学修し、看護実践に役立つモデル開発につながる研究デザインや研究方法を探究します。

(2) 専門科目と演習科目（特論と特別演習）

博士論文の研究課題と研究方法の明確化は、文献クリティークを中心として1年次前期の「特論」で主に行います。

博士後期課程「実践開発看護学領域」には、次の5つの特論を置き、①地域包括ケア推進に伴い、看護職の役割拡大と看護実践の多様化が進むなかで、新たな看護の人材育成及び技術の創造・開発について探求する「基盤看護科学特論」、②地域包括ケアシステム構築とともに、在宅療養者を含めた地域で生活する人々の健康課題に応える新たな看護サービス・看護ケアシステムを探求する「地域在宅看護科学特論」、③精神保健に健康問題をもつ人をはじめとする、全ての人々のメンタルヘルスに関する看護を探究する「精神保健看護科学特論」④多様な療養の場において、療養支援を必要としている成人期や老年期の人への看護を探究する「療養支援看護科学特論」、⑤生涯を通じた女性及び母子とその家族の健康生活支援、すなわち性と生殖と子育てに関連した看護を探究する「次世代育成看護科学特論」とします。

そして、1年次後期に、合同の「特別演習」を設けて、「特論」で探究した内容の妥当性、研究の実践的有用性と実現可能性、独創性と新規性等について、複数の教員と学生によるピアレビューと討論によって洗練させていきます。

(3) 特別研究科目（看護学特別研究）

看護学特別研究は、専門共通科目及び特論と特別演習による学修成果を深化・発展させて博士論文を作成するための科目で、看護学特別研究は6単位に設定していますが、「研究計画書作成」「副論文の学術雑誌への投稿」「博士論文の作成と審査」と、段階的な課題を設けて、学生個人の進捗状況に応じて課題を達成していきます

す。これら3つの課題では、次のような行動レベルの能力が確実に身についているかを評価します。

- ①自律的に研究計画書を立案して研究倫理に則って計画を実践できる。
- ②学位授与方針で定めるように、その基礎となる学識を有することを示す客観的な資料として、博士論文に関する副論文（博士論文の課題に関する文献レビュー等の総説、博士論文完成に向かうまでの予備研究結果等）を査読制度のある学術雑誌に投稿し、査読を受けて論考し、学術雑誌が求める水準に到達した論文掲載を可能にできる。
- ③「学術セミナー」でのプレゼンテーション、研修、討議を通して、自律した研究者としての発表討議ができる。
- ④博士論文審査・発表を通して、研究過程・論文作成過程を俯瞰的に自己評価し、看護学の学識者としての責任と役割を果たすことができる。

6 修了要件・ディプロマポリシー

看護学専攻博士後期課程に3年以上在籍し、専門共通科目（必修）6単位、専門科目（選択）2単位、演習科目（必修）2単位、特別研究科目（必修）6単位の合計16単位を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格することとし、加えて、博士論文に関する副論文1編を、査読制度のある学術雑誌に単著又は共著筆頭の原著論文、研究報告、総説のいずれかとして発表すること（印刷中の論文については、その旨を記入し、アクセプトされたことが分かる証明書を添付する）とする。これらの要件を全て満たす者に博士（看護学）の学位を授与する。

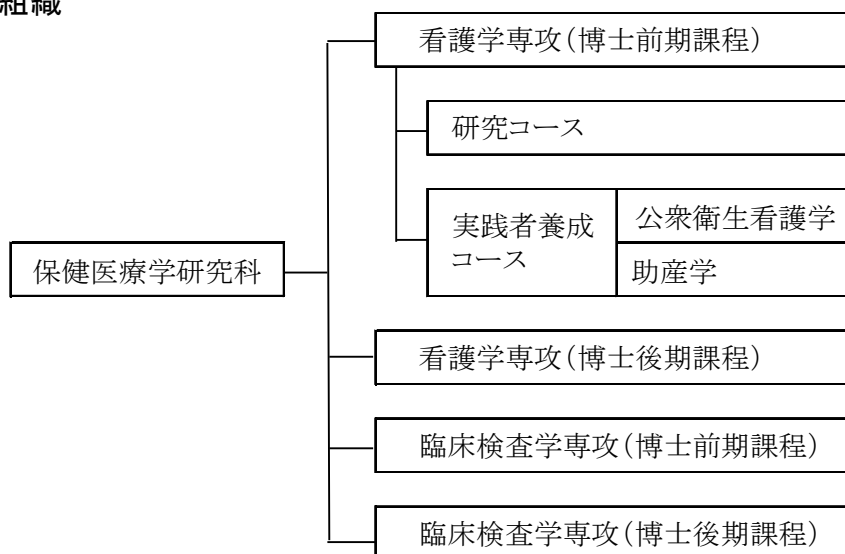
単位認定および論文審査にあたっては、以下の学位授与方針（ディプロマポリシー）に基づいて厳格かつ適切な評価を行う。

- (1) 専門領域における独創的な研究を行い、新たな看護の知を創造する能力を有する。
- (2) 科学的考察や議論を深めて、新たな看護の見解を論述する能力を有する。
- (3) 自らの研究について、その真価を問うために社会に発信する能力を有する。

7 専攻の名称及び構造

研究科名	専攻名	領域名
保健医療学研究科	看護学専攻	実践開発看護学領域

8 大学院の組織



9 学年、学期及び休業日

(1) 学年

学年は、4月1日から始まり、翌年3月31日で終わる。

(2) 学期

学期は、2学期制で、前期と後期に分かれる。

(3) 休業日（授業を行わない日）

休業日は、次に掲げるもののほか、学長が臨時に定める場合や休業日を変更する
 場合がある。この場合は、あらかじめ本学ホームページの在学生専用ページ（以下
 「本学ホームページ」という。）に明示する。

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③ 開学記念日（10月20日）
- ④ 春季・夏季・冬季休業日

10 授業時間

授業時間は、原則として1時限90分で、1日7時限とする。なお、本学では教育方法の特例（大学院設置基準第14条）を設けており特定の時間又は時期において授業や研究指導を行う。ただし、本特例を受ける場合であっても、本大学院において指定された講義等の日時の範囲内で受講すること。

時限	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限	7時限
時間	8:50～ 10:20	10:30～ 12:00	13:00～ 14:30	14:40～ 16:10	16:20～ 17:50	18:00～ 19:30	19:40～ 21:10

11 授業時間割

授業時間割は、時間割計画を参考にする。

なお、日程が未定の授業科目や、日程が変更になる場合については、決定次第、本学ホームページに明示する。

12 履修の概要

(1) 開講授業科目

本学大学院が開設している授業科目と内容については、「教授要項(シラバス)」と「大学院保健医療学研究科科目履修規程」などを参考にして、必要な科目を履修するとともに、特別研究を行ったうえで博士論文を作成し、所定の単位を修得すること。

(2) 履修科目の選択

必要単位数が決まっているので、この単位数以上となるように履修科目を選択すること。

区分	専門共通科目	専門科目	演習科目	特別研究	合計
必修	6 単位	—	2 単位	6 単位	14 単位
選択	—	2 単位	—	—	2 単位
合計	6 単位	2 単位	2 単位	6 単位	16 単位

(3) 修了要件・学位の授与

本研究科に3年以上在学し、(2)で示した必要単位数を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで、本研究科が行う博士論文審査及び最終試験に合格した場合に、本研究科の課程を修了し、次の学位が授与される。

博士（看護学）＜Doctor of Philosophy in Nursing Science＞

(4) 研究指導計画・博士論文の作成

研究指導については、研究科委員会で決定した研究指導教員が行うが、研究の遂行に当たり、学生は研究指導教員と相談の上、研究課題や研究指導の方法及び内容を明示するために研究計画・研究指導計画を科目履修規程の「研究指導計画」に関する申合せを参照して作成する。

なお、博士論文の作成・審査等については、大学院規程集の看護学専攻博士後期課程論文審査基準、学位規程及び看護学専攻学位博士審査規程等に基づいて進めること。

(5) 履修上の留意事項

① 履修科目の届出

- (ア) 授業科目を履修し、単位を修得するためには、履修しようとする授業科目を届け出ること。毎学期の指定期日までに、「履修届」を事務局教務・学生担当に提出すること。
- (イ) 「履修届」を提出していない授業科目は、受講できない。また、「履修届」を出した授業科目を受講しないと、その授業科目の成績は「不可」となるので注意すること。
- (ウ) 「履修届」を提出した授業科目を変更するときは、指定期日までに、「履修科目変更届」を事務局教務・学生担当に提出する必要がある。

② 休講、補講

(ア) 休講等

休講、授業時間及び授業場所の変更は、本学ホームページに明示するので、注意して見るようにすること。

(イ) 補講

補講を行う場合には、本学ホームページに明示するので、日時・場所等をよく確かめること。

③ 試験

(ア) 評価の方法

授業の点数評価や単位認定の方法、欠席などへの対応、課題やレポートの提出期限などは、原則として担当教員の指示に従うこと。シラバスの成績評価の方法は、パーセント(%)で表記する。

(イ) 定期試験

定期試験は、その授業科目の授業が終了する学期末に行う。ただし、各科目の出席日数が講義で2/3、あるいは演習科目で4/5を満たさない場合、期末試験受験資格がなくなり、単位取得ができない。

(ウ) 追試験

追試験は、病気その他やむを得ない理由により定期試験を受けられなかった者に対して、期日を指定して行う。

(エ) 再試験

定期試験又は再試験において不合格となった者に対しては、当該授業科目の担当教員が必要と認めたときは、再試験を行うことができる。

④ 成績評価

成績評価と評点の関係は、次の表のとおりである。

ただし、再試験の合格者の評点は、60点とする。

評 価	評 点	合格判定
優	80点以上	合 格
良	70点以上 80点未満	
可	60点以上 70点未満	
不可	60点未満	不 合 格

⑤ 単位の授与

成績の評価において合格した場合には、所定の単位が与えられる。なお、単位を修得した授業科目は、再び履修することはできない。

⑥ 再履修

再履修とは、履修した授業科目の単位を修得することができなかったときに、翌年次以降に再びその授業科目を履修することである。

再履修の場合は、再び授業を受け、受験資格を取得しなければならない。

⑦ 入学前の既修得単位の認定

入学前に他の大学院を修了した者や中途退学した者などが、本学大学院において開設している授業科目（講義を主とする。）の内容と同等以上学修している場合、申請をすれば該当する授業科目の単位数の範囲内で単位を認定することができる。

(ア) 申請する場合は、次の書類を必ず添付すること。

- ・ 出身学校の成績証明書
- ・ 単位認定を受けようとする授業科目に関する出身学校のシラバス

(イ) 単位認定申請書の提出時期

前期の履修届提出にあわせて、事務局教務・学生担当に提出すること。

(6) 長期履修制度

職業を有している等の事情により、標準修業年限（3年）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを申請したときは、6年までの期間でその計画的な履修を認めることができる。

① 申請書の提出時期

第1年次又は2年次の年度の2月末日までに申請書及び必要と認める書類を提出すること。

② 長期履修期間の短縮

許可を受けた長期履修期間を短縮する場合は、その短縮期間を1年間として1回に限り認めることができる。

この場合は、短縮を希望する年度の前年度の2月末日までに、申請書を事務局教務・学生担当に提出すること。

③ 授業料の取扱い

長期履修期間の短縮を許可された場合の授業料は、1年度当たり標準修業年限の年数に授業料の額を乗じて得た額から、当該長期履修期間の短縮を許可された者が既納付した授業料の額を控除して得た額を、残りの修業年限の年数で除した額とする。

13 教員名簿

- 1 学 長 平川 栄一郎
- 2 副学長 片山 陽子
- 3 研究科長 片山 陽子
- 4 学生部長 片山 陽子
- 5 図書館長 古山 達雄
- 6 看護学専攻長 近藤 真紀子
- 7 博士後期課程 担 当 教 員

実践開発看護学領域	
教 授	片山 陽子
教 授	吉本 知恵
教 授	近藤 真紀子
教 授	木戸 久美子
教 授	辻 よしみ
教 授	佐々木 純子
教 授	則包 和也
教 授	筒井 邦彦
教 授	比江島 欣愼
教 授	枝川 千鶴子
准教授	植村 裕子
准教授	岩本 真紀

14 学生生活等

(1) ティーチング・アシスタント制度

本学の大学院に在籍する優秀な学生は、授業担当教員の指導の下に、学部における教育活動の補助を行うことができる。具体的な内容については、参考資料を参照すること。

(2) 大学院生研究室の使用上の留意事項

大学院生研究室には、次の備品等を備え付けている。これらについては、大学院生が共同で利用するものであり、決まりを守って有効に活用すること。

〔 学習机、椅子、書架、パソコン、プリンター、収納ワゴン、ロッカー、流し台、
冷蔵庫、茶筆筒、飲食用長机 〕

なお、ロッカーと収納ワゴンについては、学籍番号を付番しているので、各人で鍵を管理して利用すること。

- ・パソコン内のシステム等の改変やソフトのインストール等は禁止する。

- ・パソコンで作成したデータはハードディスクに保存せずに、各自で管理すること。
- ・飲食は、飲食用長机で行うこと。
- ・故障、破損等が生じた時は、事務局へ速やかに連絡すること。
- ・プリンターのインクトナーや印刷用紙等が無くなった場合は、事務局で渡すので、事務局まで来ること。

(3) 校舎が機械警備中における入室方法

本学においては、事務局の事務取扱時間 8:30～17:15（日曜日、土曜日、祝日及び年末年始を除く。）以外は、民間の警備会社に警備を委託している。

平日は 22 時まで、土曜日は 15 時まで警備員による有人警備をしており、それ以外の時間帯は、機械警備となっている。機械警備の時間は平日 22 時以降、土曜日 15 時以降（授業が休業期間中は終日）、日曜日、祝日、年末年始である。

機械警備中に学内の建物に入室する場合は、別途配付の資料によること。

(4) その他

学生生活（指導教員制度の部分は除く。）、奨学金制度、健康管理、図書館利用案内、情報処理教室利用案内及び建物配置図等については、本学ホームページ掲載の「令和 7 年度入学生用学生便覧」を参照すること。

なお、事務局の事務取扱時間（8:30～17:15（日曜日、土曜日、祝日及び年末年始を除く。）外に各種申請書等を提出する必要がある場合には、管理研究棟 1 階の警備員室前に受付用ポストを設置しているので、投函すること。

看護学専攻博士後期課程 授業科目一覧表

科目区分		科目名	担当教員			配当 年次	単位数		DP1	DP2	DP3	修了要件
							必修	選択	看護 創造	看護 論述	社会 発信	
専 門 科 目 共 通		看護理論学	近藤真紀子	兵藤好美		1 前	2		◎	○		6 単位
		看護学発展論	井伊久美子			1 前	2		◎		○	
		看護研究方法特論	吉本知恵	木戸久美子		1 前	2		◎	○		
	小計(3科目)						6	0				
専 門 科 目	実 践 開 発 看 護 学 領 域	基盤看護科学特論	筒井邦彦	比江島欣愼		1 前		2	◎	○		2 単位
		地域在宅看護科学特論	片山陽子	辻よしみ	佐々木純子	1 前		2	◎	○		
		精神保健看護科学特論	則包和也			1 前		2	◎	○		
		療養支援看護科学特論	近藤真紀子	吉本知恵	岩本真紀	1 前		2	◎	○		
		次世代育成看護科学特論	木戸久美子	枝川千鶴子	植村裕子	1 前		2	◎	○		
		小計(5科目)							10			
演 習 科 目	実 践 開 発 看 護 学 領 域	実践開発看護学 特別演習	片山陽子	吉本知恵	近藤真紀子	1 後	2		◎	○		2 単位
			木戸久美子	辻よしみ	佐々木純子							
			則包和也	筒井邦彦	比江島欣愼							
			枝川千鶴子	植村裕子	岩本真紀							
		小計(1科目)						2	0			
特 別 科 目 研 究	看護学特別研究		片山陽子	吉本知恵	近藤真紀子	1～3 通年	6		◎	○		6 単位
			木戸久美子	辻よしみ	則包和也							
			筒井邦彦	比江島欣愼	枝川千鶴子							
			佐々木純子	植村裕子	岩本真紀							
		小計(1科目)						6	0			
合計(10科目)							14	10				16単位

ディプロマ・ポリシー (DP)

◎:非常に対応している ○:対応している

DP1 専門領域に置ける独創的な研究を行い、新たな看護の知を創造する能力

DP2 科学的考察や議論を深めて、新たな看護の見解を論述する能力

DP3 自らの研究について、その真価を問うために社会に発信する能力

看護学特別研究 論文担当教員の研究テーマ一覧

担当指導教員	主な課題研究
片山 陽子	在宅看護学の学術・実践に資する課題を取り上げ、概念化や実践モデル、ケアシステムの開発と評価などの研究に関する研究指導を行う。 主な研究課題 (1)在宅療養・看護実践に係る概念化に関する研究 (2)在宅療養者と家族への支援に関する研究 (3)Advance Care Planning、意思決定支援に関する研究
辻 よしみ	公衆衛生看護活動の実践や教育を通して、導き出された課題について科学的根拠を探究する研究指導を行う。 主な研究課題 (1)保健師の実践能力獲得に関する研究 (2)子育て支援プログラムを活用した保健師研修プログラムの開発
吉本 知恵	高齢者の療養上の看護支援に関する課題を取り上げ、病院からの移行を支援する研究や認知症高齢者の支援に関する研究指導を行う。 主な研究課題 (1)高齢者の病院からの移行を支援する看護に関する研究 (2)認知症高齢者の支援に関する研究
近藤 真紀子	病いを有する患者とその家族に対する新たなケアの創造、看護実践の概念化・システム化を目指し、実践の場に還元できる研究指導を行う。 主な研究課題 (1)質的研究と理論構築 (2)病いを有する患者と家族の体験に関する研究 (3)看護実践能力の概念化に関する研究 (4)ハンセン病と倫理に関する研究
木戸 久美子	女性とその家族の生涯にわたる健康に関する課題を取り上げ、女性(知的障害のある女性も含む)の性と生殖に関する健康支援(性教育等)や発達障害児等の育児で困難感を伴う母親の精神面の健康とその支援に関する研究指導を行う。 主な研究課題 (1)女性(知的障害のある女性も含む)の性と生殖に関する健康支援(性教育等)に関する研究 (2)育児困難感のある母親の精神面の健康支援に関する研究
枝川 千鶴子	あらゆる健康レベルの子どもと家族に対する看護支援の課題を取り上げ、実践への還元を目指した研究指導を行う。 主な研究課題 (1)在宅移行期における子どもと家族の支援に関する研究 (2)ハイリスク新生児と家族の看護に関する研究
則包 和也	人と人が対面で関わる際の相互作用と、精神疾患が人間の認知や感情に及ぼす影響について、多角的な視点で捉え、効果的な支援を検討し、実践する研究指導を行う。 主な研究課題 (1)治療的コミュニケーションを活かした精神看護の研究 (2)認知行動療法を取り入れた精神看護の研究

担当指導教員	主な課題研究
筒井 邦彦	ベッドサイドで用いることができる医療機器、特に超音波検査機器を用いた研究指導を行う。 主な研究課題 (1)胃瘻患者等における胃蠕動に関する研究 (2)消化管機能異常への超音波機器による評価に関する研究
比江島 欣愼	データサイエンス(統計学)や疫学の知識を利用し、日々蓄積される医療保健関連データや適切に計画された研究により収集されたデータから、保健医療分野において有益な情報・エビデンスを導出することを目指し研究指導を行う。 主な研究課題 ・医療保健に関連する量的研究全般(ただし、研究テーマの設定とデータ収集のフィールド確保は院生が準備すること)
佐々木 純子	地域看護学領域での地域生活者への支援や看護専門職の実践に関する課題を取り上げ、課題解決に向けた事象の概念化・実践モデルの探求への研究指導を行う。 主な研究課題 (1)訪問看護ステーションの看護管理・運営に関する研究 (2)訪問看護での看護実践能力に関する研究
植村 裕子	女性のライフサイクルにおけるリプロダクティブヘルスに関する課題を取り上げ、女性とその家族の健康支援に関する研究指導を行う。 主な研究課題 (1)周産期の女性とその家族の健康支援に関する研究 (2)助産実践能力の習熟過程に関する研究
岩本 真紀	病いを有する患者やその家族に対する看護支援の課題を取り上げ、臨床に還元できる研究指導を行う。 主な研究課題 (1)病を有する患者や家族に対する看護支援に関する研究 (2)臨床看護師に対する教育支援に関する研究

17 時間割計画（博士後期課程）

第1学年 前期

専門共通科目(必修)

時間	月	火	水	木	金	土
(1時限) 8:50 -10:20						
(2時限) 10:30 -12:00	看護理論学 近藤真紀子ほか	看護学発展論 井伊久美子		看護学特別研究		
(3時限) 13:00 -14:30					次世代育成看護科学特論 木戸久美子ほか	
(4時限) 14:40 -16:10		地域在宅看護科学特論 片山陽子ほか		療養支援看護科学特論 近藤真紀子ほか		
(5時限) 16:20 -17:50	基盤看護科学特論 筒井邦彦ほか		精神保健看護科学特論 則包和也		看護研究方法特論 吉本知恵ほか	
(6時限) 18:00 -19:30	看護理論学 近藤真紀子ほか	看護学発展論 井伊久美子		療養支援看護科学特論 近藤真紀子ほか	看護研究方法特論 吉本知恵ほか	
(7時限) 19:40 -21:10	基盤看護科学特論 筒井邦彦ほか	地域在宅看護科学特論 片山陽子ほか	精神保健看護科学特論 則包和也	看護学特別研究	次世代育成看護科学特論 木戸久美子ほか	

※特別研究の時間は、上記時間帯の中で指導教員から別途指示する。

時間割計画（博士後期課程）
第1学年 後期

時間	月	火	水	木	金	土
(1時限) 8:50 -10:20						
(2時限) 10:30 -12:00		実践開発看護学特別演習 片山陽子ほか			看護学特別研究	
(3時限) 13:00 -14:30						
(4時限) 14:40 -16:10						
(5時限) 16:20 -17:50						
(6時限) 18:00 -19:30		実践開発看護学特別演習 片山陽子ほか				
(7時限) 19:40 -21:10					看護学特別研究	

※特別研究の時間は、上記時間帯の中で指導教員から別途指示する。

時間割計画（博士後期課程）
第2・3学年 前期・後期

時間	月	火	水	木	金	土
(1時限) 8:50 -10:20						
(2時限) 10:30 -12:00					看護学特別研究	
(3時限) 13:00 -14:30						
(4時限) 14:40 -16:10						
(5時限) 16:20 -17:50						
(6時限) 18:00 -19:30						
(7時限) 19:40 -21:10					看護学特別研究	
昼						
間						
夜						
間						

※特別研究の時間は、上記時間帯の中で指導教員から別途指示する。

18 看護学専攻博士後期課程 修了までのスケジュール

	月	学 生	指導教員	研究科委員会
出 願		研究課題・研究計画等 入学試験	事前相談	
1 年 次	4	入学 ①担当研究指導教員希望		担当研究指導教員 1 人を決定
	11	第 1 回学術セミナー (研究課題決定) 研究計画立案	履修指導 研究課題決定 研究計画指導	第 1 回学術セミナー (研究課題に関する概要の発表・教育研修の企画)
2 年 次	4	②研究計画書完成 研究計画書審査申請		研究計画審査の主査・副査決定 → 研究計画書審査会 【研究計画書審査】 ・審査委員 3 人（主査 1 人、副査 2 人）により構成する。 ・プレゼンテーション、質疑応答（口頭試問）
	5	③倫理審査申請 ※研究計画書審査後に行う。		→ 研究計画書の承認(学長が研究科委員会の審議を経て決定) → 倫理審査委員会 香川県立保健医療大学倫理審査委員会の審査を受け、承認を得る。
	6	④研究計画書・倫理審査の承認後 研究遂行（データ収集等）	研究指導	
	11	第 2 回学術セミナー (研究過程の進捗状況) ⑤博士論文に関する副論文の作成		第 2 回学術セミナー (研究過程について進捗状況を発表・教育研修の企画)
3 年 次	4	⑥博士論文作成	博士論文作成指導	
	11	第 3 回学術セミナー (博士論文の概要) ⑦博士論文予備審査申請（10～12 月）		第 3 回学術セミナー (博士論文全体に関する概要の発表・教育研修の企画) 博士論文予備審査の主査・副査決定 → 博士論文予備審査会 【博士論文予備審査】（10～12 月） ・審査委員 3 人（主査 1 人、副査 2 人）により構成する。 ・論文審査と口頭試問による。 ・予備審査申請書提出後 1 カ月以内に行う。 ・提出資格審査（単位取得状況、副論文の掲載状況の確認）を行う。 ・必要に応じて学内外の学識者を加えることができることとする。
	1	⑧博士論文（審査用）提出		博士論文審査の主査・副査決定 (本審査委員は、博士論文予備審査委員と兼ねる) → 博士論文審査会（本審査） 【博士論文審査】（1 月末） ・審査委員 3 人（主査 1 人、副査 2 人）により構成する。 ・プレゼンテーション、質疑応答（口頭試問）
	2	⑨博士論文（最終試験） ⑩博士論文修正		→ 博士論文（最終試験） 最終試験は、博士論文に基づいて研究成果の発表を学内外公開で行い、審査を受ける「博士論文発表会」をもって充てる。
	3	⑪最終博士論文提出		→ 可否判定
		⑫修了		→ 修了認定（学位授与）

IV 臨床検査学専攻博士前期課程

IV 臨床検査学専攻博士前期課程目次

IV 臨床検査学専攻博士前期課程の概要	43
1 アドミッションポリシー	43
2 カリキュラムポリシー	43
3 博士前期課程の教育目的	43
4 博士前期課程の教育の特色	44
5 ディプロマポリシー	44
6 修了要件	44
7 専攻の名称及び構造	45
8 大学院の組織	45
9 学年、学期及び休業日	45
10 授業時間	46
11 授業時間割	46
12 履修の概要	46
(1) 開講授業科目	46
(2) 履修科目の選択	46
(3) 修了要件・学位の授与	46
(4) 研究指導計画・博士論文の作成	47
(5) 履修上の留意事項	47
(6) 長期履修制度	48
13 教員名簿	50
14 学生生活等	51
(1) ティーチング・アシスタント制度	51
(2) 大学院生研究室の使用上の留意事項	51
(3) 校舎が機械警備中における入室方法	51
(4) その他	51
15 授業科目一覧表	52
16 時間割計画	53

IV 臨床検査学専攻博士前期課程の概要

1 アドミッションポリシー

臨床検査学専攻博士前期課程では、基本理念・目的を達成するため、次のような資質を備えた人を求める。

- (1) 生命を尊重し、いたわりの心をもつ人
- (2) 臨床検査に関する基本的な知識・技能・態度を有している人
- (3) 臨床検査学の領域におけるさまざまな課題についてリサーチマインドを持って探求し、解決に努力する人
- (4) 新たな臨床検査技術の開発に向けた研究を行いたい人

2 カリキュラムポリシー

保健医療学研究科の教育目的、臨床検査学専攻の教育目的に則って、臨床検査技師の役割と機能が拡大・多様化するなかで、高度先進医療への対応と新しい検査技術の開発、感染症や生活習慣病などの疾病予防と健康増進に貢献できる高度専門職業人としての臨床検査技師を育成するために、以下のような方針に基づいてカリキュラムを編成します。

臨床検査学専攻は、病態機能検査学及び病因解析検査学の2領域で構成します。

専門共通科目 12 単位以上(先端医療学論、保健医療福祉論、チーム医療特論の必修 6 単位、選択 6 単位以上)、専門領域科目 8 単位以上(選択した特別研究が属する領域科目から特論 2 単位及び演習 2 単位、さらに他の領域科目も含め 4 単位以上)、特別研究 10 単位の合計 30 単位以上を修得します。

- (1) 病態機能検査学領域では、神経系、循環器、呼吸器、腎機能など種々の生理機能検査や病理学的・細胞学的検査に基づく病態の解析法について、より専門性を深め、病態を解析・診断するための臨床検査学について学修します。
- (2) 病因解析検査学領域では、病原微生物、生体防御に関わる免疫系、生体の代謝に重要な生化学的マーカー、遺伝子・染色体及びその関連物質等、病気を引き起こす要因について、より専門性を深め、病因を解析するための臨床検査学について学修します。
- (3) 食品などの健康科学分野において、科学的な検証システムの構築などを通して人々の健康志向への対応や、社会医学分野における保健医療福祉に貢献できる方法について学修します。
- (4) 膨大な量の検査情報を効率よく管理し、病態解析や病因解析に有効に利用するための検査情報管理法や検査部の管理運営法についても専門性を深め、検査部門における管理指導的役割について学修します。
- (5) 特別研究は、研究課題となる専門領域科目の特論と演習における学修に連動した研究を遂行し、専門性を深く探究した修士論文を完成させます。

3 博士前期課程の教育目的

次の能力を修得することを目的とします。

- (1) 臨床検査学分野の特定の領域や遺伝子診断などの先進医療において、その専門性をこれまで以上に追究し、より高度な学術理論と実践能力をもってチーム医療の場で指導的役割を担う能力
- (2) 輸入感染症や新興・再興感染症への対応、生活習慣病の予防など、国際協力活動や地域の要請に応じた保健医療活動を展開する能力
- (3) 環境・食品などの健康科学分野における科学的な検証システムの開発など、人々の健康増進に貢献する能力
- (4) 優れた臨床検査技師の養成や社会人教育、また新しい検査技術や機器の開発など、臨床検査学の発展に貢献する教育・研究能力

4 博士前期課程の教育課程の特色

病態機能検査学及び病因解析検査学の2領域としました。

- (1) 病態機能検査学領域では、神経系、循環器、呼吸器、腎機能など種々の生理機能検査や病理学的・細胞学的検査に基づく病態の解析法について、より専門性を深め、病態を解析・診断するための臨床検査学を探究します。また、種々の生体機能と病態との関わりについても学問的関心を深め、新しい検査技術の開発や学問の発展に貢献するとともに、高度先進医療やチーム医療の場で指導的役割を果たすことができる能力を学修します。
- (2) 病因解析検査学領域では、病原微生物、生体防御に関わる免疫系、生体の代謝に重要な生化学的マーカー、遺伝子・染色体及びその関連物質等、病気を引き起こす要因について、より専門性を深め、病因を解析するための臨床検査学を探究します。また、新たな検査診断法を開発できるような研究能力と高い技術力を養い、この分野における学問の発展と高度先進医療に貢献できる高度専門職業人を養成します。さらに、これらの技術力を生かし、チーム医療、感染症対策、アレルギー対策、生活習慣病の予防など、地域の保健医療活動で指導的役割を担うことができる能力を学修します。
- (3) 膨大な量の検査情報を効率よく管理し、病態解析や病因解析に有効に利用するための検査情報管理法や検査部の管理運営法についても専門性を深め、検査部門で管理指導的役割を果たすことができる能力を学修する目的で、分野の専門共通科目に「検査総合管理学」と「医療情報管理学」を配置しました。

5 ディプロマポリシー

修了要件となる単位を修得するとともに、必要な研究指導を計画的に受けた上で修士論文を作成し、本研究科が行う修士論文についての研究の成果の審査及び最終試験に合格し、下記の条件をすべて満たす者に臨床検査学の修士学位を授与する。

- (1) 国際専門誌の読解力を備え、全国学会でも 研究を発表する能力があること。
- (2) 研究テーマに自主性や独創性があり、研究仮説の立案から実証までのすべての過程の説明能力を有すること。

6 修了要件

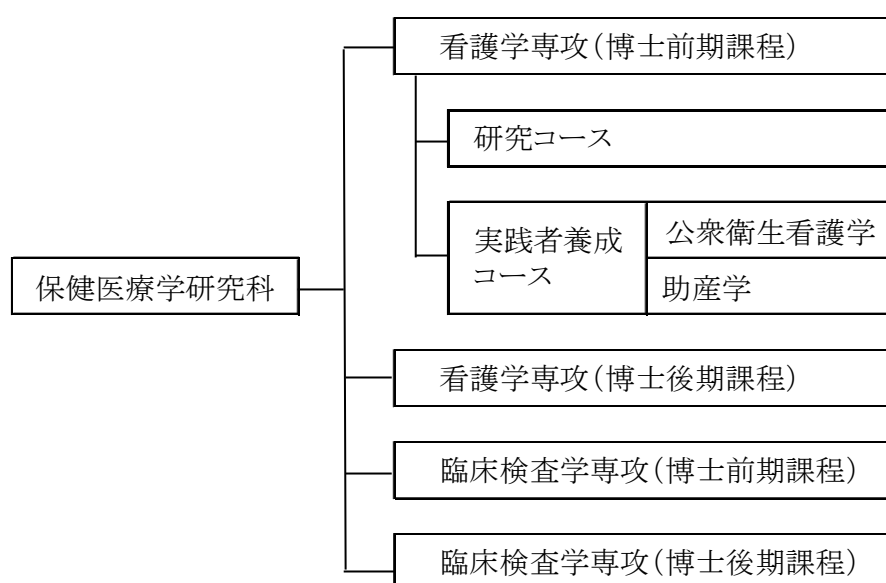
専門共通科目 12 単位以上（必修 6 単位、選択 6 単位以上）専門領域科目 8 単位以上（選択した特別研究の属する領域科目から特論 2 単位及び演習 2 単位、さらに他の領域

科目も含め 4 単位以上) 及び特別研究 10 単位の合計 30 単位以上を修得する。加えて必要な研究指導を受けたうえで、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。

7 専攻の名称及び構造

研究科名	専攻名	領域名
保健医療学研究科	臨床検査学専攻	病態機能検査学領域
		病因解析検査学領域

8 大学院の組織



9 学年、学期及び休業日

(1) 学年

学年は、4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日で終わる。

(2) 学期

学期は、2 学期制で、前期と後期に分かれる。

(3) 休業日（授業を行わない日）

休業日は、次に掲げるもののほか、学長が臨時に定める場合や休業日を変更する場合がある。この場合は、あらかじめ本学ホームページの在学生専用ページ（以下「本学ホームページ」という。）に明示する。

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③ 開学記念日（10 月 20 日）
- ④ 春季・夏季・冬季休業日

10 授業時間

授業時間は、原則として1時限90分で、1日7時限とする。なお、本学では教育方法の特例（大学院設置基準第14条）を設けており特定の時間又は時期において授業や研究指導を行う。ただし、本特例を受ける場合であっても、本大学院において指定された講義等の日時の範囲内で受講すること。

時限	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限	7時限
時間	8:50～ 10:20	10:30～ 12:00	13:00～ 14:30	14:40～ 16:10	16:20～ 17:50	18:00～ 19:30	19:40～ 21:10

11 授業時間割

授業時間割は、時間割計画を参考にする。

なお、日程が未定の授業科目や、日程が変更になる場合については、決定次第、本学ホームページ等に明示する。

12 履修の概要

(1) 開講授業科目

本学大学院が開設している授業科目と内容については、「教授要項(シラバス)」と「大学院保健医療学研究科科目履修規程」などを参考にして、必要な科目を履修するとともに、特別研究を行ったうえで修士論文を作成し、所定の単位を修得すること。

(2) 履修科目の選択

必要単位数が決まっているので、この単位数以上となるように履修科目を選択すること。

区分	専門共通科目	専門領域科目	特別研究科目	合計
必修	6単位	—	10単位	16単位
選択	6単位以上	8単位以上	—	14単位以上
合計	12単位以上	8単位以上	10単位	30単位以上

(3) 修了要件・学位の授与

本研究科に2年以上在学し、(2)で示した必要単位数以上の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで、本研究科が行う修士論文の審査及び最終試験に合格した場合に、本研究科の課程を修了し、次の学位が授与される。

修士（臨床検査学）：臨床検査学専攻の修了者
<Master of Medical Technology>

(4) 研究指導計画・修士論文の作成

研究指導については、研究科委員会で決定した研究指導教員が行うが、研究の遂行に当たり、学生は研究指導教員と相談の上、研究課題や研究指導の方法及び内容を明示するために研究計画・研究指導計画を科目履修規程の「研究指導計画」に関する申合せを参照して作成する。

また、修士論文の作成・審査等については、大学院規程集の臨床検査学専攻における修士学位取得要項、学位規程及び修士学位審査規程等に基づいて進めること。

(5) 履修上の留意事項

① 履修科目の届出

- (ア) 授業科目を履修し、単位を修得するためには、履修しようとする授業科目を届け出ること。毎学期の指定期日までに、「履修届」を事務局教務・学生担当に提出すること。
- (イ) 「履修届」を提出していない授業科目は、受講できない。また、「履修届」を提出した授業科目を受講しないと、その授業科目の成績は「不可」となるので注意すること。
- (ウ) 「履修届」を提出した授業科目を変更するときは、指定期日までに、「履修科目変更届」を事務局教務・学生担当に提出する必要がある。

② 休講、補講

(ア) 休講等

休講、授業時間及び授業場所の変更は、本学ホームページに明示するので、注意して見るようにすること。

(イ) 補講

補講を行う場合には、本学ホームページに明示するので、日時・場所等をよく確かめること。

③ 試験

(ア) 評価の方法

授業の点数評価や単位認定の方法、欠席などへの対応、課題やレポートの提出期限などは、原則として担当教員の指示に従うこと。シラバスの成績評価の方法は、パーセント(%)で表記する。

(イ) 定期試験

定期試験は、その授業科目の授業が終了する学期末に行う。ただし、各科目の出席日数が講義で2/3、あるいは演習科目で4/5を満たさない場合、期末試験受験資格がなくなり、単位取得ができない。

(ウ) 追試験

追試験は、病気その他やむを得ない理由により定期試験を受けられなかった者に対して、期日を指定して行う。

(エ) 再試験

定期試験又は再試験において不合格となった者に対しては、当該授業科目の担当

教員が必要と認めたときは、再試験を行うことができる。

④ 成績評価

成績評価と評点の関係は、次の表のとおりである。

ただし、再試験の合格者の評点は、60点とする。

評 価	評 点	合格判定
優	80 点以上	合 格
良	70 点以上 80 点未満	
可	60 点以上 70 点未満	
不可	60 点未満	不 合 格

⑤ 単位の授与

成績の評価において合格した場合には、所定の単位が与えられる。なお、単位を修得した授業科目は、再び履修することはできない。

⑥ 再履修

再履修とは、履修した授業科目の単位を修得することができなかったときに、翌年次以降に再びその授業科目を履修することである。

再履修の場合は、再び授業を受け、受験資格を取得しなければならない。

⑦ 入学前の既修得単位の認定

入学前に他の大学院を修了した者や中途退学した者などが、本学大学院において開設している授業科目（講義を主とする。）の内容と同等以上学修している場合、申請をすれば該当する授業科目の単位数の範囲内で単位を認定することができる。

(ア) 申請する場合は、次の書類を必ず添付すること。

- ・ 出身学校の成績証明書
- ・ 単位認定を受けようとする授業科目に関する出身学校のシラバス

(イ) 単位認定申請書の提出時期

前期の履修届提出にあわせて、事務局教務・学生担当に提出すること。

(6) 長期履修制度

職業を有している等の事情により、標準修業年限（2年）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを申請したときは、4年までの期間でその計画的な履修を認めることができる。

① 申請書の提出時期

第1年次の年度の2月末日までである。なお、新生は、第1年次の前期の履修変更届提出の際にあわせて提出すること。

② 長期履修期間の短縮

許可を受けた長期履修期間を短縮する場合は、その短縮期間を1年間として1回に限り認めることができる。

この場合は、短縮を希望する年度の前年度の２月末日までに、申請書を事務局教務・学生担当に提出すること。

③ 授業料の取扱い

長期履修期間の短縮を許可された場合の授業料は、１年度当たり標準修業年限の年数に授業料の額を乗じて得た額から、当該長期履修期間の短縮を許可された者が既納付した授業料の額を控除して得た額を、残りの修業年限の年数で除した額とする。

13 教員名簿

1	学 長	平川 栄一郎
2	副 学 長	片山 陽子
3	研究科長	片山 陽子
4	学生部長	片山 陽子
5	図書館長	古山 達雄
6	臨床検査学専攻長	奥田 潤
7	臨床検査学専攻	担 当 教 員

専攻	担当 領域	職 名	氏 名
臨床検査学	病態機能検査学	教 授	平川 栄一郎
		教 授	古山 達雄
		教 授	樋本 尚志
		教 授	水津 太
		准教授	池亀 彰茂
		講 師	大栗 聖由
		講 師	新美 健太
	病因解析検査学	教 授	奥田 潤
		教 授	多田 達史
		教 授	岡田 仁
		准教授	徳原 康哲
		准教授	宮川 朱美
		講 師	末澤 千草
		講 師	太田 安彦

14 学生生活等

(1) ティーチング・アシスタント制度

本学の大学院に在籍する優秀な学生は、授業担当教員の指導の下に、学部における教育活動の補助を行うことができる。具体的な内容については、参考資料を参照すること。

(2) 大学院生研究室の使用上の留意事項

大学院生研究室には、次の備品等を備え付けている。これらについては、大学院生が共同で利用するものであり、決まりを守って有効に活用すること。

〔 学習机、椅子、書架、パソコン、プリンター、収納ワゴン、ロッカー、流し台、
冷蔵庫、茶箆筒、飲食用長机 〕

なお、ロッカーと収納ワゴンについては、学籍番号を付番しているので、各人で鍵を管理して利用すること。

- ・パソコン内のシステム等の改変やソフトのインストール等は禁止する。
- ・パソコンで作成したデータはハードディスクに保存せずに、各自で管理すること。
- ・飲食は、飲食用長机で行うこと。
- ・故障、破損等が生じた時は、事務局へ速やかに連絡すること。
- ・プリンターのインクトナーや印刷用紙等が無くなった場合は、事務局で渡すので、事務局まで来ること。

(3) 校舎が機械警備中における入室方法

本学においては、事務局の事務取扱時間 8:30～17:15（日曜日、土曜日、祝日及び年末年始を除く。）以外は、民間の警備会社に警備を委託している。

平日は 22 時まで、土曜日は 15 時まで警備員による有人警備をしており、それ以外の時間帯は、機械警備となっている。機械警備の時間は平日 22 時以降、土曜日 15 時以降（授業が休業期間中は終日）、日曜日、祝日、年末年始である。

機械警備中に学内の建物に入室する場合は、別途配付の資料によること。

(4) その他

学生生活（指導教員制度の部分は除く。）、奨学金制度、健康管理、図書館利用案内、情報処理教室利用案内及び建物配置図等については、本学ホームページ掲載の「令和 7 年度入学生用学生便覧」を参照すること。

なお、事務局の事務取扱時間（8:30～17:15（日曜日、土曜日、祝日及び年末年始を除く。）外に各種申請書等を提出する必要がある場合には、管理研究棟 1 階の警備員室前に受付用ポストを設置しているので、投函すること。

臨床検査学専攻博士前期課程 授業科目一覧表

※は看護学専攻と合同授業科目

科目区分		科目名	担当教員	配当年次	単位数		DP1	DP2	修了要件					
					必修	選択	読解発表	研究説明						
専門共通科目		先端医学論※	古山達雄、平川栄一郎、奥田 潤、樋本尚志、多田達志、岡田 仁	1 前	2		○		12単位以上					
		保健医療福祉論	岡田 仁、岡田麻里	1 前	2			○						
		チーム医療特論※	多田達史、森田公美子	1 後	2			○						
		生命・医療倫理論※	植村裕子、岡田 仁、大栗聖由、塩田敦子	1 後		2		○						
		検査総合管理学	多田達史、徳原康哲	1 後		2	○	◎						
		医療情報管理学	徳原康哲、太田安彦	1 前		2	◎							
		食理学	徳原康哲、太田安彦	1 前		1	◎							
		検査研究方法論	多田達史、池亀彰茂	1 後		1	◎	◎						
		小計(8科目)				6	8							
専門領域科目	病態機能検査学	生体機能検査学特論	大栗聖由	1 前		2	○		8単位以上					
		生体機能検査学演習	大栗聖由	2 前		2		◎						
		病態解析検査学特論	樋本尚志	1 前		2	○							
		病態解析検査学演習	樋本尚志	2 前		2		◎						
		病理病態検査学特論	水津 太	1 前		2	○							
		病理病態検査学演習	水津 太	2 前		2		◎						
		血液病態検査学特論	池亀彰茂	1 後		2	○							
		血液病態検査学演習	池亀彰茂	2 前		2		◎						
		神経生理機能検査学特論	古山達雄、新美健太	1 前		2	○							
		神経生理機能検査学演習	古山達雄、新美健太	2 前		2		◎						
		小計(10科目)				0	20							
	病因解析検査学	病原因子検査学特論	奥田 潤、末澤千草	1 後		2	○							
		病原因子検査学演習	奥田 潤、末澤千草	2 前		2		◎						
		生体防御検査学特論	宮川朱美	1 後		2	○							
		生体防御検査学演習	宮川朱美	2 前		2		◎						
		生体化学検査学特論	多田達史、徳原康哲、太田安彦	1 後		2	○							
		生体化学検査学演習	多田達史、徳原康哲、太田安彦	2 前		2		◎						
		遺伝子検査学特論	岡田 仁	1 後		2	○							
		遺伝子検査学演習	岡田 仁	2 前		2		◎						
		小計(8科目)				0	16							
特別研究科目	臨床検査学特別研究	奥田 潤	2 通	10	0	◎	◎	10単位						
		樋本尚志				◎	◎							
		古山達雄				○	◎							
		多田達史				○	◎							
		岡田 仁				◎	◎							
		水津 太				◎	◎							
		平川栄一郎				◎	◎							
		池亀彰茂				○	◎							
		徳原康哲				◎	◎							
		宮川朱美				◎	◎							
		大栗聖由				◎	◎							
		末澤千草				◎	◎							
		太田安彦				◎	◎							
		新美健太				◎	◎							
		小計(1科目)					10		0					
		合計(27科目)					16		44		30単位以上			

ディプロマ・ポリシー(DP)

◎:非常に対応している ○:対応している

DP1 国際専門誌の読解力を備え、全国学会でも、研究を発表する能力があること。

DP2 研究テーマに自主性や独創性があり、研究仮説の立案から実証までのすべての課程の説明能力を有すること。

16 時間割計画(博士前期課程)

専門共通科目(必修) ※合同授業科目

	時間	月	火	水	木	金	土
昼 間	(1時限) 8:50 -10:20						
	(2時限) 10:30 -12:00			生体機能検査学特論 大栗聖由	病理病態検査学特論 水津太	病態解析検査学特論 樋本尚志	
	(3時限) 13:00 -14:30		検査研究方法論 多田達史ほか			保健医療福祉論 岡田 仁ほか	
	(4時限) 14:40 -16:10		食理学 徳原康哲ほか				
	(5時限) 16:20 -17:50		医療情報管理学 徳原康哲ほか		※先端医学論 古山達雄ほか	神経生理機能検査学特論 古山達雄ほか	
	(6時限) 18:00 -19:30	病理病態検査学特論 水津太	医療情報管理学 徳原康哲ほか	検査研究方法論 多田達史ほか	※先端医学論 古山達雄ほか	保健医療福祉論 岡田 仁ほか	
	(7時限) 19:40 -21:10		食理学 徳原康哲ほか	生体機能検査学特論 大栗聖由	神経生理機能検査学特論 古山達雄ほか	病態解析検査学特論 樋本尚志	
夜 間							

時間割計画(博士前期課程)

第1学年 後期

専門共通科目必修 ※合同授業科目

	時間	月	火	水	木	金	土
昼間	(1時限) 8:50 -10:20						
	(2時限) 10:30 -12:00	病原因子検査学特論 奥田 潤ほか	生体防御検査学特論 宮川朱美				※于一ム医療特論 多田達史ほか
	(3時限) 13:00 -14:30	検査総合管理学 多田達史ほか					
	(4時限) 14:40 -16:10			血液病態検査学特論 池亀彰茂	遺伝子検査学特論 岡田 仁	生体科学検査学特論 多田達史ほか	
	(5時限) 16:20 -17:50					※生命・医療倫理論 植村裕子ほか	
夜間	(6時限) 18:00 -19:30	病原因子検査学特論 奥田 潤ほか	生体防御検査学特論 宮川朱美	血液病態検査学特論 池亀彰茂		生体科学検査学特論 多田達史・徳原康哲	
	(7時限) 19:40 -21:10	検査総合管理学 多田達史ほか			遺伝子検査学特論 岡田 仁	※生命・医療倫理論 植村裕子ほか	

※于一ム医療特論 第1回令和7年10月11日(土) ・第2回令和7年12月6日(土) (集中講義)

時間割計画(博士前期課程)

第2学年 前期

時間	月	火	水	木	金	土
昼 間	(1時限) 8:50 -10:20		病理病態検査学演習 水津太	血液病態検査学演習 池亀彰茂		
	(2時限) 10:30 -12:00	生体防御検査学演習 宮川朱美	生体化学検査学演習 多田達史ほか			
	(3時限) 13:00 -14:30					
	(4時限) 14:40 -16:10	病原因子検査学演習 奥田 潤ほか	神経生理機能検査学演習 古山達雄ほか		臨床検査学特別研究	
	(5時限) 16:20 -17:50			遺伝子検査学演習 岡田 仁	病態解析検査学演習 樋本尚志	
夜 間	(6時限) 18:00 -19:30	病原因子検査学演習 奥田潤ほか	病理病態検査学演習 水津太	血液病態検査学演習 池亀彰茂	病態解析検査学演習 樋本尚志	
	(7時限) 19:40 -21:10	生体機能検査学演習 大栗聖由	生体化学検査学演習 多田達史ほか	遺伝子検査学演習 岡田 仁	臨床検査学特別研究	

※特別研究の時間は、上記時間帯の中で指導教員から別途指示する。

第2学年後期

※特別研究の時間は、上記時間帯の中で指導教員から別途指示する。

V 臨床検査学専攻博士後期課程

V 臨床検査学専攻博士後期課程目次

V	臨床検査学専攻博士後期課程の概要	57
1	アドミッションポリシー	57
2	博士後期課程の教育研究	57
3	博士後期課程の教育課程の特色	58
4	カリキュラムポリシー	58
5	臨床検査学専攻における研究の特色	59
6	博士後期課程修了までのスケジュールと博士学位取得プロセス	61
7	ディプロマポリシー	61
8	修了要件	62
9	専攻の名称及び構造	62
10	大学院の組織	62
11	学年、学期及び休業日	62
12	授業時間	63
13	授業時間割	63
14	履修の概要	63
	(1) 開講授業科目	63
	(2) 履修科目の選択	63
	(3) 修了要件・学位の授与	64
	(4) 研究指導計画・博士論文の作成	64
	(5) 履修上の留意事項	64
	(6) 長期履修制度	65
15	教員名簿	67
16	学生生活等	68
	(1) ティーチング・アシスタント制度	68
	(2) 大学院生研究室の使用上の留意事項	68
	(3) 校舎が機械警備中における入室方法	68
	(4) その他	68
17	授業科目一覧表	69
18	時間割計画	70
19	博士後期課程修了までのスケジュール	74

V 臨床検査学専攻博士後期課程の概要

1 アドミッションポリシー

臨床検査学専攻博士後期課程では、基本理念・目的を達成するため、次のような資質を備えた人を求める。

- (1) 臨床検査学の高度な専門知識と科学的検証能力の獲得に強い意欲を有する人
- (2) 臨床検査学領域における問題解決能力を備え、独創的な技術基盤の構築に向け強い意欲を有する人
- (3) 基本的な英語力を更に高め、国際専門誌の読解力や投稿への強い意欲を有する人
- (4) 臨床検査学領域における教育者・研究者を目指す人

2 博士後期課程における教育研究

(1) 教育研究理念

博士後期課程は、臨床検査学において、新規かつ独創的な研究成果を発信し、知識基盤社会が求める 21 世紀の保健医療を先導する新しい研究領域を開発、確立し、より高度な専門的能力かつ広範な知識を有する教育者・研究者を育成します。このことにより、新たな理論構築や先端技術開発への独創的な取組みが可能となり、地域の保健医療の質向上、人々の健康増進、ひいては、健康長寿社会の推進や次世代育成支援に寄与することを教育研究理念とする。

(2) 教育目的

臨床検査学の学術的基盤に基づいた高度な専門性と学際性とのバランスを図り、研究領域における教育・研究・実践の深化と発展を目指し、更にこれを科学的に究めて新規かつ独創的な研究成果を発信できる人材、すなわち、臨床検査学の高度な専門的能力と広範な専門知識、更に科学的検証能力を備えた人材を育成するため、以下の能力を修得することを目的とする。

- ① これまでに構築されてきた臨床検査学の学術的基盤を背景に、新しい臨床検査法、機器・試薬の開発など、臨床検査学の更なる発展に向けて国際的視野から貢献する能力を修得する。
- ② 臨床検査に関する幅広い視野を有するとともに、保健医療分野において総合的な判断力と遂行力を備え、組織の発展・変革を推進する能力を修得します。
- ③ 地域に先駆的・創造的研究成果を積極的に公開し、県民の健康増進、疾病予防等に貢献できる能力を修得する。
- ④ 臨床検査学に関連する学問領域の教育者・研究者や医療界のみならず産業界の研究者との学術交流を深め、広い視野から見据えた臨床検査学の学術的研究に参画できる能力を修得する。

(3) 育成する人材

臨床検査学の高度な専門的能力と広範な専門知識、科学的検証能力、更に英語で研究成果を学会や社会に発信するグローバルな能力を備えた人材の育成を目指す。

- ① 臨床検査学領域における問題を発見し、解決に導く能力を身に付け、自ら研究仮説の立案、研究の遂行、仮説の実証ができる人材

- ② 自らの研究について、社会への説明能力があり、国際又は全国学会誌に研究成果を英文で発表できる人材
- ③ 臨床検査学に関する高度の専門性と科学的検証能力を備え、臨床検査学領域で将来的に教育者・研究者になりえる人材

3 博士後期課程の教育課程の特色

博士前期課程は、「病態機能検査学」と「病因解析検査学」の2領域からなり、人々の「健康と自立」の支援を基本理念とした高度専門職業人の養成を教育目標としています。博士後期課程では、以上のような博士前期課程における基本理念を発展的に深化、継承し、臨床検査学の高度な専門的能力と広範な専門知識、更に科学的検証能力を備えた人材である高度医療専門職を育成するために、教育研究の柱は《病態機能検査学領域》と《病因解析検査学領域》の2領域とした。

4 カリキュラムポリシー

保健医療学研究科の教育研究理念、臨床検査学専攻の教育目的に則って、臨床検査学の学術的基盤に基づいた高度な専門性と学際性とのバランスを図り、研究領域における教育・研究の深化と発展を目指し、さらにこれを科学的に究めて新規かつ独創的な研究成果を発信できる人材、すなわち、臨床検査学の高度な専門的能力と広範な専門知識、更に科学的検証能力を備えた人材を育成するために、以下のような方針に基づいてカリキュラムを編成します。

「専門共通科目」、「専門科目」と「臨床検査学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」で構成し、「専門共通科目」は、1年次の前期に、臨床検査に関する幅広い研究テーマの研究課程における研究方法論を学修する1科目（「臨床検査学研究方法論」）を必修科目として、「専門科目」は、後期に高度医療専門職に必要とされる能力の獲得を目指し研究領域の教育研究について学修する4科目（「病原因子解析検査技術論」、「病理病態検査技術論」、「神経生理機能検査技術論」、「遺伝子検査技術論」）を選択科目として、それぞれ配置します。「専門共通科目」必修2単位、「専門科目」選択2単位以上の計4単位以上の修得とします。さらに個々の研究テーマについて独創的な視点から、研究仮説及び計画の立案、実験・解析・考察、仮説の立証を通して学位論文を完成させ、「臨床検査学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」は、3科目6単位の必修科目として配置します。

- (1) 「臨床検査学研究方法論」は、臨床検査に関する幅広い視野を有する教育者・研究者を育成するために、臨床検査に関する幅広い研究テーマに関する質の高い国際専門雑誌の英語論文抄読を行い、仮説の立案から仮説の科学的な検証に至るまでの研究課程における研究方法論について学修します。
- (2) 「病原因子解析検査技術論」は、細菌感染症に対して抗菌薬を用いない全く新しい治療法の開発に繋げるための宿主-病原微生物相互作用研究やⅢ型分泌機構研究について学修します。
- (3) 「病理病態検査技術論」は、消化器癌や乳癌等における癌の分子病理細胞診断に必要な技術と知識を深め、細胞接着因子の発現と上皮間葉転換による癌の浸潤、転移、悪性度に関する分子機構の解析について学修します。
- (4) 「神経生理機能検査技術論」は、神経変性疾患における活性酸素の役割や天然

化学物質の生体内情報伝達機構への影響とその作用機序について学修します。

- (5) 「遺伝子検査技術論」は、遺伝子検査技術、遺伝学の基礎知識を更に深め、効率的な遺伝子検査の開発や遺伝子情報に関する情報リテラシーについて学修します。
- (6) 「臨床検査学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」は、必修の3科目6単位とし、開講は通年、1年次はⅠ、2年次はⅡ、3年次はⅢを配置し、それぞれ研究過程並びに博士論文作成過程の進捗別に明示した3段階の到達水準を達成して進む順序性を設定します。

満たない場合は、学修期間は4年、5年と延長する研究指導体制とします。

- (7) 専門的な研究を深化させるための「学術セミナー」を各年次に実施します。「学術セミナー」では、院生が特別研究や博士論文作成過程での課題を発表し、院生間並びに教員と院生間において相互に討論を重ね、多様な観点からの専門的な研究並びに学際的な観点からの研究の深化を図ることを目的とします。また、特色として、専門分野における豊かな学識を有する者を招聘しグローバルな視点から、教育・研究への動機づけが得られる教育研修を企画し、多様な観点から専門的な研究指導と学際的な研究指導が受けられる体制とします。

5 臨床検査学専攻における研究の特色

地域の保健医療の質向上、人々の健康増進、ひいては、健康長寿社会の推進や次世代育成支援に寄与できる新規かつ独創的な研究成果を創出するため、以下のような特色を持った2つの研究領域とする。

それぞれの研究領域の研究対象として、病態機能検査学領域では、①さまざまな種類のがんに関する発がんメカニズム解明と病理組織検査や細胞診検査への応用、②さまざまな精神疾患の原因となる海馬での神経新生過程の解明を目指した個体から細胞レベルの組織学的、生化学的研究を含む。

病因解析検査学領域では、①細菌感染症の感染メカニズム解明と新たな感染防止策の考案、②様々な疾患の分子病態の解明に基づいた遺伝子関連検査法の問題点とその解決に向けた研究を含む。

臨床検査学専攻の研究領域における研究概要と研究指導教員

領域	専門科目	研究概要	研究指導教員
病態機能検査学	病理病態検査技術論	がんの病理診断、細胞診断と最新のがんの遺伝子診断や治療に関する知見を取り入れた考察を行い、がんの臨床検査、診断、治療にかかわる高度医療の教育、研究者としての基盤を養成する。がんの臨床病理学的な特徴について概説し、主要ながんの遺伝子、分子機構について考察を深める。臨床病理学的あるいは臨床細胞学的な立場からがんの生物学的な特徴である浸潤、転移、上皮間葉転換を、遺伝子および蛋白質レベルで解析する研究方法や結果、技術について検討するとともに、がんの病理組織診断、細胞診断への応用について考察を深める。	水津 太
	神経生理機能検査技術論	成人において海馬や側脳室周囲において神経新生が起こっていることが明らかになり、その異常が様々な精神疾患の原因として示唆されている。正常な神経新生には神経幹細胞が生涯にわたって維持されることが必須であり、それには多くの因子が関与している。ここでは寿命関連転写因子 FOXO1 およびその転写調節する遺伝子の神経新生過程における機能を調べる。動物モデルを用いた組織学的解析、さらに神経幹細胞を取り出し、様々な生化学的、分子生物学的な手法を用いて細胞レベルでの解析を行っていく。これらを通して将来の研究に必要な展開能力や研究手法の習得を目指す。	古山 達雄
病因解析検査学	病原因子解析技術論	がん患者などの免疫低下宿主に対する緑膿菌などの日和見感染菌による致死性の高い腸管経由の内因性血液感染を防ぐ新たな防止策の考案を目指す。腸管上皮細胞層透過活性を示した緑膿菌について、分子生物学や細胞生物学の最先端の研究手法やカイコ等、無脊椎動物を用いた動物実験系を駆使して、どのような機構で本菌が腸管上皮細胞層から血液へトランスロケーションするのかを解明する。さらに、本菌のトランスロケーションに関わる遺伝子やタンパク質が特定されれば、それらの機能を阻害するような化合物を探索し、緑膿菌による腸管経由の内因性血液感染の新たな防止策の考案に繋げていく。	奥田 潤
	遺	遺伝子検査技術、遺伝学の基礎知識を更に深め、実践に	岡田 仁

	伝 子 検 査 技 術 論	直結したグローバルスタンダードな知識と技術、さらに遺伝子情報に関する情報リテラシーの確立を目指す。近年、様々な疾患の分子病態が解明され、その成果に基づき、遺伝子関連検査法が開発され、診断や予防への応用が行われている。今後、新しい検査法の開発などが期待される一方で、遺伝子関連検査は複雑なプロセスで実施され、不慣れた医療従事者も多いことから、結果に対し総合的な解釈を行い診断しなくてはならない。遺伝子検査学として現在の問題点の把握、研究で明確にすべきテーマを確定し、自らが研究仮説を立て、研究計画に沿って研究を実践する。	
--	---------------------------------	---	--

6 博士後期課程修了までのスケジュールと博士学位取得プロセス

博士後期課程修了までの年間スケジュールと、博士学位取得プロセスは、段階的に進むこと。

< 1 年次 >

- ① 研究指導教員決定
- ② 第 1 回学術セミナー（研究課題決定の概要発表・教育研修の企画）
- ③ 研究計画書作成
- ④ 研究計画書審査
- ⑤ 倫理審査申請

< 2 年次 >

- ① 研究の遂行
- ② 第 2 回学術セミナー（研究過程について進捗状況の発表・教育研修の企画）
- ③ 研究の遂行

< 3 年次 >

- ① 研究の遂行
- ② 英文の主論文作成
- ③ 博士論文予備審査申請
- ④ 第 3 回学術セミナー（博士論文の総括に関する概要発表・教育研修の企画）
- ⑤ 博士論文審査会（最終試験）
- ⑥ 博士後期課程の修了及び学位の授与

7 ディプロマポリシー

修了要件となる単位を修得するとともに、必要な研究指導を計画的に受けた上で、主論文（1 編）を英文で作成し、査読制度のある国際又は全国学会誌に投稿、査読を経て単著又は共著筆頭原著として発表する（印刷中の論文については、その旨記入し、アクセプトされたことが分かる証明書を添付する）。なお、主論文に関連する副論文（申請者が筆頭著者・共著者に入っている論文）の添付が望ましい。論文審査及び最終試験に合格し、下記の条件をすべて満たす者に臨床検査学の博士学位を授与する。

- (1) 臨床検査学領域における問題を発見し、解決に導く能力を有し、自ら研究仮説の立案、研究の遂行、仮説の実証ができること
- (2) 自らの研究について、社会への説明能力があり、国際又は全国学会誌に研究成果を発表できること

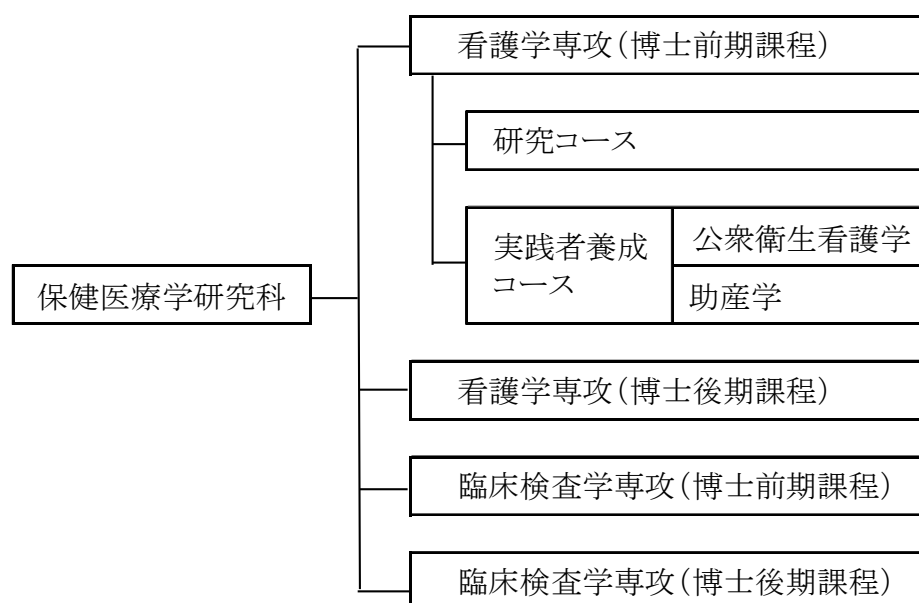
8 修了要件

博士後期課程修了の要件は、本研究科博士後期課程に3年以上在籍し、「専門共通科目」必修2単位、「専門科目」選択2単位以上、臨床検査学特別研究必修6単位の計10単位以上を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

9 専攻の名称及び構造

研究科名	専攻名	領域名
保健医療学研究科	臨床検査学専攻	病態機能検査学領域
		病因解析検査学領域

10 大学院の組織



11 学年、学期及び休業日

- (1) 学年
学年は、4月1日から始まり、翌年3月31日で終わる。
- (2) 学期
学期は、2学期制で、前期と後期に分かれる。
- (3) 休業日（授業を行わない日）

休業日は、次に掲げるもののほか、学長が臨時に定めるものがある。また、休業日を変更する場合があるが、この場合は、あらかじめ本学ホームページの在学生専用ページ（以下「本学ホームページ」という。）に明示する。

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③ 開学記念日（10月20日）
- ④ 春季・夏季・冬季休業日

12 授業時間

授業時間は、原則として1時限90分で、1日7時限とする。なお、本学では教育方法の特例（大学院設置基準第14条）を設けており特定の時間又は時期において授業や研究指導を行う。ただし、本特例を受ける場合であっても、本大学院において指定された講義等の日時の範囲内で受講すること。

時限	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限	7時限
時間	8:50～ 10:20	10:30～ 12:00	13:00～ 14:30	14:40～ 16:10	16:20～ 17:50	18:00～ 19:30	19:40～ 21:10

13 授業時間割

授業時間割は、時間割計画を参考にすること。

なお、日程が未定の授業科目や、日程が変更になる場合については、決定次第、本学ホームページ等に明示する。

14 履修の概要

(1) 開講授業科目

本学大学院が開設している授業科目と内容については、「教授要項（シラバス）」と「大学院保健医療学研究科科目履修規程」などを参考にして、必要な科目を履修するとともに、特別研究を行ったうえで博士論文を作成し、所定の単位を修得すること。

(2) 履修科目の選択

必要単位数が決まっているので、この単位数以上となるように履修科目を選択すること。

区分	専門共通科目	専門科目	特別研究	合計
必修	2単位	—	6単位	8単位
選択	—	2単位以上	—	2単位以上
合計	2単位	2単位以上	6単位	10単位以上

(3) 修了要件・学位の授与

本研究科に3年以上在学し、各分野において、(2)で示した必要単位数以上の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで、本研究科が行う博士論文の審査及び最終試験に合格した場合に、本研究科の課程を修了し、次の学位が授与される。

博士（臨床検査学）：臨床検査学専攻の修了者
<Doctor of Philosophy in Clinical Laboratory Medicine>

(4) 研究指導計画・博士論文の作成

研究指導については、研究科委員会で決定した研究指導教員が行うが、研究の遂行に当たり、学生は研究指導教員と相談の上、研究課題や研究指導の方法及び内容を明示するために研究計画・研究指導計画を科目履修規程の「研究指導計画」に関する申合せを参照して作成する。

また、博士論文の作成・審査等については、大学院規程集の博士学位取得プロセス、臨床検査学専攻学位審査規程及び学位規程等に基づいて進めること。

(5) 履修上の留意事項

① 履修科目の届出

(ア) 授業科目を履修し、単位を修得するためには、履修しようとする授業科目を届け出ること。毎学期の指定期日までに、「履修届」を事務局教務・学生担当に提出すること。

(イ) 「履修届」を提出していない授業科目は、受講できない。また、「履修届」を提出した授業科目を受講しないと、その授業科目の成績は「不可」となるので注意すること。

(ウ) 「履修届」を提出した授業科目を変更するときは、指定期日までに、「履修科目変更届」を事務局教務・学生担当に提出する必要がある。

② 休講、補講

(ア) 休講等

休講、授業時間及び授業場所の変更は、本学ホームページに明示するので、注意して見るようにすること。

(イ) 補講

補講を行う場合には、本学ホームページに明示するので、日時・場所等をよく確かめること。

③ 試験

(ア) 評価の方法

授業の点数評価や単位認定の方法、欠席などへの対応、課題やレポートの提出期限などは、原則として担当教員の指示に従うこと。シラバスの成績評価の方法は、パーセント（％）で表記する。

(イ) 定期試験

定期試験は、その授業科目の授業が終了する学期末に行う。ただし、各科目の出席日数が講義で 2/3、あるいは演習科目で 4/5 を満たさない場合、期末試験受験資格がなくなり、単位取得ができない。

(ウ) 追試験

追試験は、病気その他やむを得ない理由により定期試験を受けられなかった者に対して、期日を指定して行う。

(エ) 再試験

定期試験又は再試験において不合格となった者に対しては、当該授業科目の担当教員が必要と認めたときは、再試験を行うことができる。

④ 成績評価

成績評価と評点の関係は、次の表のとおりである。

ただし、再試験の合格者の評点は、60点とする。

評 価	評 点	合格判定
優	80 点以上	合 格
良	70 点以上 80 点未満	
可	60 点以上 70 点未満	
不可	60 点未満	不 合 格

⑤ 単位の授与

成績の評価において合格した場合には、所定の単位が与えられる。なお、単位を修得した授業科目は、再び履修することはできない。

⑥ 再履修

再履修とは、履修した授業科目の単位を修得することができなかったときに、翌年次以降に再びその授業科目を履修することである。

再履修の場合は、再び授業を受け、受験資格を取得しなければならない。

⑦ 入学前の既修得単位の認定

入学前に他の大学院を修了した者や中途退学した者などが、本学大学院において開設している授業科目（講義を主とする。）の内容と同等以上学修している場合、申請をすれば該当する授業科目の単位数の範囲内で単位を認定することができる。

(ア) 申請する場合は、次の書類を必ず添付すること。

- ・ 出身学校の成績証明書
- ・ 単位認定を受けようとする授業科目に関する出身学校のシラバス

(イ) 単位認定申請書の提出時期

前期の履修届提出にあわせて、事務局教務・学生担当に提出すること。

(6) 長期履修制度

職業を有している等の事情により、標準修業年限（3年）を超えて一定の期間にわ

たり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを申請したときは、6年までの期間でその計画的な履修を認めることができる

① 申請書の提出時期

第1年次又は2年次の年度の2月末日までに申請書及び必要と認める書類を提出すること。

② 長期履修期間の短縮

許可を受けた長期履修期間を短縮する場合は、その短縮期間を1年間として1回に限り認めることができる。

この場合は、短縮を希望する年度の前年度の2月末日までに、申請書を事務局教務・学生担当に提出すること。

③ 授業料の取扱い

長期履修期間の短縮を許可された場合の授業料は、1年度当たり標準修業年限の年数に授業料の額を乗じて得た額から、当該長期履修期間の短縮を許可された者が既納付した授業料の額を控除して得た額を、残りの修業年限の年数で除した額とする。

15 教員名簿

- | | | |
|---|--------------|--------|
| 1 | 学 長 | 平川 栄一郎 |
| 2 | 副 学 長 | 片山 陽子 |
| 3 | 研究科長 | 片山 陽子 |
| 4 | 学生部長 | 片山 陽子 |
| 5 | 図書館長 | 古山 達雄 |
| 6 | 臨床検査学専攻長 | 奥田 潤 |
| 7 | 臨床検査学専攻 担当教員 | |

専攻	担当領域	職 名	氏 名
臨床検査学	病態機能検査学	教 授	平川 栄一郎
		教 授	古山 達雄
		教 授	樋本 尚志
		教 授	水津 太
		准教授	池亀 彰茂
		講 師	大栗 聖由
		講 師	新美 健太
	病因解析検査学	教 授	奥田 潤
		教 授	多田 達史
		教 授	岡田 仁
		准教授	徳原 康哲
		講 師	末澤 千草
		講 師	太田 安彦

16 学生生活等

(1) ティーチング・アシスタント制度

本学の大学院に在籍する優秀な学生は、授業担当教員の指導の下に、学部における教育活動の補助を行うことができる。具体的な内容については、参考資料を参照すること。

(2) 大学院生研究室の使用上の留意事項

大学院生研究室には、次の備品等を備え付けている。これらについては、大学院生が共同で利用するものであり、決まりを守って有効に活用すること。

〔 学習机、椅子、書架、パソコン、プリンター、収納ワゴン、ロッカー、流し台、
飲食用長机 〕

なお、ロッカーと収納ワゴンについては、学籍番号を付番しているので、各人で鍵を管理して利用すること。

- ・パソコン内のシステム等の改変やソフトのインストール等は禁止する。
- ・パソコンで作成したデータはハードディスクに保存せずに、各自で管理すること。
- ・飲食は、飲食用長机で行うこと。
- ・故障、破損等が生じた時は、事務局へ速やかに連絡すること。
- ・プリンターのインクトナーや印刷用紙等が無くなった場合は、事務局で渡すので、事務局まで来ること。

(3) 校舎が機械警備中における入室方法

本学においては、事務局の事務取扱時間 8:30～17:15（日曜日、土曜日、祝日及び年末年始を除く。）以外は、民間の警備会社に警備を委託している。

平日は 22 時まで、土曜日は 15 時まで警備員による有人警備をしており、それ以外の時間帯は、機械警備となっている。機械警備の時間は平日 22 時以降、土曜日 15 時以降（授業が休業期間中は終日）、日曜日、祝日、年末年始である。

機械警備中に学内の建物に入室する場合は、別途配付の資料によること。

(4) その他

学生生活（指導教員制度の部分は除く。）、奨学金制度、健康管理、図書館利用案内、情報処理教室利用案内及び建物配置図等については、本学ホームページに掲載の「令和 7 度入学生用学生便覧」を参照すること。

なお、事務局の事務取扱時間（8:30～17:15（日曜日、土曜日、祝日及び年末年始を除く。）外に各種申請書等を提出する必要がある場合には、管理研究棟 1 階の警備員室前に受付ポストを設置しているので投函すること。

臨床検査学専攻博士後期課程 授業科目一覧表

科目区分		科目名	担当教員	配当年次	単位数		DP1	DP2	修了要件
					必修	選択	問題解決	研究発表	
専門共通科目		臨床検査学研究方法論	古山達雄、樋本尚士、岡田仁、徳原康哲、池亀彰茂、大栗聖由	1 前	2		○		2単位
						2	0		
専門科目	検査学 病態機能	病理病態検査技術論	水津 太	1 後		2	○	○	2単位以上
		神経生理機能検査技術論	古山達雄	1 後		2	○		
		小計（2 科目）			0	4			
	検査学 病因解析	病原因子解析検査技術論	奥田 潤	1 後		2	○	○	
		遺伝子検査技術論	岡田 仁	1 後		2	◎	○	
		小計（2 科目）			0	4			
特別研究科目	臨床検査学特別研究Ⅰ	奥田 潤	1 通	2		○		6単位	
		樋本尚志				○			
		古山達雄				○			
		多田達史				○			
		岡田 仁				○			
		水津 太				○			
		平川栄一郎				○			
		池亀彰茂				○			
		徳原康哲				○			
		大栗聖由				○			
		末澤千草				○			
		太田安彦				○			
		新美健太				○			
	臨床検査学特別研究Ⅱ	奥田 潤	2 通	2		○	◎		
		樋本尚志				○	◎		
		古山達雄				○	◎		
		多田達史				○	◎		
		岡田 仁				○	◎		
		水津 太				○	◎		
		平川栄一郎				○	◎		
		池亀彰茂					◎		
		徳原康哲					◎		
		大栗聖由				○	◎		
		末澤千草				○	◎		
		太田安彦				○	◎		
		新美健太				○	◎		
	臨床検査学特別研究Ⅲ	奥田 潤	3 通	2		◎	◎		
		樋本尚志				◎	◎		
		古山達雄				○	◎		
		多田達史				○	◎		
岡田 仁		◎				◎			
水津 太		◎				◎			
平川栄一郎		◎				◎			
池亀彰茂		○				◎			
徳原康哲		◎				◎			
大栗聖由		◎				◎			
末澤千草		◎				◎			
太田安彦		◎				◎			
新美健太		◎				◎			
小計（3 科目）				6	0				
合計（8 科目）					8	8		10単位以上	

ディプロマ・ポリシー(DP)

◎:非常に対応している ○:対応している

DP1 臨床検査学領域における問題を発見し、解決に導く能力を有し、自ら研究仮説の立案、研究の遂行、仮説の実証ができること。

DP2 自らの研究について、社会への説明能力があり、国際又は全国学会誌に研究の成果を発表できること。

時間割計画(博士後期課程)

第1学年 前期

専門共通科目(必修)

時間	月	火	水	木	金	土
(1時限) 8:50 -10:20						
(2時限) 10:30 -12:00	臨床検査学研究方法論 古山達雄ほか			臨床検査学特別研究 I		臨床検査学特別研究 I
(3時限) 13:00 -14:30						
(4時限) 14:40 -16:10						
(5時限) 16:20 -17:50						
(6時限) 18:00 -19:30	臨床検査学研究方法論 古山達雄ほか			臨床検査学特別研究 I		
(7時限) 19:40 -21:10						

※特別研究の時間は、上記時間帯の中で指導教員から別途指示する。

時間割計画(博士後期課程)

第1学年 後期

	時間	月		火		水	木	金	土
		病理病態検査技術論	病原因子解析検査技術論	神経生理機能検査技術論	遺伝子検査技術論				
昼間	(1時限) 8:50 -10:20	水津太	奥田潤	古山達雄	岡田仁				
	(2時限) 10:30 -12:00							臨床検査学特別研究 I	
	(3時限) 13:00 -14:30								
	(4時限) 14:40 -16:10								
	(5時限) 16:20 -17:50								
夜間	(6時限) 18:00 -19:30	病理病態検査技術論	病原因子解析検査技術論	神経生理機能検査技術論	遺伝子検査技術論				
	(7時限) 19:40 -21:10	水津太	奥田潤	古山達雄	岡田仁			臨床検査学特別研究 I	

※特別研究の時間は、上記時間帯の中で指導教員から別途指示する。

時間割計画(博士後期課程)

第2学年前期・後期

時間	月	火	水	木	金	土
(1時限) 8:50 -10:20						
(2時限) 10:30 -12:00						
(3時限) 13:00 -14:30				臨床検査学特別研究Ⅱ		
(4時限) 14:40 -16:10						
(5時限) 16:20 -17:50						
(6時限) 18:00 -19:30				臨床検査学特別研究Ⅱ		
(7時限) 19:40 -21:10						
夜間						
間						

※特別研究の時間は、上記時間帯の中で指導教員から別途指示する。

時間割計画(博士後期課程)

第3学年前期・後期

時間	月	火	水	木	金	土
(1時限) 8:50 -10:20						
(2時限) 10:30 -12:00						
(3時限) 13:00 -14:30				臨床検査学特別研究Ⅲ		
(4時限) 14:40 -16:10						
(5時限) 16:20 -17:50						
(6時限) 18:00 -19:30				臨床検査学特別研究Ⅲ		
(7時限) 19:40 -21:10						
夜						
間						

※特別研究の時間は、上記時間帯の中で指導教員から別途指示する。

19 臨床検査学専攻博士後期課程 修了までのスケジュール

	月	院 生	指導教員	研究科委員会
出 願		研究課題・研究計画等 入学試験	事前相談	
1 年 次	4	入学 ① 主担当研究指導教員希望		主担当研究指導教員 1 人、副担当指導教員 2 人決定
	10	第 1 回学術セミナー (研究課題決定) 研究計画立案	履修指導 研究課題決定 研究計画指導	第 1 回学術セミナー (研究課題に関する概要の発表・教育研修の企画)
		② 研究計画書作成 研究計画書審査申請		研究計画審査の主査・副査決定 → 研究計画書審査会
		③ 倫理審査申請 ※ 研究計画書審査後に行う。		→ 倫理審査会 香川県立保健医療大学倫理審査委員会、動物実験専門委員会、 遺伝子組換え実験安全委員会によるいずれかの審査を受け承認を得る。
2 年 次	4	④ 研究計画書の承認後 研究遂行 (データ収集等)	研究指導	→ 研究計画書の承認 (研究科委員会)
	10	第 2 回学術セミナー (研究過程の進捗状況)		第 2 回学術セミナー (研究過程について進捗状況を発表・教育研修の企画)
3 年 次	4	⑤ 主論文作成	論文作成指導	
	10	第 3 回学術セミナー (博士論文の概要)		第 3 回学術セミナー (博士論文全体に関する概要の発表・教育研修の企画) 博士論文予備審査の主査・副査決定
	11	⑥ 博士論文予備審査申請 (10~12 月)		→ 博士論文予備審査会 【博士論文予備審査】 (10~12 月) ・ 審査委員 3 人 (主査 1 人、副査 2 人) により構成する。 ・ 論文審査と口頭試問による。 ・ 予備審査申請書提出後 1 カ月以内に行う。 ・ 提出資格審査 (単位取得状況、英文の主論文と副論文の確認) を行う。 ・ 必要に応じて学外者を加えることができる。 ・ 論文作成の進捗状況及び研究計画書との一貫性、妥当性の確認を行う。
	1	⑦ 博士論文 (審査用) 提出		博士論文審査の主査・副査決定 (本審査委員は、博士論文予備審査委員と兼ねることがある) → 博士論文審査会 (本審査) 【博士論文審査】 (1 月末) ・ 審査委員 3 人 (主査 1 人、副査 2 人) により構成する。 ・ 口頭試問を含む。
	2	⑧ 博士論文 (最終試験)		→ 博士論文 (最終試験)
		⑨ 論文修正		
	3	⑩ 最終論文提出		→ 可否判定
		⑪ 修了		→ 修了認定 (学位授与)

大 学 院 規 程 集

VI 大学院共通諸規程

・香川県立保健医療大学大学院学則	75
・香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科科目履修規程	84
・香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科「研究指導計画」に関する申合せ	91
・香川県立保健医療大学学位規程	93
・香川県立保健医療大学大学院長期履修規程	96
・香川県立保健医療大学倫理審査委員会規程	98
・香川県立保健医療大学動物実験規程	106
・香川県立保健医療大学遺伝子組換え実験安全管理規程	112
・香川県立保健医療大学ティーチング・アシスタント取扱要領	117
・香川県使用料、手数料条例（抄）	119
・香川県立保健医療大学学生細則	121

VII 博士前期課程関連諸規程

・香川県立保健医療大学大学院修士学位審査規程	125
・看護学専攻研究コースにおける修士学位取得要項	127
・看護学専攻実践者養成コースにおける修士学位取得要項	139
・臨床検査学専攻における修士学位取得要項	150
・保健医療学研究科修士論文研究計画審査に関する申し合わせ事項	163
・修士論文審査基準・修士論文発表会審査基準	166
・課題研究論文審査基準・課題研究論文発表会審査基準	167
・修士論文審査基準・修士論文発表会審査基準に関する申し合わせ事項	168

VIII 博士後期課程関連諸規程

・香川県立大学大学院保健医療学研究科看護学専攻博士学位審査規程	171
・香川県立保健医療大学保健医療学研究科看護学専攻博士後期課程 学術セミナー実施要領	180
・香川県立保健医療学大学院保健医療学研究科看護学専攻博士後期課程 博士論文審査基準	182
・香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科臨床検査学専攻博士学位審査規程	183
・香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科臨床検査学専攻 博士後期課程学位取得プロセス	192
・香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科臨床検査学専攻博士後期課程 学術セミナー実施要領	196
・香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科博士後期課程臨床検査学科 博士論文審査基準	198

VI 大 学 院 共 通 諸 規 程 等

香川県立保健医療大学大学院学則

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 入学等（第6条～第9条）
- 第3章 教育課程、履修方法等（第10条～第12条）
- 第4章 修了及び学位（第13条・第14条）
- 第5章 職員組織及び研究科委員会等（第15条～第17条）
- 第6章 雑則（第18条・第19条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 香川県立保健医療大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、人々の健康と自立の支援を基本理念として、保健医療の分野においてより高度で専門的な学術理論及び実践能力を修得するとともに、包括的な判断能力と指導力を有する高度専門職業人を育成することにより、保健・医療・福祉が連携した質の高い総合的サービスを提供し、高度な専門知識を持ち、新規かつ独創的な研究成果を発信する研究能力を持つ教育者・研究者を育成することにより、地域の保健医療の質向上、人々の健康増進、ひいては、健康長寿社会の推進や次世代育成支援に寄与することを目的とする。

（研究科、課程及び専攻）

第2条 本学大学院に、保健医療学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

- 2 研究科は、保健医療に関する高度かつ先進的な知識と技術を学ぶとともに、それぞれの分野や領域において高い専門性を追究し、保健・医療・福祉が連携した総合的サービスを提供することができる高度専門職業人、高度先進医療やチーム医療の場でリーダーシップを発揮することができる高度専門職業人及び高度な専門知識を持ち、新規かつ独創的な研究成果を発信する研究能力を持つ教育者・研究者を育成することを目的とする。
- 3 本学大学院に博士課程を置き、博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。
- 4 博士前期課程は、広い視野に立って専攻分野を研究し、精深な学識並びに専攻分野における研究能力、高度の専門性を要する職業に必要な能力等を養うことを目的とする。
- 5 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
- 6 研究科に看護学専攻と臨床検査学専攻を置く。

（入学定員等）

第3条 本学大学院の入学定員等は、次のとおりとする。

専 攻	課 程	入学定員	総定員
看護学専攻	博士前期課程	25人	50人
	博士後期課程	2人	6人
臨床検査学専攻	博士前期課程	3人	6人
	博士後期課程	2人	6人

(標準修業年限等)

第4条 博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。
ただし、学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、学長が定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(在学期間)

第5条 本学大学院の在学期間は、当該課程の標準修業年限の2倍を超えることができない。

第2章 入学等

(入学時期)

第6条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学する者については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第7条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であつて、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの
- (11) 学校教育法 83 条に定める大学に 3 年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、本学の大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

2 博士後期課程に入学することのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第 4 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本大学院研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの

（再入学）

第 8 条 学長は、本学大学院を退学した者で、再入学を志願する者があるときは、欠員等の状況により、選考の上、相当の年次への再入学を許可することができる。

（転入学）

第 9 条 学長は、他の大学院に在学している者で、本学大学院に転入学を志願する者があるときは、欠員等の状況により、選考の上、相当の年次への転入学を許可することができる。

第 3 章 教育課程、履修方法等

（授業科目及び単位数）

第 10 条 本学大学院の授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

（他の大学の大学院における授業科目の履修等）

第 11 条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10 単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第12条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、前条の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数とあわせて10単位を超えない範囲で、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(教育方法の特例)

第12条の2 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第4章 修了及び学位

(修了の要件)

第13条 学長は、博士前期課程に2年（第4条ただし書の規定により、学生が当該年数を超えて一定の期間にわたり計画的に履修することを申し出て、学長が認めた時には、その認められた年数）以上在学し、所定の授業科目について必要単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した学生に対し、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた学生については、1年以上在学すれば足りるものとすることができる。

2 学長は、博士後期課程に3年（第4条ただし書の規定により、学生が当該年数を超えて一定の期間にわたり計画的に履修することを申し出て、学長が認めた時には、その認められた年数）以上在学し、所定の授業科目について必要単位数以上修得し、かつ、必要な指導研究を計画的に受けた上で、博士論文の審査及び最終試験に合格した学生に対し、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた学生については、2年以上在学すれば足りるものとすることができる。

(学位)

第14条 学長は、本学大学院を修了した者に対して、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる学位を授与する。

- (1) 看護学専攻 博士前期課程 修士（看護学）
- (2) 看護学専攻 博士後期課程 博士（看護学）
- (3) 臨床検査学専攻 博士前期課程 修士（臨床検査学）
- (4) 臨床検査学専攻 博士後期課程 博士（臨床検査学）

2 前項に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、学長が定める。

第5章 職員組織及び研究科委員会等

(職員)

第15条 本学大学院の職員は、香川県立保健医療大学の職員をもって充てる。

(研究科長)

第16条 研究科に研究科長を置く。

(専攻長)

第17条 研究科専攻に専攻長を置く。

(研究科委員会)

第18条 研究科に、研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、研究科長及び研究科の授業を担当する教授をもって組織する。ただし、必要に応じて、研究科の授業を担当する准教授、講師及びその他職員を組織に加えることができる。
- 3 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学（再入学及び転入学を含む。）及び修了に関する事項
 - (2) 教育課程、履修、試験及び単位の認定に関する事項
 - (3) 学位に関する事項
 - (4) 学生の賞罰に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、本学大学院の教育研究に関する重要なもので学長が定める事項
- 4 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
 - (1) 学則その他本学大学院の教育研究に関する諸規程の制定及び改廃に関する事項
 - (2) 学生の退学、転学、留学、休学、復学及び除籍に関する事項
 - (3) 学生の厚生補導に関する事項
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、本学大学院の教育研究に関する重要な事項
- 5 研究科委員会は、審議するに当たって必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 前4項に定めるもののほか、研究科委員会の運営に関し必要な事項は、学長が定める。

(特任教授)

第19条 研究科専攻に特任教授を置くことができる。

- 2 特任教授に関し必要な事項は、学長が定める。

第6章 雑則

(大学学則の準用)

第20条 香川県立保健医療大学学則（以下「大学学則」という。）第2章、第9条から第11条まで、第13条から第18条まで、第20条から第23条まで、第6章、第10章、第11章及び第14章及び第15章の規定は、本学大学院に準用する。この場合において、これらの規定中「本学」とあるのは「本学大学院」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる大学学則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第13条第3項 第18条第2号	学部にあつては4年	博士前期課程にあつては2年、博士後期課程にあつては3年

第15条	大学又は短期大学（以下「大学等」という。）	大学の大学院
第16条第1項 第41条第1項	大学等	大学の大学院
第18条第1号	学部にあつては8年、専攻科にあつては2年	博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年
第20条第2項	卒業研究	特別研究

（委任）

第21条 この学則に定めるもののほか、本学大学院の管理に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行前の保健医療学研究科保健医療学専攻は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日において当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 前項に該当する者の第10条に係る別表については、看護学分野に在籍する者は別表1を、臨床検査学分野に在籍する者は別表2を、それぞれ適用するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に修士課程に在学する者が引き続き当該課程に在学する場合における当該者についての課程、修了要件等については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和6年5月27日から施行する。

別表 1 (第10条関係)

看護学専攻 博士前期課程

授業科目		単位数	
		必修	選択
専門共通科目	先端医学論		2
	チーム医療特論		2
	保健統計学特論		2
	生命・医療倫理論		2
	英論文作成概論		2
	看護理論	2	
	看護と哲学		2
	質的研究方法論	2	
	量的研究方法論	2	
	地域包括ケア特論		2
	看護政策特論		2
	看護教育学特論		2
	小計	6	18
専門領域科目	基盤看護学	基盤看護学特論	2
		基盤看護学演習	2
		小計	4
	地域看護学	公衆衛生看護学特論	2
		公衆衛生看護学演習	2
		在宅看護学特論	2
		在宅看護学演習	2
		小計	0
	精神保健看護学	精神保健看護学特論	2
		精神保健看護学演習	2
		小計	0
	療養支援看護学	臨床実践看護学特論	2
		臨床実践看護学演習	2
		老年看護学特論	2
		老年看護学演習	2
		小計	0
	次世代育成看護学	ウイメンズヘルス看護学特論	2
		ウイメンズヘルス看護学演習	2
		小児看護学特論	2
		小児看護学演習	2
		小計	0
専門科目	公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論	2
		公衆衛生看護技術論Ⅰ	2
		公衆衛生看護技術論Ⅱ	2
		公衆衛生看護活動展開論Ⅰ	2
		公衆衛生看護活動展開論Ⅱ	2
		公衆衛生看護活動展開論Ⅲ	3
		公衆衛生看護管理論Ⅰ	3
		公衆衛生看護管理論Ⅱ	2
		保健医療福祉行政論	2
		保健医療福祉行政論演習	2
		疫学	2
		保健統計学	2
		公衆衛生看護学実習Ⅰ	2
		公衆衛生看護学実習Ⅱ	3
		小計	0

授業科目			単位数	
			必修	選択
専門科目	助産学	助産学概論		1
		助産実践概論		1
		周産期学・女性学特論		2
		新生児学・乳幼児学特論		2
		助産実践特論Ⅰ		2
		助産実践特論Ⅱ		2
		助産実践特論Ⅲ		2
		助産実践特論Ⅳ		2
		助産実践演習Ⅰ		1
		助産実践演習Ⅱ		1
		地域母子保健活動論		2
		助産管理		2
		助産学実習Ⅰ		2
		助産学実習Ⅱ		5
		助産学実習Ⅲ		3
		助産学実習Ⅳ		1
		小計	0	31
	共通科目	地域包括ケア実習Ⅰ		4
		地域包括ケア実習Ⅱ		2
		小計	0	6
特別研究科目	看護学特別研究		10	
	課題研究Ⅰ		4	
	課題研究Ⅱ		6	
	小計	0	20	
合計			6	138

別表 1（第10条関係）

看護学専攻 博士後期課程

授業科目			単位数	
			必修	選択
専門 共通 科目	看護理論学		2	
	看護学発展論		2	
	看護研究方法特論		2	
	小計		6	0
専門 科目	実践 開発 看護学	基盤看護科学特論		2
		地域在宅看護科学特論		2
		精神保健看護科学特論		2
		療養支援看護科学特論		2
		次世代育成看護科学特論		2
		小計	0	10
演習 科目	実践開発看護学特別演習		2	
		小計	2	0
		特別研究 科目	看護学特別研究	6
		小計	6	0
合計			14	10

別表 2 (第10条関係)

臨床検査学専攻 博士前期課程

授業科目		単位数	
		必修	選択
専門共通科目	先端医学論	2	
	保健医療福祉論	2	
	チーム医療特論	2	
	生命・医療倫理論		2
	検査総合管理学		2
	医療情報管理学		2
	食理学		1
	検査研究方法論		1
	小計	6	8
専門領域科目	病態機能検査学	生体機能検査学特論	2
		生体機能検査学演習	2
		病態解析検査学特論	2
		病態解析検査学演習	2
		病理病態検査学特論	2
		病理病態検査学演習	2
		血液病態検査学特論	2
		血液病態検査学演習	2
		神経生理機能検査学特論	2
		神経生理機能検査学演習	2
		小計	0 20
	病因解析検査学	病原因子検査学特論	2
		病原因子検査学演習	2
		生体防御検査学特論	2
		生体防御検査学演習	2
		生体化学検査学特論	2
		生体化学検査学演習	2
		遺伝子検査学特論	2
		遺伝子検査学演習	2
		小計	0 16
特別研究科目	臨床検査学特別研究		10
	小計		10 0
合計		16	44

臨床検査学専攻 博士後期課程

授業科目		単位数	
		必修	選択
専門科目共通	臨床検査学研究方法論		2
	小計		2 0
専門科目	病態機能検査学	病理病態検査技術論	2
		神経生理機能検査技術論	2
		小計	0 4
	病因解析検査学	病原因子解析検査技術論	2
		遺伝子検査技術論	2
		小計	0 4
特別科目研究	臨床検査学特別研究Ⅰ		2
	臨床検査学特別研究Ⅱ		2
	臨床検査学特別研究Ⅲ		2
	小計		6 0
合計		8	8

香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科科目履修規程

平成21年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立保健医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第20条において準用する香川県立保健医療大学学則（以下「学則」という。）第21条第2項の規定に基づき、香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科（以下「研究科」という。）に係る授業科目の履修方法に関し必要な事項を定める。

(専攻及びコース)

第1条の2 研究科に次の専攻及びコースを置く。

博士前期課程

看護学専攻

研究コース

実践者養成コース

公衆衛生看護学

助産学

臨床検査学専攻

博士後期課程

看護学専攻

臨床検査学専攻

(教育方法)

第2条 研究科の教育は、授業科目の授業、修士論文及び博士論文の作成に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第3条 研究科において教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 前項の取扱いについては、学長が別に定める。

(研究指導教員)

第4条 学長は、授業科目の履修の指導及び研究指導を行うため、研究科委員会の議を経て、主研究指導教員を決定する。

2 前項の主研究指導教員は、研究科委員会の議を経て、研究指導教員の資格を有する研究科の専任教員の中から選任する。

3 学長は、研究科委員会の議を経て、研究指導教員の資格を有する者の中から副研究指導教員を選任することができる。

4 前3項により選任された研究指導教員の変更は認めない。ただし、学長は、研究指導教員の退職等、特別の事情があると認めるときに限り、変更を許可することができる。

(授業科目及び単位数)

第5条 研究科の授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(履修方法及び修了要件)

第5条の2 看護学専攻の博士前期課程の学生は、別表1により、博士後期課程の学生は、別表4により、定める単位を修得しなければならない、ただし、保健師国家試験受験資格又は助産師国家試験受験資格を取得しようとする者は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部・厚

生省令第1号)の規定に基づき、別表2又は別表3により、所定の授業科目及び単位を取得しなければならない。

第5条の3 臨床検査学専攻の博士前期課程の学生は、別表5により、博士後期課程の学生は、別表6により、定める単位を修得しなければならない。

(履修の届出)

第6条 学生は、履修しようとする授業科目について、あらかじめ主担当の研究指導教員の指導を受けたうえで、所定の期日までに、履修登録を行わなければならない。

2 学生は、前項の届出をしない授業科目を履修することができない。

3 学生は、第1項の届出をした授業科目を変更するときは、所定の期日までに、履修変更登録を行わなければならない。

4 学生は、原則として、単位を修得した授業科目を再び履修することができない。

(定期試験)

第7条 定期試験は、その授業科目の授業が終了する学期末に行う。ただし、当該授業科目の担当教員が必要と認めたときは、この限りでない。

(追試験)

第8条 追試験は、病気その他やむを得ない理由により定期試験を受けられなかった者に対して、期日を指定して行う。

2 追試験を受けようとする者は、当該授業科目の試験終了後1週間以内に、追試験受験願(第1号様式)を学長に提出しなければならない。

(再試験)

第9条 定期試験又は追試験において不合格となった者に対しては、当該授業科目の担当教員が必要と認めたときは、再試験を行うことができる。

2 再試験を受けようとする者は、所定の期日までに、再試験受験願(第2号様式)を学長に提出しなければならない。

(学修の評価の基準)

第10条 学修の評価は、授業科目の履修期間が終了した時に、試験及び平素の成績等を総合して、次の基準により行う。ただし、再試験による成績の評価は、原則として可以下とする。

評 語	評価の基準 (100点満点)	判 定
優	80点以上	合 格
良	70点以上80点未満	
可	60点以上70点未満	
不 可	60点未満	不 合 格

2 2人以上の教員により授業が分担される授業科目の学修の評価は、当該教員の合議により、当該科目の担当責任者が行う。

(試験を受験することができない者)

第11条 履修科目の出席時間数が当該授業科目の授業時間数(実際に授業を行った時間数をいう。)の3分の2に満たない者は、当該授業科目の試験を受験することができない。ただし、欠席の事情及び程度により担当教員が成業の見込みがあると認めたときは、この限りでない。

(不正行為)

第12条 試験において不正行為を行った者に対しては、当該学期すべての授業科目(通年科目も含む。)の成績評価を無効とするほか、必要と認めるときは、大学院学則第20条において準用する学則第45条の規定に基づき懲戒処分を行う。

(論文審査及び最終試験)

第13条 修士論文又は博士論文の審査及び最終試験に関し必要な事項については、別に定める。

(準用)

第14条 実践者養成コースにあつては、本規程中「修士論文」とあるのは大学院学則第13条に規定する「特定の課題についての研究の成果」と読み替える。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、研究科に係る授業科目の履修等に関し必要な事項については、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成29年3月31日において保健医療学専攻科に在学する者の第5条に係る別表については、看護学分野に在籍する者については別表1を、臨床検査学分野に在籍する者については別表第2を、それぞれ適用するものとする。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年3月31日に修士課程に在学する者が引き続き当該課程に在学する場合における当該者についての科目履修については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第 5 条の 1 関連)

博士前期課程

履修方法及び修了要件	
研究コース 専門共通科目16単位以上(看護理論、質的研究方法論及び量的研究方法論の6単位必修と選択10単位以上)、専門領域科目4単位以上及び特別研究10単位の合計30単位以上を修得する。加えて必要な研究指導を受けたうえで、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。	

授業科目		単位数	
		必修	選択
専門共通科目	先端医学論		2
	チーム医療特論		2
	保健統計学特論		2
	生命・医療倫理論		2
	英論文作成概論		2
	看護理論	2	
	看護と哲学		2
	質的研究方法論	2	
	量的研究方法論	2	
	地域包括ケア特論		2
	看護政策特論		2
	看護教育学特論		2
	小計	6	18
専門領域科目	看護学 基盤開発	基盤看護学特論	2
		基盤看護学演習	2
		小計	4
	地域看護学	公衆衛生看護学特論	2
		公衆衛生看護学演習	2
		在宅看護学特論	2
		在宅看護学演習	2
		小計	8
	精神保健看護学	精神保健看護学特論	2
		精神保健看護学演習	2
		小計	4
	療養支援看護学	臨床実践看護学特論	2
		臨床実践検査学演習	2
		老年看護学特論	2
		老年看護学演習	2
		小計	8
	次世代育成看護学	ウィメンズヘルス看護学特論	2
		ウィメンズヘルス看護学演習	2
		小児看護学特論	2
		小児看護学演習	2
		小計	8
特別研究科目	看護学特別研究	10	
	小計	10	0
合計		16	50

別表 2 (第 5 条の 1 関係)

博士前期課程

履修方法及び修了要件	
実践者養成コース 公衆衛生看護学 専門共通科目の必修10単位、専門領域科目4単位、実践者養成コース専門科目の公衆衛生看護学31単位、共通科目6単位及び課題研究10単位の合計61単位を修得する。加えて必要な研究指導を受けたうえで、特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格すること。	

授業科目		単位数	
		必修	選択
専門共通科目	先端医学論		2
	チーム医療特論		2
	保健統計学特論	2	
	生命・医療倫理論		2
	英論文作成概論		2
	看護理論	2	
	看護と哲学		2
	質的研究方法論	2	
	量的研究方法論	2	
	地域包括ケア特論	2	
	看護政策特論		2
	看護教育学特論		2
	小計	10	14
専門領域科目	地域看護学	公衆衛生看護学特論	2
		公衆衛生看護学演習	2
		小計	4
実践者養成コース専門科目	公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論	2
		公衆衛生看護技術論Ⅰ	2
		公衆衛生看護技術論Ⅱ	2
		公衆衛生看護活動展開論Ⅰ	2
		公衆衛生看護活動展開論Ⅱ	2
		公衆衛生看護活動展開論Ⅲ	3
		公衆衛生看護管理論Ⅰ	3
		公衆衛生看護管理論Ⅱ	2
		保健医療福祉行政論	2
		保健医療福祉行政論演習	2
		疫学	2
		保健統計学	2
		公衆衛生看護学実習Ⅰ	2
		公衆衛生看護学実習Ⅱ	3
		小計	31
	共通科目	地域包括ケア実習Ⅰ	4
		地域包括ケア実習Ⅱ	2
		小計	6
特別研究科目	課題研究Ⅰ	4	
	課題研究Ⅱ	6	
	小計	10	0
合計		61	14

別表3（第5条の1関連）

博士前期課程

履修方法及び修了要件	
実践者養成コース 助産学 専門共通科目の必修10単位、専門領域科目4単位、実践者養成コース専門科目の助産学31単位、共通科目6単位及び課題研究10単位の合計61単位を修得する。加えて必要な研究指導を受けたうえで、特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格すること。	

授業科目			単位数	
			必修	選択
専門共通科目	先端医学論			2
	チーム医療特論			2
	保健統計学特論			2
	生命・医療倫理論		2	
	英論文作成概論			2
	看護理論		2	
	看護と哲学			2
	質的研究方法論		2	
	量的研究方法論		2	
	地域包括ケア特論		2	
	看護政策特論			2
	看護教育学特論			2
	小計		10	14
専門領域科目	次世代育成看護学	ウィメンズヘルス看護学特論	2	
		ウィメンズヘルス看護学演習	2	
		小計	4	0
実践者養成コース専門科目	助産学	助産学概論	1	
		助産実践概論	1	
		周産期学・女性学特論	2	
		新生児学・乳幼児学特論	2	
		助産実践特論Ⅰ	2	
		助産実践特論Ⅱ	2	
		助産実践特論Ⅲ	2	
		助産実践特論Ⅳ	2	
		助産実践演習Ⅰ	1	
		助産実践演習Ⅱ	1	
		地域母子保健特論	2	
		助産管理	2	
		助産学実習Ⅰ	2	
		助産学実習Ⅱ	5	
		助産学実習Ⅲ	3	
		助産学実習Ⅳ	1	
		小計	31	0
	共通科目	地域包括ケア実習Ⅰ	4	
		地域包括ケア実習Ⅱ	2	
		小計	6	0
特別研究科目	課題研究Ⅰ		4	
	課題研究Ⅱ		6	
	小計		10	0
合計			61	14

別表4（第5条の1関係）

博士後期課程

履修方法及び修了要件	
専門共通科目(必修)6単位、専門科目(選択)2単位、演習科目(必修)2単位、特別研究科目(必修)6単位の合計16単位修得し必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。加えて、博士論文に関する副論文1編を、査読制度のある学術雑誌に、単著又は共著筆頭の原著論文、研究報告、総説のいずれかとして発表すること。	

授業科目			単位数	
			必修	選択
専門共通	看護理論学		2	
	看護学発展論		2	
	看護研究方法特論		2	
	小計		6	0
専門科目	実践開発看護学領域	基盤看護科学特論		2
		地域在宅看護科学特論		2
		精神保健看護科学特論		2
		療養支援看護科学特論		2
		次世代育成看護科学特論		2
		小計	0	10
科目演習		実践開発看護学特別演習	2	
		小計	2	0
科研特別		看護学特別研究	6	
		小計	6	
合計			14	10

別表5（第5条の2関係）

博士前期課程

履修方法及び修了要件	
専門共通科目12単位以上(先端医学論、保健医療福祉論、チーム医療特論の6単位必修と選択6単位以上)、専門領域科目8単位以上(選択した特別研究の属する領域科目から特論2単位及び演習2単位、さらに他の領域科目も含め4単位以上)及び特別研究科目10単位の合計30単位以上を修得する。加えて必要な研究指導を受けたうえで、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。	

授業科目		単位数		
		必修	選択	
専門共通科目	先端医学論	2		
	保健医療福祉論	2		
	チーム医療特論	2		
	生命・医療倫理論		2	
	検査総合管理学		2	
	医療情報管理学		2	
	食理学		1	
	検査研究方法論		1	
	小計	6	8	
専門領域科目	病態機能検査学領域	生体機能検査学特論		2
		生体機能検査学演習		2
		病態解析検査学特論		2
		病態解析検査学演習		2
		病理病態検査学特論		2
		病理病態検査学演習		2
		血液病態検査学特論		2
		血液病態検査学演習		2
		小計	0	16
	病因解析検査学領域	病原因子検査学特論		2
		病原因子検査学演習		2
		生体防御検査学特論		2
		生体防御検査学演習		2
		生体化学検査学特論		2
		生体化学検査学演習		2
		遺伝子検査学特論		2
		遺伝子検査学演習		2
		小計	0	16
	科研特別	臨床検査学特別研究	10	
		小計	10	0
合計		16	40	

別表6（第5条の2関係）

博士後期課程

履修方法及び修了要件	
専門共通科目(必修)2単位、専門科目(選択)2単位以上、特別研究科目(必修)6単位の合計10単位以上修得し、必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。加えて主論文1編を英文で作成し、査読制度のある国際又は全国学会誌に投稿、査読を経て単著又は共著筆頭の原著論文として発表すること。	

授業科目		単位数	
		必修	選択
専門共通	臨床検査学研究方法論	2	
	小計	2	0
専門科目	病態機能検査学	病理病態検査技術論	2
		神経生理機能検査技術論	2
		小計	0
	病因解析検査学	病原因子解析検査技術論	2
		遺伝子検査技術論	2
		小計	0
特別研究	臨床検査学特別研究Ⅰ	2	
	臨床検査学特別研究Ⅱ	2	
	臨床検査学特別研究Ⅲ	2	
	小計	6	0
合計		8	8

第1号様式（第8条関係）

追 試 験 受 験 願

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

香川県立保健医療大学長 殿

年 月 日

所 属 保健医療学研究科
課程 年 学専攻
学 年 年
学籍番号
氏 名

所 属 保健医療学研究科
課程 年 学専攻
学 年 年
学籍番号
氏 名

次のとおり追試験を受験したいので、承認くださるようお願いいたします。

追試験授業科目名	
(担当教員名)	
定期試験を受けられ なかった理由	

注 医師の診断書その他の定期試験を受けられなかった理由を証する書類を添付すること。

第2号様式（第9条関係）

再 試 験 受 験 願

再試験授業科目名	
担 当 教 員 名	

次のとおり再試験を実施していただきますようお願いいたします。

注 授業科目ごとに提出すること。

香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科「研究指導計画」に関する申合せ

令和7年1月8日
大学院研究科委員会決定

香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科では、香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科科目履修規程第2条に基づく研究指導計画について、次のとおり申し合わせる。

1. 学生が自身の行おうとする研究の内容等を示し、それに基づき主研究指導教員が学生に対してあらかじめ研究指導の方法、内容及び年間計画を明示し、学生との相互合意のもとで研究指導を開始するため、研究計画書及び研究指導計画書（以下「計画書」という。）を作成する。
2. 計画書の様式は、(別紙様式) のとおりとし、研究計画は、学生が自らの研究計画を記入し、主研究指導教員に提出する。研究指導計画は、主研究指導教員が学生から提出を受けた研究計画を基に、当該学生と十分に打ち合わせを行った上で、相互合意のもと作成した研究指導計画を記入し、専攻長に提出する。
3. 計画書は、所定の期日までに作成する。研究科専門委員会は、専攻長によりとりまとめられた計画書を確認し、必要に応じて主研究指導教員に修正等を求めることができる。
4. 主研究指導教員は、研究指導の実効性を高める目的から、必要に応じて計画書の見直しを行うことができる。

年 月 日作成
年 月 日更新

学籍番号		フリガナ 学生氏名	
専攻名	専攻	入学年度	年度
課程 コース名		学年	年
研究題目			
研 究 指 導 計 画	主研究指導教員名	副研究指導教員名 ※研究指導補助教員がいる場合は、併記すること。	
	研究計画：(科目履修の計画、研究の目的、概要、論文作成等の年間の研究計画書等につき学生が記入)		
	研究指導計画：(「研究計画」を踏まえ、当該学生を指導する方法、内容、計画等につき研究指導教員が記入)		
特記 事項			

※研究指導教員と学生とで、随時、相談・打ち合わせの上、本計画書を作成してください。

※氏名は必ず自署してください。

※研究の進捗状況等、必要に応じて、計画の見直しを行うことができます

※記入スペースを拡げ、複数枚にわたっても構いません。

香川県立保健医療大学学位規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立保健医療大学学則（以下「学則」という。）第28条及び香川県立保健医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第14条第2項の規定に基づき授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 香川県立保健医療大学（以下「本学」という。）において授与する学位の種類は、学則第28条及び大学院学則第14条第1項の定めるところによる。

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は本学の学部を卒業した者に、修士の学位は本学大学院の博士前期課程を修了した者に、博士の学位は本学大学院の博士後期課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、本学大学院の博士後期課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、退学後5年以内に、本学大学院に博士の学位の授与に係る学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格し、かつ、前項に該当するものと同等以上の学力があると確認された者に授与することができる。

(退学者の学位授与の申請、学位論文審査、最終試験、学力の確認及び審査期間)

第3条の2 前条第2項の規定に基づき授与される博士の学位を申請する者は、本学大学院在学者に準じて取り扱うものとするが、このほかに、学位論文審査手数料として香川県使用料、手数料条例に定められている額（以下「審査手数料」という。）を添えて学長に提出しなければならない。

2 前条第2項に該当する者が、学位論文を提出して審査を受けるときは、第3条1項に該当する者と同等以上の学力を有するものとみなす。

3 学位論文審査及び最終試験は、学位論文を受理した日から1年以内に終了するものとする。

4 提出された学位論文等及び納付した審査手数料は、返還しない。

(卒業証書・学位記又は学位記の交付)

第4条 学長は、学位を授与すべきものと認めた者に対し、卒業証書・学位記又は学位記（以下「卒業証書・学位記等」という。）を交付するものとする。

2 学長は、学位を授与できない者には、その旨を通知するものとする。

(学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「香川県立保健医療大学」と付記するものとする。

(学位授与の報告)

第6条 学長は博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、学位を授与した日から3月以内に文部科学大臣に報告するものとする。

(論文要旨等の公表)

第7条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第8条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、当該博士の

学位授与に係る論文の全文を公表しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供しなければならない。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前の2項による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。
- 4 第1項本文の規定により学位論文を公表する場合は、「香川県立保健医療大学審査学位論文」と明記しなければならない。

(学位授与の取消)

第9条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学部にあつては教授会、大学院にあつては研究科委員会の議を経て当該学位を取り消すことができる。

- 2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取り消したときは、卒業証書・学位記等を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(卒業証書・学位記等の様式)

第10条 卒業証書・学位記等の様式は別記様式1から別記様式4までのとおりとする。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、学部にあつては教授会、大学院にあつては研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年2月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 平成31年3月31日に修士課程の在学する者についての学位の様式については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和2年1月8日から施行する。

- 2 令和2年3月31日に修士課程の在学する者についての学位の様式については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式1（第3条第1項の規定により授与する学士の様式）

卒業証書・学位記	
大学印	
氏名	
年 月 日 生	
本学保健医学部〇〇学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め、学士（〇〇学）の学位を授与する	
年 月 日	
香川県立保健医療大学長 氏名	学長印
学 第 号	
割印	

別記様式3（第3条第1項の規定により授与する博士の様式）

学位記	
大学印	
氏名	
年 月 日 生	
本学大学院保健医療学研究科〇〇専攻の博士後期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（〇〇学）の学位を授与する	
年 月 日	
香川県立保健医療大学長 氏名	学長印
博 甲 第 号	
割印	

別記様式2（第3条第1項の規定により授与する修士の様式）

学位記	
大学印	
氏名	
年 月 日 生	
本学大学院保健医療学研究科〇〇学専攻の博士前期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（〇〇学）の学位を授与する	
年 月 日	
香川県立保健医療大学長 氏名	学長印
修 第 号	
割印	

別記様式4（第3条第2項の規定により授与する博士の様式）

学位記	
大学印	
氏名	
年 月 日 生	
本学大学院保健医療学研究科〇〇専攻の博士後期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（〇〇学）の学位を授与する	
年 月 日	
香川県立保健医療大学長 氏名	学長印
博 乙 第 号	
割印	

香川県立保健医療大学大学院長期履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立保健医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条ただし書及び香川県立保健医療大学規則（平成15年香川県規則第105号）（以下「大学規則」という。）第11条ただし書の規定に基づき、標準修業年限を超えた一定期間にわたる計画的な履修（以下「長期履修」という。）及び長期履修の修業年限に変更があった場合の授業料に関して必要な事項を定める。

(申請手続)

第2条 長期履修を希望する者は、博士前期課程にあつては1年次の年度の2月末日までに、博士後期課程にあつては1年次又は2年次の年度の2月末日までに、学長に対し、長期履修許可申請書（第1号様式）及び学長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(長期履修の許可)

第3条 学長は、前条の規定による長期履修許可申請書の提出があつたときは、研究科委員会の議を経て、長期履修を許可することができる。

2 前項で許可する長期履修の期間は、博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年を上限とする。

(長期履修期間の短縮)

第4条 前条第1項により許可を受けた長期履修期間の短縮を希望する者は、短縮を希望する年度の前年度の2月末日までに、学長に対し、長期履修期間短縮許可申請書（第2号様式）を提出しなければならない。

2 学長は、前項の規定による長期履修期間短縮許可申請書の提出があつたときは、研究科委員会の議を経て、長期履修期間の短縮を許可することができる。

3 前項で許可する長期履修期間の短縮は、修士課程、博士前期課程及び博士後期課程において各1回限りとし、その短縮期間は1年間とする。

(授業料)

第5条 前条第2項により長期履修期間の短縮を許可された場合の授業料は、1年度当たり、標準修業年限の年数に授業料の額を乗じて得た額から、当該長期履修期間の短縮を許可された者が既に納付した授業料の額を控除して得た額を、残りの修業年限の年数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 前項の授業料は、大学規則第12条の規定に基づき納付するものとする。

(委任)

第6条 大学院学則、大学規則及びこの規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年3月31日に修士課程に在学する者が引き続き当該課程に在学する場合における当該者についての長期履修期間の上限については、なお従前の例による。

第1号様式（第2条関係）

長期履修許可申請書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

所 属 保健医療学研究科 学専攻
学 年 課程
学籍番号
氏 名

香川県立保健医療大学大学院長期履修規程第2条の規定により、次のとおり長期履修の許可を申請します。

入 学 年 月 日	年 月 日
修了希望予定年月	年 月
長期履修が必要である理由	

研究指導教員	
--------	--

第2号様式（第4条関係）

長期履修期間短縮許可申請書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

所 属 保健医療学研究科 学専攻
学 年 課程
学籍番号
氏 名

香川県立保健医療大学大学院長期履修規程第4条第1項の規定により、次のとおり長期履修期間の短縮の許可を申請します。

入 学 年 月 日	年 月 日
現在の修了予定年月	年 月
短縮後修了予定年月	年 月
長期履修期間の短縮を行う理由	

研究指導教員	
--------	--

香川県立保健医療大学倫理審査委員会規程

平成16年4月2日

(趣旨)

第1条 香川県立保健医療大学（以下「本学」という。）に、人間を直接対象とした教育と研究（以下「研究等」という。）において、ヘルシンキ宣言及び「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）」の趣旨に添った倫理的配慮を図るため、香川県立保健医療大学倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、香川県立保健医療大学長（以下「学長」という。）が設置し、本学教員又は本学教員の指導の下に学生が行う研究等に関し、実施計画の内容等を審査する。ただし、第7条第1項に規定する申請書の提出がない場合であっても、学長が必要と認めるときは、審査の対象とすることができる。

2 委員会の審査対象となるのは、次の各号に掲げる研究等とする。

- (1) 個人の身体的・心理的影響を伴う研究
- (2) 発表される研究結果から対象者の名前が特定できる研究
- (3) 本学の学生等を対象とした研究
- (4) 病院・診療所等の患者及び診療情報又は生体試料を対象とした研究
- (5) 保健事業により得られた検診データ又は生体試料を用いる研究

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 研究科委員会で選出された研究科の教授又は准教授 2人
- (2) 教授会で選出された学科の教授又は准教授 3人
- (3) 教授会又は研究科委員会の議を経て学長から委嘱された学外の学識経験者 2人

2 委員会は、次のすべての要件を満たすよう構成されなければならない。なお、(1)から(3)までに掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。

- (1) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者が含まれていること
- (2) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者が含まれていること
- (3) 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者が含まれていること
- (4) 本学に所属しない者が複数含まれていること
- (5) 男女両性で構成されていること

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によるものとする。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の5人以上が出席し、第3条第2項の要件を満たさなければ会議を開き、議決することができない。ただし、申請者は委員として自己の審査に加わることはできない。
- 3 申請者は、委員会が求めた場合又は申請者が委員長に申し出た場合、委員会に出席し、申請内容等を説明するとともに、意見を述べるができる。
- 4 審査の判定は、出席委員の全会一致を原則とする。ただし、審議を尽くしても全会一致が得られない場合であって、委員長が必要と認める場合は議決をもって判定することができるものとするが、この際の議決は出席委員の大多数の意見をもって委員会の意見とする。
- 5 審査の判定の種類は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 承認
 - (2) 条件付承認
 - (3) 変更の勧告
 - (4) 不承認
 - (5) 非該当
- 6 前項第2号から第5号のいずれかの判定の場合には、その理由等を付さなければならない。

(専門委員)

第6条 専門の事項を調査検討する必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学長が指名又は委嘱する。
- 3 委員会が必要と認めたときは、委員会に専門委員を出席させ、討議に加えることができる。ただし、審査の判定に加えることはできない。

(申請手続等)

第7条 審査を申請しようとする者は、委員長が指定する日までに、倫理審査申請書（別紙様式第1）に必要事項を記入し、委員長に提出しなければならない。

- 2 委員長は、前項の倫理審査申請書を受理したときは、委員会に諮り、審査終了後は速やかにその判定結果を審査結果報告書（別紙様式第2）により学長に報告し、また審査結果通知書（別紙様式第3）により申請者に通知しなければならない。
- 3 学長は、審査結果が承認であるもの（条件付承認後条件を満たし承認するものを含む）については、承認番号を付した承認通知書（別紙様式第4）を申請者に交付する。
- 4 審査の結果、条件付きで承認された者及び変更の勧告をされた者は、再度申請書を提出することができる。

(迅速審査)

第8条 委員会は、次に掲げるいずれかに該当する審査について、当該委員会が指名する委員による迅速審査を行い、意見を述べるができる。迅速審査の結果は、委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査結果は全ての委員に報告するものとする。

- (1) 多機関共同研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査
- (2) 実施計画書の軽微な変更に関する審査
- (3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査
- (4) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査

2 委員会は、前項第2号のうち別に定める事項については報告事項として取り扱うことができるものとする。

(審査の基準)

第9条 研究等の実施計画の審査にあたっては倫理的観点とともに科学的観点から特に以下の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 人間の尊厳の尊重
- (2) 事前の十分な説明と自由意思による同意（インフォームド・コンセント）
- (3) 個人情報の保護の徹底
- (4) 人類の知的基盤、健康及び福祉に貢献する社会的に有益な研究の実施
- (5) 個人の人権の保障の科学的又は社会的利益に対する優先
- (6) 研究の適正性及び透明性の確保

(記録の保存)

第10条 審査の経過及び結果は、記録として保存し、保存期間は、法令等に定めがある場合を除き10年とする。

(組織等の公開)

第11条 委員会の組織、規程及び前条に規定する記録の概要は、公開するものとする。ただし、記録のうち、公表されることにより、研究等の対象となる個人、その家族等の人権、研究の独創性、知的財産権の保護、競争上の地位の保全等に支障が生じる恐れがある部分は、非公開とすることができる。

(再審査)

第12条 審査の結果に異議のある時は、申請者は、再審査を求めることができる。

2 前項の再審査を申請しようとするときは、審査結果通知書の受理後10日以内に、再審査申請書（別紙様式第5）を委員長に提出しなければならない。

(研究実施状況の報告)

第13条 研究者は研究終了後、又は研究が長期にわたる場合には3年ごとに、委員長を通じ学長に研究結果の概要（別紙様式第6）を報告しなければならない。

(守秘義務)

第14条 委員及びその事務に従事する者は、職務上知り得た情報を正当な理由なく外に漏らしてはならない。その職を辞した後も同様とする。

(庶務)

第15条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

倫 理 審 査 申 請 書

令和 年 月 日

香川県立保健医療大学
倫理審査委員会委員長 殿

申請者
所属
職名
氏名

以下の研究等について、審査を申請します。

※受付番号

審査対象	実施計画
課題名	
研究責任者の 所属・職名・氏名	
共同研究者の 所属・職名・氏名	
指導教員の 所属・職名・氏名	※大学院生の場合は、指導教員について記載してください。
研究等の概要	
研究等の対象、 実施場所及び実施期間	

注意事項 1 審査対象となる実施計画書のコピーを添付すること。

2 ※印は記入しないこと。

研究等における倫理的配慮について（(1)～(5)は必ず記入すること。）	
(1) 研究等の対象とする 個人の権利保護	
(2) 研究等の対象となる 者に理解を求め同意を 得る方法 (※説明書、同意書等を 添付すること)	
(3) 研究によって生ずる 個人への不利益並びに 危険性並びに医学及び 看護学上の貢献の予測	
(4) 利益相反について	☐ 有 ☐ 無
(5) その他	

(別紙様式第2)

審 査 結 果 報 告 書

令和 年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

香川県立保健医療大学倫理審査委員会委員長

受付番号
課題名
研究者名

さきに申請のあった上記課題に係る実施計画を、令和 年 月 日の香川県立保健医療大学
倫理審査委員会で審査し、下記のとおり判定したので報告する

記

判定結果	非該当	承認	条件付承認	変更の勧告	不承認
理由または勧告					

(別紙様式第3)

審 査 結 果 通 知 書

令和 年 月 日

申請者 殿

香川県立保健医療大学
倫理審査委員会委員長

受付番号
課題名
研究者名

さきに申請のあった上記課題に係る実施計画を、令和 年 月 日の香川県立保健医療大学
倫理審査委員会で審査し、下記のとおり判定した

記

判定結果	非該当	承認	条件付承認	変更の勧告	不承認
理由または勧告					

(別紙様式第4)

承認通知書

令和 年 月 日

申請者

殿

承認番号

課題名

研究者名

香川県立保健医療大学
倫理審査委員会委員長 殿

香川県立保健医療大学長 印

(別紙様式第5)

再審査申請書

令和 年 月 日

申請者
所属
職名
氏名

以下の研究等について、審査を申請します。

※原申請受付番号

※再審査受付番号

審査対象	実施計画
課題名	
研究責任者の 所属・職名・氏名	
判定	
審査結果通知書受領日	年 月 日
再審査申請の趣旨及び理由	

- 注意事項
- 1 審査対象となる実施計画書のコピーを添付すること。
 - 2 ※印は記入しないこと。

さきに申請のあった上記課題に係る実施計画を、香川県立保健医療大学倫理審査委員会において承認しましたので、研究を進めてください。

研究結果報告書

令和 年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

報告者
所属
職名
氏名

以下のとおり、研究結果の概要を報告します。

研究の概要 (別添資料添付でも可)

香川県立保健医療大学動物実験規程

平成27年2月18日

(趣旨及び基本原則)

第1条 この規程は、香川県立保健医療大学における動物実験等を適正に行うため、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続き等必要な事項を定めるものとする。

2 動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針、内閣府告示の「動物の処分方法に関する指針」、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

3 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に即し、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）の3R（Replacement、Reduction、Refinement）に基づき、適正に実施しなければならない。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)動物実験等 本条第5号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2)飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3)実験室 実験動物に実験操作（48時間以内の一時的保管を含む）を行う動物実験室をいう。
- (4)施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- (5)実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む）をいう。
- (6)動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7)動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (8)動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9)管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者（各分野長、各学科長、教養部長、専攻科長及び香川県立保健医療大学施設等管理規程第3条に基づく動物舎の管理責任者のうちの教員）をいう。
- (10)実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。
- (11)飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12)管理者等 学長、動物実験専門委員会委員長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び

飼養者をいう。

(13) 指針等 動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用される。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認すること。

(組織)

第4条 学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、飼養保管施設及び実験室の承認、教育訓練、自己点検、評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、総務企画委員会に、動物実験専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の役割)

第5条 委員会は、次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が指針等及び本規程に適合していることの審議
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること
- (5) 自己点検・評価に関すること
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること

(委員会の構成)

第6条 委員会は、次に掲げる委員長及び委員で組織し、学長が指名する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者1名
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者1名
- (3) その他学識経験を有する者1名

(委員会の規定)

第7条 委員会に関して必要な事項は、学長が別に定める。

(動物実験計画の立案、審査、手続き)

第8条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、年度ごとに、動物実験計画書（第1号様式）を学長に提出すること。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性
- (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
- (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮する

こと。

(4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。

(5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること。

2 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を付議し、その結果を当該動物実験責任者に通知すること。

3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

4 動物実験責任者は、動物実験計画を変更又は追加をしようとするときは、動物実験計画（変更・追加）承認申請書（第2号様式）を学長に提出しなければならない。

5 動物実験計画の変更又は追加手続きは、本条第2項及び第3項の規定を準用する。

（実験操作）

第9条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準、指針等に即するとともに、特に以下の事項を遵守すること。

(1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。

(2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。

①適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用

②実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む）の配慮

③適切な術後管理

④適切な安楽死の選択

(3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従うこと。

(4) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。

(5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。

(6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

2 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、動物実験結果報告書（第3号様式）により、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等について学長に報告しなければならない。

（飼養保管施設の設置）

第10条 飼養保管施設を設置（変更を含む）する場合は、管理者が飼養保管施設設置承認申請書（第4号様式）を提出し、学長の承認を得るものとする。

2 飼養保管施設の管理者は、学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該飼養保管施設での飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができない。

3 学長は、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により、承認又は非承認を決定すること。

(飼養保管施設の要件)

第11条 飼養保管施設は、以下の要件を満たすこと。

- (1)適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- (2)動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3)床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4)実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5)臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6)実験動物管理者が置かれていること。

(実験室の設置)

第12条 飼養保管施設以外において、実験室を設置（変更を含む）する場合、管理者が実験室設置承認申請書（第5号様式）を提出し、学長の承認を得るものとする。

- 2 学長は、申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により、承認又は非承認を決定すること。
- 3 実験室の管理者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等（48時間以内の一時的保管を含む）を行うことができない。

(施設等の維持管理及び改善)

第13条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めること。

(施設等の廃止)

第14条 施設等を廃止する場合は、管理者が施設等（飼養保管施設・動物実験室）廃止届（第6号様式）を学長に届け出ること。

- 2 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めること。

(マニュアル（標準操作手順）の作成と周知)

第15条 学長は、委員会の意見を聴いて、飼養保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知するものとする。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第16条 実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。

(実験動物の導入)

第17条 管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入すること。

(給餌・給水)

第18条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行うこと。

(健康管理)

第19条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行うこと。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行うこと。

(異種又は複数動物の飼育)

第20条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行うこと。

(記録の保存及び報告)

第21条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存すること。

2 管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告すること。

(譲渡等の際の情報提供)

第22条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供すること。

(輸送)

第23条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めること。

(危害防止)

第24条 学長は、委員会の意見を聴いて、逸走した実験動物の捕獲の方法等及び毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項をあらかじめ定めるものとする。

2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡すること。

3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じること。

4 管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じること。

(緊急時の対応)

第25条 学長は、委員会の意見を聴いて、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図るものとする。

2 委員会委員長及び管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めること。

(教育訓練)

第26条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、以下の事項に関する所定の教育訓練を受けること。

①関連法令、指針等、本学の定める規程等

- ②動物実験等の方法に関する基本的事項
- ③実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- ④安全確保、安全管理に関する事項
- ⑤その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

2 教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存すること。

(自己点検・評価・検証)

第27条 学長は、委員会に、基本指針への適合性に関し、自己点検・評価を行わせること。

2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 委員会は、管理者、動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者並びに飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めること。

(情報公開)

第28条 本学における、動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価、検証の結果等の公開方法等）を毎年1回程度公表する。

(準用)

第29条 第2条第5号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めること。

(雑則)

第30条 この規程に定めるもののほか、動物実験等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成27年2月18日から施行する。

2 この規程制定後、香川県立保健医療大学動物実験に関する指針は廃止する。

3 この規程の施行に際し、現に実施されている動物実験等は、この規程の施行の日に、第8条第3項の承認があったものとみなす。

4 この規程の施行に際し、現に実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等を行っている施設又は実験室は、平成27年3月31日までの間は、第10条第1項又は第12条第1項の承認を受けないうで、当該施設又は実験室において、実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができる。

5 管理者が、平成27年3月31日までの間に、第10条第1項又は第12条第1項の承認の申請をした場合、当該申請についての決定があるまでの間、従前どおり使用することができるものとする。

香川県立保健医療大学遺伝子組換え実験安全管理規程

平成16年4月2日

(平成11年4月1日)

平成16年7月7日改正

平成18年4月1日改正

平成27年4月1日改正

(趣旨)

第1条 香川県立保健医療大学（以下「本学」という。）における遺伝子組換え実験の安全の確保について、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）、関係政省令、大臣告示及び通達（以下「法令等」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学長の任務)

第2条 学長は、本学における実験の計画、その実施に携わる実験従事者、個々の実験の遂行に責任を負う実験責任者等を明確にし、かつ、適切な実験の計画から実施に係る管理の体制を整えて、その安全確保に努めなければならない。

(安全委員会)

第3条 総務企画委員会に、実験に関し、計画、実施及び安全確保の適正を図るため、遺伝子組換え実験安全委員会（以下「安全委員会」という。）を置く。

2 安全委員会は、学長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 実験に関する規程等の制定及び改廃に関すること。
- (2) 指針及びこの規程に対する実験計画の適合性に関すること。
- (3) 実験に係る教育訓練及び健康管理に関すること。
- (4) 災害又は事故等緊急事態（以下「緊急事態」という。）発生の際に必要な措置及び改善策に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

3 安全委員会は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる事項に関し、学長に対し、助言又は勧告することができる。

4 安全委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 次条に規定する安全主任者
- (2) 遺伝子組換え研究者である教員 若干名
- (3) 前号に規定する教員以外の教員 若干名

5 前項第2号及び第3号に規定する委員は、学長が指名する。

6 第4項第2号及び第3号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

7 安全委員会に委員長を置き、第4項第1号から第3号までに規定する委員のうちから、学長が指名する。

- 8 安全委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 9 安全委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開くことができない。
- 10 安全委員会は、必要に応じて、安全主任者及び実験責任者に報告を求めること並びに委員以外の者に意見を聴くことができる。
- 11 安全委員会の庶務は、事務局において行う。

(安全主任者)

第4条 本学に、実験の安全確保に係る学長の任務を補佐するため、安全主任者を置く。

- 2 安全主任者は、法令等及びこの規程を熟知するとともに、生物災害の発生を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に高度に習熟した教員のうちから、学長が指名する。
- 3 安全主任者の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 安全主任者は、次の任務を果たすものとする。
 - (1) 実験が法令等及びこの規程に従って適正に遂行されていることを確認すること。
 - (2) 実験責任者に対し指導助言を行うこと。
 - (3) その他実験の安全確保に関する必要な事項の処理に当たること。
- 5 安全主任者は、その任務を果たすに当たり、安全委員会と十分連絡を取り、必要な事項について安全委員会に報告するものとする。

(実験責任者)

第5条 実験を実施しようとする場合は、実験計画ごとに、実験従事者のうちから実験責任者を定めなければならない。

- 2 実験責任者は、法令等及びこの規程を熟知するとともに、生物災害の発生を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に習熟した教員とする。
- 3 実験責任者は、次の任務を果たすものとする。
 - (1) 法令等及びこの規程を遵守し、学長及び安全主任者との緊密な連絡の下に、実験全体の適切な管理監督に当たること。
 - (2) 大臣確認実験について、実験計画を学長に提出し、文部科学大臣の確認及びこれに基づく学長の承認を得ること。実験計画を変更しようとする場合も、同様とする。また、文部科学大臣から通知があった場合に実験結果を報告すること。
 - (3) 機関実験について、実験計画を学長に提出し、その承認を受けること。実験計画を変更しようとする場合も、同様とする。
 - (4) 実験の終了又は中止を学長に届け出ること
 - (5) 実験従事者に対し、第13条の教育訓練及び指導を行うこと。
 - (6) 事故が発生した時は、直ちに必要な応急な措置を執るとともに、その旨を学長、安全委員会及び安全主任者に報告すること。
 - (7) その他実験の安全確保に関し必要な事項を実施すること。

(実験従事者の責務)

第6条 実験従事者は、実験の計画及び実施に当たっては、安全確保について十分自覚し、必要な配慮をするとともに、あらかじめ、微生物に係る標準的な実験法並びに実験に特有な操作方法及び関連する技術に精通し、習熟していなければならない。

2 実験従事者は、安全主任者及び実験責任者の指示に従い、法令等及びこの規程を遵守し、実験の安全確保に努めなければならない。

(遺伝子組換え生物等の譲渡)

第7条 遺伝子組換え生物等を譲渡する者は、法令等の定めるところに従うとともに、譲渡先において明確な使用計画があること及び適切な管理体制が整備されていることを事前に確認しなければならない。

2 遺伝子組換え生物等の譲渡を受ける実験責任者は、法令等の定めるところに従うとともに、第5条の規定に基づき、それらを用いる実験計画について、あらかじめ必要な手続きを経て、譲渡を受けなければならない。

3 実験責任者は、譲渡に際して提供した又は提供を受けた情報等を記録し、保管しなければならない。

(審査の実施)

第8条 学長は、第5条第3項第2号又は第3号の規定により実験計画が提出されたときは、当該実験計画の適否について、安全委員会に諮問するものとする。

(審査基準)

第9条 安全委員会において実験計画の安全性について審査する場合は、法令等に定める拡散防止措置の適合性及び実験従事者の訓練経験の程度等を基準とする。

(文部科学大臣の確認)

第10条 学長は、第5条第3項第2号の規定により実験計画が提出されたときは、安全委員会の審査を経て、文部科学大臣の確認を申請するものとする。

(施設設備)

第11条 実験責任者は、実験に使用する施設設備が法令等の定めに従って拡散防止措置を執ることができるものとする等、実験の安全を確保しなければならない。

2 実験責任者は、実験施設に所定の標識を掲示するとともに、拡散防止措置の基準に応じて、実験施設への出入りについて適切な安全措置を講じなければならない。

(実験の安全確認及び試料の取扱い)

第12条 実験従事者は、実験の安全を確保するため、実験の開始前から実験中において、常時、実験に用いられるDNA供与体、宿主、ベクター等が拡散防止措置の基準を満たすものであることを厳重に確認するとともに、実験試料の取扱に当たっても、拡散防止措置の基準を遵守しなければならない。

(教育訓練)

第13条 学長及び実験責任者は、実験開始前その他必要と認めたときは随時に、実験従事者に対し、次の事項について教育訓練を行わなければならない。

- (1) 危険度に応じた微生物安全取扱技術に関すること。
- (2) 拡散防止措置に関する知識及び技術に関すること。
- (3) DNA供与体と宿主ベクター系に関する知識及び技術に関すること。
- (4) 実施しようとする実験の危険度に関する知識に関すること。
- (5) 緊急事態発生の場合の措置に関する知識に関すること。(大量培養実験において組換え体を含む培養液が漏出した場合の化学的処理による殺菌等の措置に対する配慮を含む。)

(健康管理)

第14条 学長は、実験従事者に対し、法令等の定めるところにより健康診断その他健康を確保するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 実験従事者は、絶えず自己の健康について注意し、健康に変調を来した場合又は重症若しくは長期にわたる病気にかかった場合は、速やかに学長に報告しなければならない。
- 3 前項の事実を知った当該実験従事者以外の者についても同様とする。

(事故時の措置)

第15条 実験施設において事故が発生した場合は、実験責任者及び実験従事者は、必要な応急措置を講ずるとともに、学長及び安全主任者に通報し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の事故を発見した者は、直ちに、実験責任者に通報しなければならない。
- 3 安全主任者及び実験責任者は、事故の経過及び措置等に関する報告書を作成し、学長に提出しなければならない。
- 4 学長は、前項の報告書を添えて事故発生の対策を安全委員会に諮問するものとする。
- 5 学長は、安全委員会の審議結果に基づき、事後措置を講ずるものとする。
- 6 学長は、法令等の定める拡散防止措置を執ることができない事故が生じたときは、その事故の状況及び執った措置の概要を文部科学大臣に届出なければならない。

(記録保存)

第16条 学長は、次に掲げる事項の記録を5年間保存しなければならない。

- (1) 遺伝子組換え実験計画に関すること。
- (2) 遺伝子組換え体の譲渡、保管及び廃棄に関すること。
- (3) 事故等の経過及び措置に関すること。
- (4) 実験従事者の健康診断に関すること
- (5) 遺伝子組換え実験終了(中止)に関すること

(教育目的実験)

第17条 教育を目的として遺伝子組換え実験を行う場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実験の安全確保に関する考え方を理解しており、かつ、実験を実施した経験を有し、実験従事者を適切に教育指導できるものが実験指導者になること。
- (2) 実験計画書を安全主任者を通じて学長に届け出ること。
- (3) 実験は、法令等に定められたB1若しくはB2レベルの認定宿主ベクター系と、P1レベルの

拡散防止措置の下で行うこと。

(委任)

第18条 この規程に定めるもののほか、実験に関し必要な事項は、安全委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年7月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

香川県立保健医療大学ティーチング・アシスタント取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、香川県立保健医療大学(以下「本学」という。)ティーチング・アシスタント(以下「TA」という。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 TAは、本学の大学院に在籍する優秀な学生に対し、教育的配慮の下に学部又は研究科学生に対する助言や実験、演習、実習等の教育における補助事務(以下「教育補助業務」という。)に従事させることにより、大学教育の充実及び大学院学生に対して指導者となるためのトレーニング機会を提供するとともに、これに対する経済的援助を行うことにより、大学院学生の処遇の改善の一助とすることを目的とする。

(業務内容等)

第3条 TAの業務は、学部又は研究科における教育補助業務とし、その内容は前条の目的に沿うものでなければならない。

2 TAの業務期間は、当該年度内とする。

3 TAの業務時間は、原則として1人当たり年間120時間以内とし、当該学生の研究及び教育に支障が生じないよう配慮するものとする。

(TAとなることができる者)

第4条 TAとなることができる者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

(1) 本学大学院に在籍する学生であること

(2) 本学の学費等に滞納のないこと

(TAを要する授業科目の申請及び決定)

第5条 TAを必要とする授業を担当する教員(以下「授業担当教員」という。)は、業務内容計画書(第1号様式)を、学科長又は専攻長を経て、教務委員長又は研究科専門委員長に提出するものとする。

2 教務委員長又は研究科専門委員長は、前項の業務内容計画書に基づき、TAを必要とする授業科目について希望課目申請書(様式第2号)を作成し、学長に提出するものとする。

3 学長は、教育補助業務の対象となる授業科目を決定し、その旨を研究科長に通知するものとする。

(募集)

第6条 研究科長は、前条第3項の規定により通知を受けた授業科目について、TAの募集を行うものとする。

2 前項の募集は、学内公募によるものとし、その方法は大学ホームページ在学生掲示板及び実習棟掲示板への掲示とする。

3 前項の募集に当たっては、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 授業科目名、期間、実施日時(曜日及び時限)、実施場所及び教育補助業務の見込時間数

(2) 教育補助業務の具体的な内容

(3) その他応募者があらかじめ承知しておくべき事項

(推薦等)

第7条 TAを希望する学生は、在籍(当該学生が第4条第1号の要件を満たす見込みの者である場合には在籍予定)する研究科の研究指導教員に申し出るものとする。

2 前項の場合において、研究指導教員は、当該学生がTAとして適当と認める場合は、推薦書(第3号様式)を、専攻長を経て研究科長に提出するものとする。

(選考及び決定)

第8条 研究科長は、研究科委員会において、前条第2項による推薦書に基づき、当該学生をTAとして採用することについて審議し、その結果を選考報告書(第4号様式)により学長に報告する。

2 学長は、前項の選考報告書に基づき、TAとする学生を決定するとともに、その旨を、研究指導教員、授業担当教員及び当該学生に通知するものとする。

(TAの遵守事項)

第9条 TAは、決められた教育補助業務を実施しなければならない。

2 TAは、授業担当教員の指示に従わなければならない。

(研究指導教員の遵守事項)

第10条 研究指導教員は、TAに対して、TA制度の趣旨を理解させるとともに、必要な助言又は研修を行わなければならない。

(授業担当教員の遵守事項)

第11条 授業担当教員は、TAに対して、教育補助業務の内容を説明するとともに、第2条の趣旨を踏まえ、随時、適切な指示、助言等を行わなければならない。

2 授業担当教員は、教育補助業務の内容に変更がある場合には、あらかじめTAに対してその旨を説明しなければならない。

(決定の解除)

第12条 学長は、TAである学生が次の各号のいずれかに該当するときは、TAの決定を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく教育補助業務を実施しないとき
- (2) 正当な理由なく授業担当教員の指示等に従わないとき
- (3) 病気・就職等の事由により教育補助業務の継続が困難であると判断されるとき
- (4) 休学したとき
- (5) その他学長がTAとして不適切であると判断したとき

2 学長は、TAである学生が第4条の要件の全て又はいずれかを満たさなくなったときは、TAの決定を解除するものとする。

(実績報告書の提出)

第13条 TAは、毎月のTAの実施状況について実績報告書(第5号様式)を作成し、授業担当教員及び研究指導教員の確認を受けたうえで、翌月10日までに事務局を経由して教務委員長又は研究科専門委員長に提出しなければならない。

(謝金等)

第14条 TAに対する謝金は、1時間当たり1,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とし、1時限を2時間として、TAの実績報告書に基づき、予算の範囲内で支出する。

2 TAの旅費は支給しない。ただし、学外学習等特別な事情があるときは、この限りでない。

(謝金等の請求及び支払)

3 学長は、TAの実績報告書を受領した日から30日以内に、謝金等を支払うものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、TAの取扱いについて必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年2月1日から施行する。

香川県使用料、手数料条例（抄）

昭和27年 4 月 1 日

条例第 2 号

別表（第 2 条関係）

第 1 表 使用料の部

種 別	区 分	単 位	金 額
2 公の施設の使用料			
(2) 香川県立保健医療大学	授業料		
	学部		
	学生	1 年度	535,800円
	研究生	1 月	29,700円
	科目等履修生	1 単位	14,800円
	特別聴講学生	1 単位	14,800円
	聴講生	1 単位	14,800円
	大学院		
	学生	1 年度	535,800円
	研究生	1 月	29,700円
	科目等履修生	1 単位	14,800円
	特別聴講学生	1 単位	14,800円
	聴講生	1 単位	14,800円
	大学院において修業年限が 2 年 (博士課程の後期の課程にあつては、3 年) を超える場合の授業料は、別に規則で定める。		

第2表 手数料の部

種 別	区 分	単 位	金 額
236 香川県立保健医療大学 入学選考手数料	学部		
	学生	1 件	17,000円
	研究生	1 件	9,800円
	科目等履修生	1 件	9,800円
	博士課程の前期又は後期の課程		
	学生	1 件	3 万円
	研究生	1 件	9,800円
	科目等履修生	1 件	9,800円
237 香川県立保健医療大学 入学金	学部		
	学生		
	県内者	1 件	197,400円
	その他の者	1 件	366,600円
	研究生	1 件	84,600円
	科目等履修生	1 件	28,200円
	博士課程の前期又は後期の課程		
	学生		
	県内者	1 件	197,400円
	その他の者	1 件	366,600円
	研究生	1 件	84,600円
	科目等履修生	1 件	28,200円
238 香川県立保健医療大学 学位論文審査手数料	博士課程の後期の課程を修了 しなかった者	1 件	57,000円
239 香川県立保健医療大学 証明手数料	学生、研究生、科目等履修 生、特別聴講学生若しくは聴 講生又は旧香川県立医療短期 大学の学生、研究生、科目等 履修生、特別聴講学生若しく は聴講生若しくは旧香川県臨 床検査専門学校若しくは旧香 川県看護専門学校で あった者に係るもの	1 件	400円

備考 この表において「県内者」とは、入学の日の属する月の初日の1年前の日から引き続き
県内に住所を有する者並びにその配偶者及び1親等の親族をいう。

香川県立保健医療大学学生細則

平成16年4月2日

(趣旨)

第1条 この細則は、香川県立保健医療大学学則（以下「学則」という。）、香川県立保健医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）及び香川県立保健医療大学（以下「本学」という。）の諸規程に定めるもののほか、学生の守るべき事項について定めるものとする。

(誓約書)

第2条 本学に入学しようとする者は、入学手続時に、保証人及び連帯保証人と連署した誓約書（第1号様式）を学長に提出しなければならない。

(保証人等)

第3条 保証人及び連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

2 保証人は、本学の教育方針に協力し、学生の在学中における行為及び学生の授業料等その他の費用の納付について責任を引き受けるものとする。

3 連帯保証人は、学生の授業料その他の費用の納付について連帯して責任を負うものとする。

4 前2項の場合の、保証人及び連帯保証人の当該責任に係る保証の額は、誓約書（第1号様式）に記載された額を限度とする。

5 学生は、保証人又は連帯保証人を変更したときは、保証人変更届（第2号様式）を学長に提出しなければならない。

(現況届)

第4条 学生は、入学の際に現況届（第3号様式）を学長に提出しなければならない。

(届出事項異動届)

第5条 学生は、住所等を変更したとき、又は保証人若しくは連帯保証人の住所等に変更があったときは、速やかに、届出事項異動届（第4号様式）を学長に提出しなければならない。

(学生証)

第6条 学生は、学内においては、学長が交付する学生証（第5号様式）を常に携帯し、本学の教職員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 学生は、学生証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

3 学生は、学生証を紛失し、若しくは汚損したとき、又は学生証の記載事項に変更が生じたときは、学生証再交付（書換え交付）願（第6号様式）を提出して、学生証の再交付又は書換え交付を受けなければならない。

4 学生は、卒業、修了、退学、除籍等により学籍を離れたときは、直ちに学生証を学長に返還しなければならない。

(欠席届)

第7条 学生は、疾病等の理由により引き続き7日を超えて欠席しようとするときは、事前に欠席届（第7号様式）を学長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により事前に提出することができなかったときは、その理由を付して、事後速やかに提出しなければならない。

(休学、復学、転学、留学及び退学)

第8条 学生は、学則又は大学院学則の規定により次表左欄に掲げる事項の許可を受けようとするときは、同表右欄に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

事 項	提 出 書 類
休学（学則第13条(大学院学則第20条により準用する場合を含む。))	休学願（第8号様式）
復学（学則第14条(大学院学則第20条により準用する場合を含む。))	復学願（第9号様式）
転学（学則第15条(大学院学則第20条により準用する場合を含む。))	転学願（第10号様式）
留学（学則第16条(大学院学則第20条により準用する場合を含む。))	留学願（第11号様式）
退学（学則第17条(大学院学則第20条により準用する場合を含む。))	退学願（第12号様式）

(死亡又は行方不明)

第9条 保証人は、学生が死亡し、又は行方不明となったときは、死亡・行方不明届（第13号様式）を学長に提出しなければならない。

(健康診断)

第10条 学生は、本学が毎年行う健康診断を受けなければならない。

2 学生は、健康診断の結果に基づいて学長が行う保健指導に従わなければならない。

(証明書等)

第11条 学生は、次表左欄に掲げる証明書等の交付を受けようとするときは、原則として3日前までに同表右欄に掲げる書類を提出しなければならない。

証 明 書 等	提 出 書 類
在学証明書	証明書交付申請書（第14号様式）
単位修得証明書	
成績証明書	
卒業・修了（見込）証明書	
健康診断証明書	
その他の証明書	
通学証明書	通学証明書交付願（第15号様式）
学生旅客運賃割引証	学生旅客運賃割引証交付願（第16号様式）

(学生団体の設立等)

第12条 学生が学内において団体を設立しようとするときは、あらかじめ、本学の教職員のうちから顧問を定め、学生団体設立願（第17号様式）に団体の規約及び会員名簿を添えて学長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた学生の団体（以下「学生団体」という。）の代表者は、当該学生団体の名称、規約、代表者又は顧問を変更しようとするときは、学生団体設立事項変更届（第18号様式）を学長に提出しなければならない。

3 学生団体の代表者は、毎年5月31日までに、学生団体継続届（第19号様式）に会員名簿を添えて、

学長に提出しなければならない。

- 4 前項の規定による学生団体継続届の提出がない学生団体は、解散したものとみなす。

(学生団体の解散及び活動の禁止)

第13条 学生団体の代表者は、当該学生団体が解散したときは、速やかに、学生団体解散届（第20号様式）を学長に提出しなければならない。

- 2 学生団体の行為が本学の諸規程に違反し、又は学内の秩序を乱すと認められるときは、学長は、当該学生団体に対し、その活動を禁止し、又は解散を命じることができる。

(学外団体への加盟等)

第14条 学生団体の代表者は、当該学生団体が学外の団体に加盟したときは、学外団体加盟届（第21号様式）に当該学外の団体の規約を添えて、学長に提出しなければならない。

- 2 学生団体の代表者は、当該学生団体が学外の団体から脱退したときは、学外団体脱退届（第22号様式）を学長に提出しなければならない。

(集会等)

第15条 学生又は学生の団体は、学内において集会その他の催し物（以下「集会等」という。）を行おうとするときは、原則として3日前までに集会等開催願（第23号様式）を学長に提出して、その承認を受けなければならない。

(募金活動等)

第16条 学生又は学生の団体は、学内において募金、物品販売、署名活動その他これに類する活動を行おうとするときは、原則として3日前までに募金活動等願（第24号様式）を学長に提出して、その承認を受けなければならない。

(学外での集会等)

第17条 前2条の規定は、学生又は学生の団体が学外において本学の名を冠し、集会等を行い、又は募金活動等を行おうとするときに準用する。

- 2 学生又は学生の団体は、学外において本学の名を冠し、行事を行い、又は行事に参加しようとするときは、原則として3日前までに行事届（第24-2号様式）を学長に提出しなければならない。

(掲示物の掲示)

第18条 学生又は学生の団体が学内において文書又はポスターその他これに類するもの（以下「掲示物」という。）を掲示しようとするときは、あらかじめ、掲示物掲示許可願（第24-3号様式）を学長に提出して、その許可を受けなければならない。

- 2 学長は、掲示物が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該掲示物の撤去を命じ、又はこれを撤去することができる。

- (1) 検印を押印していないもの
- (2) 掲示期間を経過したもの
- (3) 本学の秩序又は風紀を乱すおそれがあるもの
- (4) その他本学の管理運営上適当でないもの

(印刷物等の配布)

第19条 学生又は学生の団体は、学内において印刷物その他の物品（以下「印刷物等」という。）の配布を行おうとするときは、原則として3日前までに、印刷物等配布届（第25号様式）に当該印刷物等を添えて、学長に提出しなければならない。

2 学長は、印刷物等の配布が本学の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるときは、当該印刷物等の配布を禁止することができる。

（学内施設等の使用）

第20条 学生又は学生の団体が学内の施設等を課外活動等の目的のために使用しようとするときは、施設等使用許可願（第26号様式）を学長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 学生団体のサークル室の使用については、学長が別に定める。

（表彰）

第21条 学長は、学則第44条又は大学院学則第20条の規定により準用する同条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する学生又は学生の団体を表彰することができる。

- (1) 学業等の成果が特に優れていると認められるもの
- (2) 課外活動の成果が特に顕著であり、かつ、その振興に功績があると認められるもの
- (3) 社会活動において優れた評価を受け、かつ、本学の名誉を著しく高めたと認められるもの
- (4) その他特に表彰に値する善行又は功績があると認められるもの

（進路届）

第22条 学生は、本学卒業又は修了後の進路が内定したときは、進路届（第27号様式）を学長に提出しなければならない。

（事故等の報告）

第23条 学生又は保証人は、学生が交通事故その他の事故又は事件の当事者となったときは、速やかに、事故等報告書（第28号様式）を学長に提出しなければならない。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

VII 博 士 前 期 課 程 関 連 規 程 等

香川県立保健医療大学大学院修士学位審査規程

平成21年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科（以下「研究科」という。）において香川県立保健医療大学学位規程第3条の規定により修士の学位を授与するに当たり、修士論文の審査に関して必要な事項を定める。

(研究指導教員等の決定)

第2条 学長は、学生から提出された修士論文題目等申請書の内容に基づき、研究科委員会の議を経て、研究科において定めた期日までに、当該学生の専門領域及び主研究指導教員を決定する。

2 前項の主研究指導教員は、研究指導教員の資格を有する研究科の専任教員の中から選任する。

3 学長は、研究科委員会の議を経て、研究指導教員の資格を有する者の中から副研究指導教員を選任することができる。

(研究計画書の承認)

第3条 研究科委員会は、研究科において定めた期日までに学生から提出された研究計画書の内容について審議し、その承認の可否を決定する

2 前項の承認後に、研究計画書の内容について香川県立保健医療大学倫理審査委員会、動物実験専門委員会又は遺伝子組換え実験安全委員会の審査を受けるものとする。

(中間報告会の実施)

第4条 研究科委員会は、前条第1項の承認を受けた研究計画書に基づいて学生が実施する研究内容の妥当性及び進捗状況の確認等を行うため、研究科において定めた期日に中間報告会を実施する。

(修士論文題目の変更承認)

第5条 削除

(学位授与の申請)

第6条 修士の学位授与の申請をしようとする者（以下「学位申請者」という。）は、所定の修士論文審査申請書に修士論文、論文要旨、修士論文目録及び履歴書を添え、研究科において定めた期日までに、学長に提出するものとする。

2 前項の規定による修士論文等の提出部数は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|----|
| (1) 修士論文審査申請書 | 1部 |
| (2) 修士論文 | 4部 |
| (3) 修士論文要旨 | 4部 |
| (4) 修士論文目録 | 4部 |
| (5) 履歴書 | 4部 |

(審査の付託)

第7条 学長は、前条の規定に基づく修士論文審査の申請を受理した時は、研究科委員会にその審査を付託する。

(審査会)

第8条 前条の規定に基づき論文審査の付託を受けた研究科委員会は、論文審査委員を選出し、当該委員で組織された審査会が修士論文の審査及び最終試験を行う。

2 前項の審査会は3人の委員で組織し、研究指導教員のうちから研究科委員会の議を経て、学長が指名する。

3 前項の規定にかかわらず、審査に際して、研究科委員会が必要と認めたときは、他の大学院又は研究所等の教員等の意見を求めることができる。

(審査会の構成等)

第9条 前条第2項の規定に基づき学長が指名する3人の論文審査委員は、次のとおりとする。

- (1) 主査 1人
- (2) 副査 2人

2 前項第1号の主査は、主研究指導教員以外の研究指導教員から選出し、副査は、主研究指導教員と、それ以外の研究指導教員から選出する。

(審査等の期限)

第10条 第8条第1項の規定に基づく審査会の修士論文の審査及び最終試験は、学位申請者の在学期間中に終了するものとする。

(修士論文発表会の実施)

第11条 第8条第1項の規定に基づく審査会が行う最終試験は、修士論文発表会をもって充てる。

(審査会の報告)

第12条 審査会は、修士論文の審査及び最終試験の可否について審議し、直ちにその結果を研究科委員会に報告しなければならない。

2 前項の規定により審査会が研究科委員会に行う審査結果の報告は、所定の論文審査結果報告書の提出による。

(研究科委員会の審議等)

第13条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて、学位申請者に対する学位授与の可否について審議し議決を行う。

2 前項による研究科委員会における審議に際しては、修得単位数、最終試験の結果及び前条第2項の論文審査結果報告書の内容に基づき、総合的に修士論文の可否判定及び修了判定を行う。

3 研究科長は、研究科委員会において第1項の議決がなされたときは、直ちにその結果を学長に文書で報告しなければならない。

(学位授与の時期)

第13条の2 大学院学則第14条1項に基づく修士の学位授与の時期は、前条第1項に定める学位授与決定後の9月又は3月の別に定める日とする。

(修了予定者の公表)

第14条 学長は、第13条第3項の規定に基づき研究科委員会からの報告を受けたときは、速やかに修了予定者を決定し、公表するものとする。

(準用)

第15条 実践者養成コースにあつては、本規定「修士論文」とあるのは香川県立保健医療大学大学院学則第13条に規定する「特定の課題についての研究の成果」と読み替える。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、修士論文の審査に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月3日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年3月5日から施行する。

看護学専攻研究コースにおける修士学位取得要項

1 学位授与の要件

修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者に授与する。(香川県立保健医療大学学位規程第3条)

2 修士課程の修了要件

次の全ての条件を満たした場合に修了となる。(香川県立保健医療大学大学院学則第13条)

- ① 本学大学院に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、30単位以上を修得すること。
- ② 必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。

3 修士論文審査の過程

	月	学 生	指導教員	研究科委員会
出 願		研究課題・研究計画書 入学試験	事前相談	
1 年 次	4	入学 ①修士論文題目等申請書 (第1号様式)の提出 専門領域と指導教員の希望 研究題目決定 研究計画立案 研究指導計画書の提出 ▼研究計画書完成	履修指導 研究題目決定 研究計画指導 研究指導計画書の提出	→専門領域、研究指導教員1人を決定
	1	②研究計画書(第3号様式)と研究計画 申請書申請書(第2号様式)の提出		→研究科専門委員会(1月末まで) 研究計画審査会で研究計画書の審査を行う。
	2			→研究計画書の承認(研究科専門委員会の審査を経て決定)
	3	③倫理審査申請 ※研究計画審査後に行う。		→香川県立保健医療大学倫理審査委員会(3月まで)
2 年 次		④研究計画書・倫理審査の承認後 研究遂行(データ収集等)	研究指導	倫理審査委員会の審査結果を報告する。
	5	⑤中間報告会 (研究課程の進捗状況) 研究指導計画書の提出 修士論文作成	研究指導計画書の提出 修士論文作成指導	中間報告会 (研究課程について進捗状況を発表・教育研修の企画)
	1	⑥修士論文審査申請書(第5号様式)、 修士論文、論文要旨(第6号様式)、 論文目録(第7号様式)及び履歴書 (第8号様式)の提出		→修士論文審査の主査・副査決定 修士論文審査会(本審査) 【修士論文審査会】(2月) ・審査委員3人(主査1人、副査2人)により構成する。 ・プレゼンテーション、質疑応答(口頭試問)
	2			
		⑦修士論文発表会(最終試験)		→ 修士論文発表会(最終試験) 最終試験は、修士論文に基づいて研究成果の発表会を学内外公開で行い、審査を受ける「修士論文発表会」をもって充てる。
		⑧修士論文修正		審査会から研究科委員会に修士論文審査結果報告書 (第9号様式)を提出する。
	3	⑨最終修士論文提出		→可否判定
		⑩修了		→ 修了認定(学位授与)

4 修士論文審査の詳細

① 修士論文題目等申請書の提出（審査規程第2条第1項）

入学時に、志望する研究指導教員と相談の上、修士論文題目等申請書を事務局の教務・学生担当に提出する。申請書には、志望する専門領域、研究指導教員及び修士論文題目など必要事項を記入する。

② 研究計画書・研究計画申請書の提出（審査規程第3条第1項）

研究指導教員と十分に相談した上で、原則、1年次の定められた期日までに修士論文研究計画書を作成し、修士論文研究計画申請書とともに事務局の教務・学生担当に提出する。

研究計画書は、研究指導教員の中から指名された研究計画審査委員による審査を受け、審査結果を研究科委員会に報告をして承認を受ける。

③ 研究計画書の倫理審査（審査規程第3条第2項）

研究計画書が、研究科委員会で承認された後に、定められた期日までに倫理審査申請書等必要な書類を、事務局の教務・学生担当に提出し、倫理審査委員会、動物実験専門委員会又は遺伝子組換え実験安全委員会いずれかの委員会の承認を得た後に、研究を開始する。

④ 中間報告会（審査規程第4条）

研究計画の妥当性や進捗状況を確認する目的で、2年次5月末までに中間報告会を行う。中間報告会の形式等については、各専攻間で協議する。

⑤ 修士論文等の提出（審査規程第6条）

次の提出書類一式を、定められた期日までに事務局の教務・学生担当に提出する。

【提出書類】

- ・ 修士論文審査申請書 1部(第5号様式)
- ・ 修士論文 4部
- ・ 論文要旨 4部(第6号様式)
- ・ 論文目録 4部(第7号様式)
- ・ 履歴書 4部(第8号様式)

※ 修士論文、論文要旨の作成に際しては、次項の【修士論文作成のガイドライン】を参照すること。

※ コピーのできない写真等の提出については、研究指導教員と相談すること。

※ 締切り時間経過後及び書類不備の場合は一切受理できない。また、提出後の差し替えも一切できないので留意すること。

⑥ 審査会の構成（審査規程第8条第2項、第9条）

研究科委員会において、審査会を構成する3人の論文審査委員（主査1人、副査2人）を選考する。この際、主査は、主研究指導教員以外の研究指導教員から選出し、副査は、主研究指導教員と、それ以外の研究指導教員から選出することとする。

⑦ 修士論文発表会（最終試験）（審査規程第11条）

「修士論文発表会」とは、提出した修士論文に基づいて研究成果の発表を行い、審査を受

けるもので、修士課程の最終試験に相当する。この最終試験に合格することが修了要件となる。

⑧ 修士論文の訂正（審査規程第16条）

修士論文の訂正は、原則として受け付けない。ただし、主査が、誤字、落丁、図表の欠落などで、内容に大きな影響を与えない「体裁を整える」範囲での論文の一部訂正について、必要と判断した場合のみ、次の手順で訂正が可能である。

- 1) 主査が訂正リストを作成し、定められた期日までに、学生が訂正リストに基づき訂正部分のみ修正し、修士論文と修士論文発表会記録表(第10号様式)を事務局の教務・学生担当に提出する。

⑨ 論文審査結果報告書の提出（審査規程第12条）

審査会は、提出された修士論文、論文要旨並びに論文発表会の結果から、修士論文審査結果報告書(第9号様式)を作成し、研究科委員会に提出する。

⑩ 修士論文の可否判定及び修了判定（審査規程第13条）

研究科委員会において、修得単位数、最終試験の結果及び審査会から提出された論文審査結果報告書に基づき、総合的に修士論文の可否及び修了を判定する。修了予定者は、本学ホームページや大学院掲示板に掲示して公表する。

⑪ 修士論文の最終試験の再審査

修士論文発表会の評価が「E」判定の場合は、再審査受験願（第11号様式）を定められた期日までに事務局の教務学生担当に提出し、研究科委員会及び学長の承認を得られれば再審査を受けることができる。

ア 再審査及び最終試験は、6箇月ごとに行うこととし、審査会の構成については、最初に出選された論文審査委員で行い論文審査から実施する。

イ 最終試験は、研究成果の発表を学内外公開で行うこととする。

5 修士論文作成のガイドライン

(1) 修士論文作成上の留意事項

修士論文は科学論文形式とし、以下の点に注意して記述する。

- ① 論文の構成は、原則として緒言、（目的）、研究方法、結果（成績）、考察、結語、文献とし、論文全体の流れ（筋道）がわかるように記述する。
- ② 論文は、自分の理解に基づいた自分の言葉で記述する。他の本や論文の一部を丸ごと写すことは著作権の侵害に当たる可能性があり、学問的モラルとしても許されないことである。
- ③ 論文のなかの重要な概念にはその定義を与え、その意味について解説する。
- ④ 引用は正確にする。
- ⑤ 新しい知見が得られた場合、その知見が既知のものでないかについて、先行研究など過去の文献を調査し、研究指導教員と相談しながら、慎重にチェックする。
- ⑥ 一般によく知られた（教科書にのっているような）定義、定理は引用なしで用いることが可能である。

(2) 作成要領

- ① 論文はワードプロセッサを用い、用紙の規格は日本工業規格A列4番（以下「A4用紙」という。）とし、縦型・横書きで使用、上下3cm、左右3cmの余白をとる。
- ② 和文の場合は、1頁40字×30行、明朝体11ポイントフォントを使用する。
- ③ 欧文の場合は、12ポイントフォント、ダブルスペースで作成する。
- ④ 文献の記載方法は「香川県立保健医療大学雑誌原稿執筆要領」に準ずる。
- ⑤ 和文、欧文ともに欧文タイトルとともに400語以内の欧文抄録を作成する。また、抄録の下段に、5語以内のキーワードを和（欧）、又は欧（和）の併用標記で記載する。
- ⑥ 頁の指定は、A4用紙の下中央に、本文から1, 2, 3…と入れる。
- ⑦ 図、表、写真及び添付資料には、図1、表1などの番号をつけ、本文とは別にまとめる。なお、本文中に図表などを挿入してもよい。図・表を本文中で引用する場合は、図1、表1 (Fig. 1, Table 1) とする。
- ⑧ 論文には、論文題目、専攻分野、学籍番号、氏名、研究指導教員名を明記した表紙を付ける。
- ⑨ 表紙、論文要旨、目次、欧文抄録、論文本文、図、表、写真、添付資料の順に、ファイルに綴じる。ファイルの表紙及び背表紙には、年度、論文題目、氏名を明記する。

(3) 論文要旨の作成

- ① 論文要旨は、所定の用紙に緒言、方法、結果（成績）、考察、結論の順に記載する。
- ② 和文の場合、緒言、方法、結果（成績）、考察、結論は明朝体12ポイント、本文は明朝体11ポイントで作成する。欧文の場合は、それぞれ12ポイント、11ポイントとし、ダブルスペースで作成する。
- ③ 和文、欧文ともに図、表又は写真を挿入してもよいが、フォントサイズが小さくならないように、8～9ポイントを目安とする。
- ④ 論文要旨（第6号様式）により決められた構成で、4ページ以内に記述する。

(4) 論文の作成

（以下は、本学雑誌原稿執筆要領の7・8を修士論文作成用に修正したものである）

[本文]

- ① 図・表・写真を本文中で引用する場合、和文の場合は図と写真を区別して記載するが、英文の場合は図/写真(Figure)は区別しない。
- ② 引用文献は、本文中では引用する箇所の右肩に上ツキの通し番号⁽¹⁾で示し、文献欄に引用順に一括掲載する。すでに引用した文献を繰り返し引用する場合は、引用する箇所に前出の番号を記す（例：^{4, 8-10}）。本文中に著者名を引用する場合は、原語で記載する。
- ③ 私信、未発表結果、投稿中の論文、新聞記事、パンフレット、単なる報告書などは文献欄には入れず、本文中に括弧に入れて引用する。
- ④ 本文中で脚注（備考や注釈など）が必要な場合は、脚注記号（^{*}、^{**}）などを語句の右肩に付け、同一ページの本文の下部に横線を記入し、下段にその説明を付記する。

⑤ 他の文献から図・表・写真を転載する場合は、その転載許可を著者の責任において取得する。

⑥ 記号と符号は、国際的に慣用されているものを、また、単位は原則として SI（国際単位）、MKS、又は cgs 単位系を用いる。1 つの原稿の中で 2 種類の単位系を混用しない。

⑦ 略語は最初に正式名称を記載する。

例)

1) 和文の場合 世界保健機構 (World Health Organization : 以下 WHO)

2) 英文の場合 World Health Organization (WHO)

⑧ 年号は、西暦で統一する。

⑨ 原稿中の用語について整合性を図る。

例)

膵臓癌、膵臓がん、膵臓ガン等が混合しないように、漢字、ひらがな、カタカナ、いずれかに統一する。また、追及、追求、追究等も混用しないようにする。

[文献]

① 文献欄における著者名は、原則として著者全員を記載するが、多人数の場合は、第 5 著者以後の著者を、和文の場合は“ほか.”、英文の場合は“ , et al.” で略する。英文著者名は語頭のみ大文字とする。

例)

1) 和文の場合 ○本○子, ○川○子, ○田○美, ○口○子 ほか.

2) 英文の場合 Nakamura T, Tanaka S, Hirooka K, Toyoshima T, et al.

② 文献の記載方法及び記載例

ア 学術雑誌の場合

著者名. 論文名. 誌名 巻(号): 頁, 年.

(注) 和文誌名は略さず記載する。また、巻のみの場合、(号) は記載なしとする。

例)

1) Davis AD, Bax A. Analysis of metal compounds found in soil samples. J Am Chem Soc 107(6) : 7197-7200, 1985.

2) ○本○子. 20 歳代女性禁煙者の喫煙の意味と禁煙の意思の構造. 日本看護研究学会雑誌 34(1) : 61-72, 2011.

3) Nakamura T, Tanaka S, Hirooka K, Toyoshima T, et al. Anti-oxidative effects of d-allose, a rare sugar, on ischemia-reperfusion damage following focal cerebral ischemia in rat. Neurosci Lett 487(1) : 103-106, 2011.

4) ○山○子, ○谷○江, ○上○子, ○藤○美 ほか. 30 歳代男性禁煙者の喫煙の意味と禁煙の意思の構造. 香川県立保健医療大学雑誌 10 : 5-10, 2016.

イ 単行本の場合

(和文)

編著者名. “書名”, 版, 発行者, 発行地, 頁, 年.

例)

1) ○内○一. “社会問題の心理学”, 光文社, 東京, 57-60, 2008.

(英文)

Authors' last names and initials. "*Book title (in italics)*," Edition, Publisher, City, pages, year.

例)

2) Woolner LB, Colby TV. "*Pathology of Incipient Neoplasia*," 2nd ed, Philadelphia, WB Saunders, 112-118, 1993.

ウ 訳本の場合

著者名. “書名” (編者名), 版, 発行者, 発行地. [翻訳者名 “書名” (監訳者名), 発行者, 発行地, 頁, 年.]

例)

1) Kielhofner G. “Conceptual Foundations of Occupational Therapy” (ed. by Davis FA), 2nd ed, Academic Press, New York. [山田孝, 小西紀一訳 “作業療法の理論”, 三輪書店, 大阪, 13-94, 1992.]

エ 報告書・学会発表講演要旨集の場合

例)

1) ○野○恵, 加工油脂に含まれるトランス型不飽和脂肪酸の栄養生理機能解析. 平成18年-20年度 文部科学省科学研究費補助金 (○○研究 A) 研究成果報告書, 1-60, 2009.

オ 電子文献の場合

著者 (入手の所在) 名. タイトル, 入手日, アドレス

例)

1) ○○学会. ○○学会投稿マニュアル, 2008-10-30,
<http://www.abc.org/journal/manual.html>

(注)

・掲載決定の通知を受けた投稿論文を引用する場合

例)

- 1) ○田○夫, 慢性骨髄性白血病の治療. ○○誌 印刷中.
- 2) Nakamura T, Tanaka S, Hirooka K, Toyoshima T, et al. Anti-oxidative effects of D-allose, a rare sugar, on ischemia-reperfusion damage following focal cerebral ischemia in rat. *Neurosci Lett* (in press)

・早期公開の文献を引用する場合

例)

- 1) Nakamura T, Tanaka S, Hirooka K, Toyoshima T, et al. Anti-oxidative effects of D-allose, a rare sugar, on ischemia-reperfusion damage following focal cerebral ischemia in rat. *Neurosci Lett*.
<https://doi.org/10.1016/j.neulet.2010.10.004>

カ 英文原稿に和文文献を引用する場合

英文の文献表記に従って記載し、最後に(in Japanese).と記載する。

[図・表・写真 英文の場合は図/写真(Figure)・表(Table)]

- ① 図・表・写真は、それぞれ通し番号を付け本文の最後（文献欄の次）に一括してまとめる。図・写真のタイトルと説明文は、図の下欄に付ける。表のタイトルは、表の上欄に付け、追加説明を要する時は、^{a)}などの記号を用いてその説明を下欄に示す。
- ② 図・表・写真は、白黒・カラーを使用する。

附 則

- 1 この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 3 月 31 日において保健医療学研究科保健医療学専攻に在学する者のうち、看護学分野に在籍する者については、看護学専攻を看護学分野に読み替えるものとする。
- 3 修士学位取得要項は廃止する。
この要項は、平成 31 年 2 月 21 日から施行する。
この要項は、令和元年 6 月 19 日から施行する。
この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この要項は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
この要項は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
この要項は、令和 7 年 3 月 5 日から施行する。

第1号様式

修士論文題目等申請書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

所 属
学籍番号
氏 名
看護学専攻博士前期課程

次のとおり修士論文題目等を申請します。

志望専門領域	領域
希望研究指導 教員名	
修士論文題目	

第2号様式

修士論文研究計画申請書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

所 属
学籍番号
氏 名
看護学専攻博士前期課程
領 域

次のとおり修士論文の研究計画を申請します。

記

修士論文題目	
研究計画	別紙「研究計画書」のとおりに

研究指導教員	
--------	--

注1 「研究計画書」を別紙により作成し、添付すること。

修士論文研究計画書

所属 看護学専攻博士前期課程

領域		
学籍番号		氏名
(研究題目) キーワード： (研究の背景) (研究の目的) (研究の方法) できる限り具体的に、かつ詳細に記載してください。(倫理的配慮を含む) (決められた構成で4ページ以内に記述する)		

修士論文審査申請書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

所 属 看護学専攻博士前期課程
学籍番号
氏 名

香川県立保健医療大学大学院学位審査規程第6条第1項の規定により、次の書類を添えて、修士論文の審査を申請します。

記

- | | | |
|---|--------------|----|
| 1 | 修士論文 | 4部 |
| 2 | 論文要旨 (第6号様式) | 4部 |
| 3 | 論文目録 (第7号様式) | 4部 |
| 4 | 履歴書 (第8号様式) | 4部 |

修士論文要旨

所属 看護学専攻博士前期課程

領域		
学籍番号		氏名
(修士論文題目)		
(緒言)		
(方法)		
(結果)		
(考察)		
(結論)		
(決められた構成で4ページ以内に記述する)		

修士論文目録

所属	看護学専攻 博士前期課程	領域	
学籍番号		氏名	
修士論文題目			
参考論文題目			

履 歴 書

(ふりがな) 氏 名 生年月日	年 月 日	性別	男 ・ 女
現 住 所		本籍	都 道 府 県
学 歴 (高等学校卒業以降)			
研 究 歴			
職 歴			
免許・資格等			
賞 罰			
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日			
氏 名			

注 署名欄の氏名は必ず自署すること。

修 士 論 文 審 査 結 果 報 告 書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

主 査
副 査
副 査

香川県立保健医療大学大学院学位審査規程第12条第1項の規定により、次のとおり
修士論文の審査結果を報告します。

記

学位申請者	所 属	看護学専攻博士前期課程	領 域
修士論文題目	氏 名		
審査結果	修士論文審査	A ・ B ・ C ・ D ・ E	
	修士論文発表会	A ・ B ・ C ・ D ・ E	
	最終審査結果	可 ・ 不可	

修士論文発表会記録票

再 審 査 受 験 願

発表会 日 時	平成 年 月 日	場 所	
所 属	看護学専攻博士前期課程	領 域	
学籍番号		氏 名	
主 査		研究指導 教員	
副 査			
論文題目			
【概要】			
【質疑応答】			

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

所 属 看護学専攻博士前期課程
学 年 領 域
学籍番号 年
氏 名

再審査を実施していただきますようお願いいたします。

研究指導教員	
--------	--

看護学専攻実践者養成コースにおける修士学位取得要項

1 学位授与の要件

修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者に授与する。（香川県立保健医療大学学位規程第3条）

2 修士課程の修了要件

次の全ての条件を満たした場合に修了となる。（香川県立保健医療大学大学院学則第13条）

- ① 本学大学院に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、61単位以上を修得すること。
- ② 必要な研究指導を受けた上、課題研究論文の審査及び最終試験に合格すること。

3 課題研究論文審査過程 修了までのスケジュール

		学生スケジュール	申請手続き等	教員	研究科委員会	実習		
						保健師	共通	助産師
1 年 次	前期	4月 入学式 前期講義開始 研究指導教員の決定	履修登録	担当研究指導 学生決定 履修指導				
		5月 課題検討 (研究指導)		課題検討 (研究指導)	担当研究指導教員・ 副担当教員決定			
		6月						
		7月						助産学実習Ⅰ・Ⅱ
		8月 研究指導計画書 の提出		研究指導計画書 の提出				
		9月	履修登録			公衆衛生看護学 実習Ⅰ・Ⅱ		
	後期	10月 後期講義開始		履修指導 研究指導	課題研究題目決定		地域包括 ケア実習Ⅰ	
		11月						助産学実習Ⅲ
		12月						
		1月						
		2月 研究計画書作成・提出 課題決定	課題研究論文研究 計画書申請書					
		3月 課題研究計画書 審査会			課題研究計画書 承認			
2 年 次	前期	4月 前期講義開始 履修登録	倫理委員会申請 履修登録	履修指導 研究指導	倫理審査委員会			助産学実習Ⅳ 地域包括ケア実習Ⅱ
		5月				地域包括 ケア実習Ⅱ		
		6月 中間報告会						
		7月 研究指導計画書の提出		研究指導計画書の提出				
		8月						
		9月						
	後期	10月						
		11月 課題研究論文提出			課題研究論文の主 査・副査決定			
		12月 課題研究審査 課題研究発表会 課題研究論文完成						
		1月			課題研究論文審査			
		2月 国家試験			課題研究論文合否判 定 修了判定			
		3月 修了式						

※倫理審査の申請は進捗状況により適宜行う。

4 課題研究論文審査の詳細

(1) 課題研究論文題目等申請書の提出（審査規程第2条第1項）

入学後、研究指導教員と相談の上、課題研究論文題目等申請書(第1号様式)を定められた期日までに事務局の教務・学生担当に提出する。申請書には、研究指導教員及び課題研究論文題目など必要事項を記入する。

(2) 課題論文研究計画書・課題研究論文研究計画申請書の提出（審査規程第3条第1項）

研究指導教員からの指導を受け、原則、1年次の定められた期日までに課題研究論文研究計画書(第3号様式)を作成し、課題研究論文研究計画申請書(第2号様式)とともに事務局の教務・学生担当に提出する。

研究計画書は、看護学専攻長から指名された研究計画書審査委員による審査を受け、審査結果を研究科委員会に報告して承認を受ける。

(3) 研究計画書の倫理審査等(審査規程第3条2項)

研究計画書は研究科委員会の承認後に、定められた期日までに倫理審査申請書等必要な書類を事務局の教務・学生担当に提出する。倫理審査委員会の承認を得た後に、研究を開始する。

(4) 中間報告会（審査規程第4条）

研究計画の妥当性や進捗状況を確認する目的で、2年次6月ごろまでに中間報告会を行う。中間報告会の形式等については、各専攻間で協議する。

(5) 課題研究論文等の提出（審査規程第6条）

課題研究論文審査は、所定の講義を受け、定められた単位数を修得し、かつ指導教員の承認と指導を受けた上で審査を受ける。

審査を受けるにあたっては、次の書類一式を、定められた期日までに事務局の教務・学生担当に提出する。

【提出書類一式】

- ・課題研究論文審査申請書 1部(第5号様式)
- ・課題研究論文 4部
- ・論文要旨 4部(第6号様式)
- ・論文目録 4部(第7号様式)
- ・履歴書 4部(第8号様式)

※ 課題研究論文、論文要旨の作成に際しては、次項の【課題論文作成のガイドライン】を参照すること。

※ コピーのできない写真の提出については、研究指導教員と相談すること。

※ 締め切り時間経過後及び書類不備の場合は一切受理できない。また、提出後の差し替えも一切できないので留意すること。

(6) 審査会の構成（審査規程第8条第2項、第9条）

研究科委員会において、審査会を構成する3人の論文審査委員（主査1人、副査2人）を選考する。この際、主査は、主研究指導教員以外の研究指導教員から選出し、副査は主研究指導教員と、それ以外の研究指導教員から選出することとする。

(7) 課題研究論文発表会（最終試験）（審査規程第11条）

「課題研究論文発表会」とは、提出した課題研究論文に基づいて研究成果の発表を行

い、審査を受けるもので、修士課程の最終試験に相当する。この最終試験に合格することが修了要件となる。

(8) 課題研究論文の訂正（審査規程第 16 条）

課題研究論文の訂正は、原則として受け付けない。ただし、主査が、誤字、落丁、図表の欠落などで、内容に大きな影響を与えない「体裁を整える」範囲での論文の一部訂正について、必要と判断した場合のみ、次の手順で訂正が可能である。

- ① 主査が訂正リストを作成し、定められた期日までに、学生が、主査の了解を得た上で、訂正リストに基づき訂正部分のみ修正し、課題研究論文と課題研究論文発表会記録表（第 10 号様式）を事務局の教務・学生担当に提出する。

(9) 論文審査結果報告書の提出（審査規程第 12 条）

審査会は、提出された課題研究論文、論文要旨並びに論文発表会の結果から、課題研究論文審査結果報告書（第 9 号様式）を作成し、研究科委員会に提出する。

(10) 課題研究論文の合否判定及び修了判定（審査規程第 13 条）

研究科委員会において、修得単位数、最終試験の結果及び審査会から提出された論文審査結果報告書に基づき、総合的に課題研究論文の合否及び修了を判定する。修了予定者は、本学ホームページや大学院掲示板に掲示して公表する。

(11) 課題研究論文の最終試験の再審査

課題研究論文発表会の評価が「E」判定の場合は、再審査受験願（第 11 号様式）を定められた期日までに事務局の教務・学生担当に提出し、研究科委員会及び学長の承認を得られれば再審査を受けることができる。

- (ア) 再審査及び最終試験は、6 箇月ごとに行うこととし、審査会の構成については、最初に選出された論文審査委員で行い論文審査から実施する。
- (イ) 最終試験は、研究成果の発表を学内外公開で行うこととする。

5 課題研究論文作成のガイドライン

(1) 課題研究論文作成上の留意事項

課題研究論文は科学論文形式とし、以下の点に注意して記述する。

- ① 論文の構成は、原則として緒言、（目的）、研究方法、結果（成績）、考察、結語、文献とし、論文全体の流れ（筋道）がわかるように記述する。
- ② 論文は自分の理解に基づいた自分の言葉で記述する。他の本や論文の一部を丸ごと写すことは著作権の侵害に当たる可能性があり、学問的モラルとしても許されないことである。
 - 1) 論文のなかの重要な概念にはその定義を与え、その意味について解説する。
 - 2) 引用は正確にする。
 - 3) 新しい知見が得られた場合、その知見が既知のものでないかについて、先行研究など過去の文献を調査し、研究指導教員と相談しながら、慎重にチェックする。
 - 4) 一般によく知られた（教科書にのっているような）定義、定理は引用なしで用いることが可能である。

(2) 作成要領

- ① 論文はワードプロセッサを用い、横書きで作成、用紙の規格はA4縦型とし、上下3cm、左右3cmの余白をとる。
- ② 和文の場合は、1頁40字×30行、明朝体11ポイントフォントを使用する。
- ③ 欧文の場合は、12ポイントフォント、ダブルスペースで作成する。
- ④ 文献の記載方法は「香川県立保健医療大学雑誌原稿執筆要領」に準ずる。
- ⑤ 和文、欧文ともに欧文タイトルとともに400語以内の欧文抄録を作成する。また、抄録の下段に、5語以内のキーワードを和（欧）、又は欧（和）の併用標記で記載する。
- ⑥ 頁の指定は、A4用紙の下中央に、本文から1, 2, 3…と入れる。
- ⑦ 図、表、写真及び添付資料には、図1、表1などの番号をつけ、本文とは別にまとめる。なお、本文中に図表などを挿入してもよい。図・表を本文中で引用する場合は、図1、表1 (Fig. 1, Table 1) とする。
- ⑧ 論文には、論文題目、専攻分野、学籍番号、氏名、研究指導教員名を明記した表紙を付ける。
- ⑨ 表紙、論文要旨、目次、欧文抄録、論文本文、図、表、写真、添付資料の順に、ファイルに綴じる。ファイルの表紙及び背表紙には、年度、論文題目、氏名を明記する。

(3) 論文要旨の作成

- ① 論文要旨は、所定の用紙に緒言、方法、結果（成績）、考察、結論の順に記載する。
- ② 和文の場合、緒言、方法、結果（成績）、考察、結論は明朝体12ポイント、本文は明朝体11ポイントで作成する。欧文の場合は、それぞれ12ポイント、11ポイントとし、ダブルスペースで作成する。
- ③ 和文、欧文ともに図、表又は写真を挿入してもよいが、フォントサイズが小さくならないように、8～9ポイントを目安とする。
- ④ 論文要旨は決められた構成（第6号様式）で、4ページ以内に記述する。

(4) 論文の作成

（以下は、本学雑誌原稿執筆要領の7・8を修士論文作成用に修正したものである）

[本文]

- ① 図・表・写真を本文中で引用する場合、和文の場合は図と写真を区別して記載するが、英文の場合は図/写真(Figure)は区別しない。
- ② 引用文献は、本文中では引用する箇所の右肩に上ツキの通し番号⁽¹⁾で示し、文献欄に引用順に一括掲載する。すでに引用した文献を繰り返し引用する場合は、引用する箇所に前出の番号を記す（例：^{4, 8-10}）。本文中に著者名を引用する場合は、原語で記載する。
- ③ 私信、未発表結果、投稿中の論文、新聞記事、パンフレット、単なる報告書などは文献欄には入れず、本文中に括弧に入れて引用する。
- ④ 本文中で脚注（備考や注釈など）が必要な場合は、脚注記号（*）、**）などを語句の右肩に付け、同一ページの本文の下部に横線を記入し、下段にその説明を付記する。
- ⑤ 他の文献から図・表・写真を転載する場合は、その転載許可を著者の責任において取得する。
- ⑥ 記号と符号は、国際的に慣用されているものを、また、単位は原則としてSI（国際単

位)、MKS、又は cgs 単位系を用いる。1つの原稿の中で2種類の単位系を混用しない。

⑦ 略語は最初に正式名称を記載する。

例)

1) 和文の場合 世界保健機構 (World Health Organization: 以下 WHO)

2) 英文の場合 World Health Organization (WHO)

⑧ 年号は、西暦で統一する。

⑨ 原稿中の用語について整合性を図る。

例)

膵臓癌、膵臓がん、膵臓ガン等が混合しないように、漢字、ひらがな、カタカナ、いずれかに統一する。また、追及、追求、追究等も混用しないようにする。

[文献]

- ① 文献欄における著者名は、原則として著者全員を記載するが、多人数の場合は、第5著者以後の著者を、和文の場合は“ほか.”、英文の場合は“ , et al.”で略する。英文著者名は語頭のみ大文字とする。

例)

1) 和文の場合 ○本○子, ○川○子, ○田○美, ○口○子 ほか.

2) 英文の場合 Nakamura T, Tanaka S, Hirooka K, Toyoshima T, et al.

② 文献の記載方法及び記載例

ア 学術雑誌の場合

著者名. 論文名. 誌名 巻(号): 頁, 年.

(注)和文誌名は略さず記載する。また、巻のみの場合、(号)は記載なしとする。

例)

1) Davis AD, Bax A. Analysis of metal compounds found in soil samples. J Am Chem Soc 107(6) : 7197-7200, 1985.

2) ○本○子. 20歳代女性禁煙者の喫煙の意味と禁煙の意思の構造. 日本看護研究学会雑誌 34(1) : 61-72, 2011.

3) Nakamura T, Tanaka S, Hirooka K, Toyoshima T, et al. Anti-oxidative effects of d-allose, a rare sugar, on ischemia-reperfusion damage following focal cerebral ischemia in rat. Neurosci Lett 487(1) : 103-106, 2011.

4) ○山○子, ○谷○江, ○上○子, ○藤○美 ほか. 30歳代男性禁煙者の喫煙の意味と禁煙の意思の構造. 香川県立保健医療大学雑誌 10 : 5-10, 2016.

イ 単行本の場合

(和文)

編著者名. “書名”, 版, 発行者, 発行地, 頁, 年.

例)

1) ○内○一. “社会問題の心理学”, 光文社, 東京, 57-60, 2008.

(英文)

Authors' last names and initials. “Book title (*in italics*)”, Edition, Publisher, City, pages, year.

例)

2) Woolner LB, Colby TV. “Pathology of Incipient Neoplasia,” 2nd ed,

Philadelphia, WB Saunders, 112-118, 1993.

ウ 訳本の場合

著者名. “書名” (編者名), 版, 発行者, 発行地. [翻訳者名 “書名” (監訳者名), 発行者, 発行地, 頁, 年.]

例)

- 1) Kielhofner G. “Conceptual Foundations of Occupational Therapy” (ed. by Davis FA), 2nd ed, Academic Press, New York. [山田孝, 小西紀一訳 “作業療法の理論”, 三輪書店, 大阪, 13-94, 1992.]

エ 報告書・学会発表講演要旨集の場合

例)

- 1) ○野○恵, 加工油脂に含まれるトランス型不飽和脂肪酸の栄養生理機能解析. 平成18年-20年度 文部科学省科学研究費補助金 (○○研究 A) 研究成果報告書, 1-60, 2009.

オ 電子文献の場合

著者 (入手の所在) 名. タイトル, 入手日, アドレス

例)

- 1) ○○学会. ○○学会投稿マニュアル, 2008-10-30,
<http://www.abc.org/journal/manual.html>

(注)

・掲載決定の通知を受けた投稿論文を引用する場合

例)

- 1) ○田○夫, 慢性骨髄性白血病の治療. ○○誌 印刷中.
- 2) Nakamura T, Tanaka S, Hirooka K, Toyoshima T, et al. Anti-oxidative effects of D-allose, a rare sugar, on ischemia-reperfusion damage following focal cerebral ischemia in rat. *Neurosci Lett* (in press)

・早期公開の文献を引用する場合

例)

- 1) Nakamura T, Tanaka S, Hirooka K, Toyoshima T, et al. Anti-oxidative effects of D-allose, a rare sugar, on ischemia-reperfusion damage following focal cerebral ischemia in rat. *Neurosci Lett*.
<https://doi.org/10.1016/j.neulet.2010.10.004>

カ 英文原稿に和文文献を引用する場合

英文の文献表記に従って記載し、最後に (in Japanese). と記載する。

[図・表・写真 英文の場合は図/写真 (Figure)・表 (Table)]

- ① 図・表・写真は、それぞれ通し番号を付け本文の最後 (文献欄の次) に一括してまとめる。図・写真のタイトルと説明文は、図の下欄に付ける。表のタイトルは、表の上欄に付け、追加説明を要する時は、^{a)} などの記号を用いてその説明を下欄に示す。
- ② 図・表・写真は、白黒・カラーを使用する。

附 則

この要項は令和7年3月5日から施行する。

課題研究論文題目等申請書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

所 属 看護学専攻博士前期課程
学籍番号
氏 名

課題研究論文研究計画申請書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

所 属 看護学専攻博士前期課程
コース名
学籍番号
氏 名

次のとおり課題研究論文の研究計画を申請します。

記

コース名	
研究指導教員	
課題研究論文 題目	

課題研究 論文題目	
研究計画	別紙「研究計画書」のとおり

研究指導教員

注1 「研究計画書」を別紙により作成し、添付すること。

課題研究論文研究計画書

所属 看護学専攻博士前期課程

コース名		
学籍番号		氏名
(研究題目)		
キーワード：		
(研究の背景)		
(研究の目的)		
(研究の方法) できる限り具体的に、かつ詳細に記載してください。(倫理的配慮を含む)		
(決められた構成で4ページ以内に記述する)		

課題研究論文審査申請書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

所 属 看護学専攻博士前期課程
コース名
学籍番号
氏 名

香川県立保健医療大学大学院学位審査規程第6条第1項の規定により、次の書類を添えて、課題研究論文の審査を申請します。

記

- | | | |
|---|--------|----|
| 1 | 課題研究論文 | 4部 |
| 2 | 論文要旨 | 4部 |
| 3 | 論文目録 | 4部 |
| 4 | 履 歴 書 | 4部 |

課題研究論文要旨

所属 看護学専攻博士前期課程

コース名		
学籍番号		氏 名
(課題研究論文題目)		
(緒言)		
(方法)		
(結果)		
(考察)		
(結論)		
(決められた構成で4ページ以内に記述する)		

課題研究論文目録

所 属	看護学専攻博士前期課程	コ ー ス 名
学籍番号		氏 名
課題研究論文題目		
参考論文題目		

履 歴 書

(ふりがな) 氏 名 生年月日	年 月 日 生	性別	男 ・ 女
現 住 所	本籍	都 道 府 県	
学 歴 (高等学校卒業以降)			
研 究 歴			
職 歴			
免許・資格等			
賞 罰			
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日 氏 名			

注 署名欄の氏名は必ず自署すること。

課題研究論文審査結果報告書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

主 査
副 査
副 査

香川県立保健医療大学大学院学位審査規程第12条第1項の規定により、次のとおり
修士論文の審査結果を報告します。

記

学 位 申 請 者	所 属	看護学専攻博士前期課程 コース
課題研究論文題目	氏 名	
審査結果	修士論文審査	A ・ B ・ C ・ D ・ E
	修士論文発表会	A ・ B ・ C ・ D ・ E
	最終審査結果	可 ・ 不可

課題研究論文発表会記録票

発表会 日 時	年 月 日	場 所	
所 属		コース名	
学籍番号		氏 名	
主 査		研究指導 教員	
副 査			
論文題目			
【概要】			
【質疑応答】			

再 審 査 受 験 願

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

所 属 看護学専攻博士前期課程
コ ー ス
学 年 年
学籍番号
氏 名

再審査を実施していただきますようお願いいたします。

研究指導教員	
--------	--

臨床検査学専攻における修士学位取得要項

1 学位授与の要件

修士の学位は、本学大学院の博士前期課程を修了した者に授与する。（香川県立保健医療大学学位規程第3条）

2 博士前期課程の修了要件

次の全ての条件を満たした場合に修了となる。（香川県立保健医療大学大学院学則第13条）

- ① 本学大学院に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、30単位以上を修得すること。
- ② 必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。

3 修士論文審査の過程

	月	学 生	指導教員	研究科委員会
出 願		研究課題・研究計画書 入学試験	事前相談	
1 年 次	4	入学 ①修士論文題目等申請書 (第1号様式)の提出 専門領域と指導教員の希望 研究題目決定 研究計画立案 研究指導計画書の提出 ↓研究計画書完成		→専門領域、研究指導教員1人を決定
	11~	②研究計画書(第3号様式)と研究計画 申請書(第2号様式)の提出 ↓	履修指導 研究題目決定 研究計画指導 研究指導計画書の提出	→研究科専門委員会(1月末まで) 研究計画審査会で研究計画書の審査を行う。 研究計画書の承認(研究科委員会の審査を経て決定)
	3	③倫理審査等申請 ※研究計画審査後に行う。 ↓		→香川県立保健医療大学倫理審査委員会等(3月まで) 倫理審査委員会の審査結果を報告する。
		④研究計画書・倫理審査の承認後 研究遂行(データ収集等)	研究指導	
2 年 次	5	⑤中間報告会 (研究課程の進捗状況) 研究指導計画書の提出 修士論文作成	研究指導計画書の提出 修士論文作成指導	中間報告会 (研究課程について進捗状況を発表・教育研修の企画)
	1	⑥修士論文審査申請書(第5号様式)、 修士論文、論文要旨(第6号様式)、 論文目録(第7号様式)及び履歴書 (第8号様式)の提出		→修士論文審査の主査・副査決定 修士論文審査(本審査) 【修士論文審査会】(2月) ・審査委員3人(主査1人、副査2人)により構成する。 ・プレゼンテーション、質疑応答(口頭試問)
	2	↓		
		⑦修士論文発表会(最終試験)		→修士論文発表会(最終試験) 最終試験は、修士論文に基づいて研究成果の発表会を学内外公開で行い、審査を受ける「修士論文発表会」をもって充てる。
		⑧修士論文修正		審査会から研究科委員会に修士論文審査結果報告書(第9号様式)を提出する。
	3	⑨最終修士論文提出		→合否判定 ↓ 修了認定(学位授与)
		⑩修了		

4 修士論文審査の詳細

① 修士論文題目等申請書の提出（審査規程第2条第1項）

入学時に、志望する研究指導教員と相談の上、「修士論文題目等申請書」を事務局の教務・学生担当に提出する。申請書には、志望する専門領域、研究指導教員及び修士論文題目など必要事項を記入する。

② 修士論文研究計画書・修士論文研究計画申請書の提出（審査規程第3条第1項）

研究指導教員と十分に相談した上で、原則、1年次の定められた期日までに修士論文研究計画書を作成し、修士論文研究計画申請書とともに事務局の教務・学生担当に提出する。

研究計画書は、研究科専門委員会から指名された研究計画審査委員による審査を受け、審査結果を研究科委員会に報告して承認を受ける。

③ 研究計画の倫理審査等（審査規程第3条第2項）

研究計画書が、研究科委員会で承認された後に、定められた期日までに必要な書類を、事務局の教務・学生担当に提出し、香川県立保健医療大学倫理審査委員会、動物実験専門委員会又は遺伝子組換え実験安全委員会いずれかの委員会の承認を得た後に、研究を開始する。

④ 中間報告会（審査規程第4条）

研究計画の妥当性や進捗状況を確認する目的で、2年次5月末までに中間報告会を行う。中間報告会の形式等については、各専攻間で協議する。

⑤ 修士論文等の提出（審査規程第6条）

次の提出書類一式を、定められた期日までに事務局の教務・学生担当に提出する。

【提出書類】

・ 修士論文審査申請書	1 部
・ 修士論文	4 部
・ 論文要旨	4 部
・ 論文目録	4 部
・ 履歴書	4 部

※ 修士論文、論文要旨の作成に際しては、次項の【修士論文作成のガイドライン】を参照すること。

※ コピーのできない写真等の提出については、研究指導教員と相談すること。

※ 締切り時間経過後及び書類不備の場合は一切受理できない。また、提出後の差し替えも一切できないので留意すること。

⑥ 審査会の構成（審査規程第8条第2項、第9条）

研究科委員会において、審査会を構成する3人の論文審査委員（主査1人、副査2人）を選考する。この際、主査は、主研究指導教員以外の研究指導教員から選出し、副査は、主研究指導教員と、それ以外の研究指導教員から選出することとする。

⑦ 修士論文発表会（最終試験）（審査規程第11条）

「修士論文発表会」とは、提出した修士論文に基づいて研究成果の発表を行い、審査を受けるもので、修士課程の最終試験に相当する。この最終試験に合格することが修了要件とな

る。

⑧ 修士論文の訂正（審査規程第12条）

修士論文の訂正は、原則として受け付けない。ただし、主査が、誤字、落丁、図表の欠落などで、内容に大きな影響を与えない「体裁を整える」範囲での論文の一部訂正について、必要と判断した場合のみ、次の手順で訂正が可能である。

1) 主査が訂正リストを作成し、定められた期日までに、学生が、主査の了解を得た上で、訂正リストに基づき訂正部分のみ修正し、修士論文と修士論文発表会記録表(第10号様式)を事務局の教務・学生担当に提出する。

⑨ 論文審査結果報告書の提出（審査規程第12条）

審査会は、提出された修士論文、論文要旨並びに論文発表会の結果から、修士論文審査結果報告書を作成し、研究科委員会に提出する。

⑩ 修士論文の可否判定及び修了判定（審査規程第13条）

研究科委員会において、修得単位数、最終試験の結果及び審査会から提出された論文審査結果報告書に基づき、総合的に修士論文の可否及び修了を判定する。修了予定者は、本学ホームページや大学院掲示板に掲示して公表する。

⑪ 修士論文の最終試験の再審査

修士論文発表会の評価が「E」判定の場合は、再審査受験願（第11号様式）を定められた期日までに事務局の教務学生担当に提出し、研究科委員会及び学長の承認を得られれば再審査を受けることができる。

ア 再審査及び最終試験は、6箇月ごとに行うこととし、審査会の構成については、最初に出選された論文審査委員で行い論文審査から実施する。

イ 最終試験は、研究成果の発表を学内外公開で行うこととする。

5 修士論文作成のガイドライン

(1) 修士論文作成上の留意事項

修士論文は科学論文形式とし、以下の点に注意して記述する。

- ① 論文の構成は、原則として緒言、（目的）、研究方法、結果（成績）、考察、結語、文献とし、論文全体の流れ（筋道）がわかるように記述する。
- ② 論文は、自分の理解に基づいた自分の言葉で記述する。他の本や論文の一部を丸ごと写すことは著作権の侵害に当たる可能性があり、学問的モラルとしても許されないことである。
- ③ 論文のなかの重要な概念にはその定義を与え、その意味について解説する。
- ④ 引用は正確にする。
- ⑤ 新しい知見が得られた場合、その知見が既知のものでないかについて、先行研究など過去の文献を調査し、研究指導教員と相談しながら、慎重にチェックする。
- ⑥ 一般によく知られた（教科書にのっているような）定義、定理は引用なしで用いることが可能である。

(2) 作成要領

- ① 論文はワードプロセッサを用い、用紙の規格は日本工業規格A列4番（以下「A4用紙」という。）とし、縦型・横書きで使用、上下3cm、左右3cmの余白をとる。
- ② 和文の場合は、1頁40字×30行、明朝体11ポイントフォントを使用する。
- ③ 欧文の場合は、12ポイントフォント、ダブルスペースで作成する。
- ④ 文献の記載方法は「香川県立保健医療大学雑誌原稿執筆要領」に準ずる。
- ⑤ 和文、欧文ともに欧文タイトルとともに400語以内の欧文抄録を作成する。また、抄録の下段に、5語以内のキーワードを和（欧）、又は欧（和）の併用標記で記載する。
- ⑥ 頁の指定は、A4用紙の下中央に、本文から1, 2, 3…と入れる。
- ⑦ 図、表、写真及び添付資料には、図1、表1などの番号をつけ、本文とは別にまとめる。なお、本文中に図表などを挿入してもよい。図・表を本文中で引用する場合は、図1、表1 (Fig. 1, Table 1) とする。
- ⑧ 論文には、論文題目、専攻分野、学籍番号、氏名、研究指導教員名を明記した表紙を付ける。
- ⑨ 表紙、論文要旨、目次、欧文抄録、論文本文、図、表、写真、添付資料の順に、ファイルに綴じる。ファイルの表紙及び背表紙には、年度、論文題目、氏名を明記する。

(3) 論文要旨の作成

- ① 論文要旨は、所定の用紙に緒言、方法、結果（成績）、考察、結論の順に記載する。
- ② 和文の場合、緒言、方法、結果（成績）、考察、結論は明朝体12ポイント、本文は明朝体11ポイントで作成する。欧文の場合は、それぞれ12ポイント、11ポイントとし、ダブルスペースで作成する。
- ③ 和文、欧文ともに図、表又は写真を挿入してもよいが、フォントサイズが小さくならないように、8～9ポイントを目安とする。
- ④ 論文要旨（第6号様式）により決められた構成で、4ページ以内に記述する。

(4) 論文の作成

（以下は、本学雑誌原稿執筆要領の7・8を修士論文作成用に修正したものである）

[本文]

- ① 図・表・写真を本文中で引用する場合、和文の場合は図と写真を区別して記載するが、英文の場合は図/写真(Figure)は区別しない。
- ② 引用文献は、本文中では引用する箇所の右肩に上ツキの通し番号⁽¹⁾で示し、文献欄に引用順に一括掲載する。すでに引用した文献を繰り返し引用する場合は、引用する箇所に前出の番号を記す（例：^{4, 8-10}）。本文中に著者名を引用する場合は、原語で記載する。
- ③ 私信、未発表結果、投稿中の論文、新聞記事、パンフレット、単なる報告書などは文献欄には入れず、本文中に括弧に入れて引用する。
- ④ 本文中で脚注（備考や注釈など）が必要な場合は、脚注記号（*）、**）などを語句の右肩に付け、同一ページの本文の下部に横線を記入し、下段にその説明を付記する。

⑤ 他の文献から図・表・写真を転載する場合は、その転載許可を著者の責任において取得する。

⑥ 記号と符号は、国際的に慣用されているものを、また、単位は原則として SI（国際単位）、MKS、又は cgs 単位系を用いる。1 つの原稿の中で 2 種類の単位系を混用しない。

⑦ 略語は最初に正式名称を記載する。

例)

1) 和文の場合 世界保健機構 (World Health Organization : 以下 WHO)

2) 英文の場合 World Health Organization (WHO)

⑧ 年号は、西暦で統一する。

⑨ 原稿中の用語について整合性を図る。

例)

膵臓癌、膵臓がん、膵臓ガン等が混合しないように、漢字、ひらがな、カタカナ、いずれかに統一する。また、追及、追求、追究等も混用しないようにする。

[文献]

① 文献欄における著者名は、原則として著者全員を記載するが、多人数の場合は、第 5 著者以後の著者を、和文の場合は“ほか.”、英文の場合は“ , et al.” で略する。英文著者名は語頭のみ大文字とする。

例)

1) 和文の場合 ○本○子, ○川○子, ○田○美, ○口○子 ほか.

2) 英文の場合 Nakamura T, Tanaka S, Hirooka K, Toyoshima T, et al.

② 文献の記載方法及び記載例

ア 学術雑誌の場合

著者名. 論文名. 誌名 巻(号): 頁, 年.

(注) 和文誌名は略さず記載する。また、巻のみの場合、(号) は記載なしとする。

例)

1) Davis AD, Bax A. Analysis of metal compounds found in soil samples. J Am Chem Soc 107(6) : 7197-7200, 1985.

2) ○本○子. 20 歳代女性禁煙者の喫煙の意味と禁煙の意思の構造. 日本看護研究学会雑誌 34(1) : 61-72, 2011.

3) Nakamura T, Tanaka S, Hirooka K, Toyoshima T, et al. Anti-oxidative effects of d-allose, a rare sugar, on ischemia-reperfusion damage following focal cerebral ischemia in rat. Neurosci Lett 487(1) : 103-106, 2011.

4) ○山○子, ○谷○江, ○上○子, ○藤○美 ほか. 30 歳代男性禁煙者の喫煙の意味と禁煙の意思の構造. 香川県立保健医療大学雑誌 10 : 5-10, 2016.

イ 単行本の場合

(和文)

編著者名. “書名”, 版, 発行者, 発行地, 頁, 年.

例)

1) ○内○一. “社会問題の心理学”, 光文社, 東京, 57-60, 2008.

(英文)

Authors' last names and initials. "*Book title (in italics)*," Edition, Publisher, City, pages, year.

例)

2) Woolner LB, Colby TV. "*Pathology of Incipient Neoplasia*," 2nd ed, Philadelphia, WB Saunders, 112-118, 1993.

ウ 訳本の場合

著者名. “書名” (編者名), 版, 発行者, 発行地. [翻訳者名 “書名” (監訳者名), 発行者, 発行地, 頁, 年.]

例)

1) Kielhofner G. “Conceptual Foundations of Occupational Therapy” (ed. by Davis FA), 2nd ed, Academic Press, New York. [山田孝, 小西紀一訳 “作業療法の理論”, 三輪書店, 大阪, 13-94, 1992.]

エ 報告書・学会発表講演要旨集の場合

例)

1) ○野○恵, 加工油脂に含まれるトランス型不飽和脂肪酸の栄養生理機能解析. 平成18年-20年度 文部科学省科学研究費補助金 (○○研究 A) 研究成果報告書, 1-60, 2009.

オ 電子文献の場合

著者 (入手の所在) 名. タイトル, 入手日, アドレス

例)

1) ○○学会. ○○学会投稿マニュアル, 2008-10-30,
<http://www.abc.org/journal/manual.html>

(注)

・掲載決定の通知を受けた投稿論文を引用する場合

例)

- 1) ○田○夫, 慢性骨髄性白血病の治療. ○○誌 印刷中.
- 2) Nakamura T, Tanaka S, Hirooka K, Toyoshima T, et al. Anti-oxidative effects of D-allose, a rare sugar, on ischemia-reperfusion damage following focal cerebral ischemia in rat. *Neurosci Lett* (in press)

・早期公開の文献を引用する場合

例)

- 1) Nakamura T, Tanaka S, Hirooka K, Toyoshima T, et al. Anti-oxidative effects of D-allose, a rare sugar, on ischemia-reperfusion damage following focal cerebral ischemia in rat. *Neurosci Lett*.
<https://doi.org/10.1016/j.neulet.2010.10.004>

カ 英文原稿に和文文献を引用する場合

英文の文献表記に従って記載し、最後に(in Japanese).と記載する。

[図・表・写真 英文の場合は図/写真(Figure)・表(Table)]

- ① 図・表・写真は、それぞれ通し番号を付け本文の最後（文献欄の次）に一括してまとめる。図・写真のタイトルと説明文は、図の下欄に付ける。表のタイトルは、表の上欄に付け、追加説明を要する時は、^{a)}などの記号を用いてその説明を下欄に示す。
- ② 図・表・写真は、白黒・カラーを使用する。

附 則

- 1 この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 3 月 31 日において保健医療学研究科保健医療学専攻に在学する者のうち、看護学分野に在籍する者については、看護学専攻を看護学分野に読み替えるものとする。
- 3 修士学位取得要項は廃止する。
この要項は、平成 31 年 2 月 21 日から施行する。
この要項は、令和元年 6 月 19 日から施行する。
この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は、令和 7 年 3 月 5 日から施行する。

第1号様式

修士論文題目等申請書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

所 属 臨床検査専攻博士前期課程
学籍番号
氏 名

次のとおり修士論文題目等を申請します。

志望専門領域	領域
希望研究指導 教員名	
修士論文題目	

第2号様式

修士論文研究計画申請書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

所 属 臨床検査専攻博士前期課程
領域

学籍番号
氏 名

次のとおり修士論文の研究計画を申請します。

記

修士論文題目	
研究計画	別紙「研究計画書」のとおりに

研究指導教員	
--------	--

注1 「研究計画書」を別紙により作成し、添付すること。

修 士 論 文 研 究 計 画 書

所属 臨床検査学専攻博士前期課程

領 域		
学籍番号		氏 名
(研究題目)		
キーワード：		
(研究の背景)		
(研究の目的)		
(研究の方法) できる限り具体的に、かつ詳細に記載してください。(倫理的配慮を含む)		
(決められた構成で4ページ以内に記述する)		

修 士 論 文 中 間 報 告 書

香川県立保健医療大学長 殿
年 月 日

研究指導教員 氏名

下記のとおり修士論文の中間報告会を実施しましたので、報告します。

報告会発表者	所 属	臨床検査学専攻博士前期課程
	氏 名	領域
修士論文題目		
実施年月日 (時 間)	平成 年 月 日	曜日 時 分
場 所		

修士論文審査申請書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

所 属 臨床検査専攻博士前期課程
学籍番号
氏 名 領 域

香川県立保健医療大学大学院学位審査規程第6条第1項の規定により、次の書類を添えて、修士論文の審査を申請します。

記

- 1 修士論文 4部
- 2 論文要旨 (第6号様式) 4部
- 3 論文目録 (第7号様式) 4部
- 4 履歴書 (第8号様式) 4部

修士論文要旨

所属 臨床検査専攻博士前期課程

領 域		
学籍番号		氏 名
(修士論文題目)		
(緒言)		
(方法)		
(結果)		
(考察)		
(結論)		
(決められた構成で4ページ以内に記述する)		

修 士 論 文 目 録

所 属	臨床検査学専攻 博士前期課程	領 域	
学籍番号		氏 名	
修士論文題目			
参考文献題目			

履 歴 書

(ふりがな) 氏 名 生年月日	年 月 日生	性別	男 ・ 女
現 住 所		本籍	都 道 府 県
学 歴	歴 (高等学校卒業以降)		
研 究 歴			
職 歴			
免許・資格等			
賞 罰			
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日 氏 名			

注 署名欄の氏名は必ず自署すること。

修士論文審査結果報告書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

主 査
副 査
副 査

香川県立保健医療大学大学院学位審査規程第12条第1項の規定により、次のとおり修士論文の審査結果を報告します。

記

学位申請者	所 属	臨床検査学専攻博士前期課程 領 域			
	氏 名				
修士論文題目					
審査結果	修士論文審査	A ・ B ・ C ・ D ・ E			
	修士論文発表会	A ・ B ・ C ・ D ・ E			
	最終審査結果	可 ・ 不可			

修士論文発表会記録票

発表会 日 時	年 月 日	場 所		
所 属	臨床検査学専攻 博士前期課程	領 域		
学籍番号		氏 名		
主 査		研究指導 教員		
副 査				
論文題目				
【概要】				
【質疑応答】				

再 審 査 受 験 願

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

所 属 臨床検査学専攻博士前期課程
学 年 専 攻
学籍番号 年
氏 名

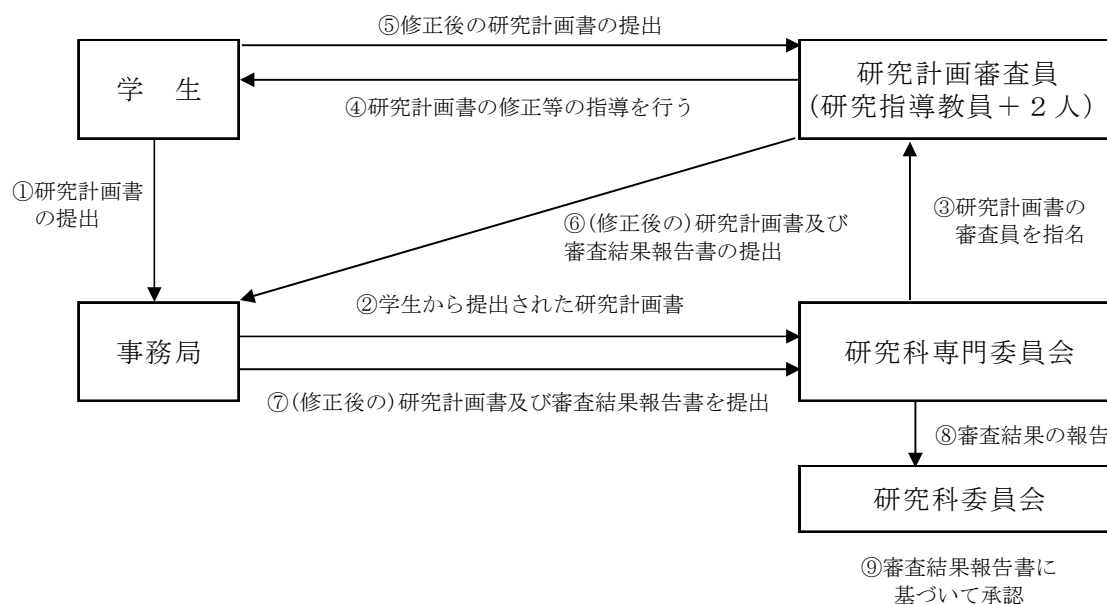
再審査を実施していただきますようお願いいたします。

研究指導教員	
--------	--

保健医療学研究科修士論文研究計画審査に関する申し合わせ事項

この申し合わせは、大学院修士学位審査規程第3条に基づき、香川県立保健医療大学大学院保健医療大学保健医療学研究科における研究計画書の審査等に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 研究計画審査のフローチャート



2 研究計画審査申請書の提出

- (1) 修士の学位に係わる研究を行おうとする者は、研究指導教員の指導を受け研究計画書を作成し、修士論文研究計画申請書と併せて事務局の教務・学生担当に提出する。
- (2) 前項に定める書類の提出時期は、原則、1年次の定められた期日までに提出する。

3 研究計画審査会の設置

- (1) 研究科専門委員会は研究計画書等が提出されたら、研究計画書を審査するために、研究計画審査員を指名し、研究計画審査会（以下「審査会」という。）を設置する。なお、実践者養成コースにあつては、研究計画審査委員を看護学専攻長が指名し、審査会を設置する。
- (2) 審査会の審査員は研究指導教員1名と指導教員の資格を有する者2名とし、原則として、学位申請者と同一の専攻の中から選出する。
- (3) 審査会の運用にあたり、日程調整などについては、ワーキングチームが実施する。

4 研究計画審査の実施

- (1) 審査会は、研究計画書が適切であるか審査及び指導を行い判定する。
- (2) 学生は、研究計画書の修正が必要な場合は、修正した研究計画書を審査会に提出する。
- (3) 審査会の研究指導教員は、(修正後の)研究計画書と作成した研究計画審査結果報告書（第1号様式）を、教務・学生担当へ提出する。提出期限は、研究科専門委員会から別途指定する。

(4) 教務・学生担当は、修正後の研究計画書と研究計画審査結果報告書を併せて研究科専門委員会へ提出する。

(5) 研究科専門委員会は、提出された報告書等の確認を行い、審査結果を研究科委員会に報告して承認を得る。

5 準用

実践者養成コースにあつては、本申し合わせ中「修士論文」とあるのは香川県立保健医療大学大学院学則第13条に規定する「特定の課題についての研究の成果」と読み替える。

6 申し合わせ事項の改正等

この申し合わせ事項の改正等については、研究科専門委員会で検討し、研究科委員会に報告して承認を得る。

附 則

この申し合わせ事項は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この申し合わせ事項は、令和6年11月6日から適用する。

研究計画審査結果報告書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

研究指導教員
研究計画審査員
研究計画審査員

下記のとおり修士論文研究計画審査を実施しましたので、報告します。

研究計画審査 申請者	所 属 領 域	博士前期課程 領域
	学籍番号 氏 名	
修士論文題目		
【研究計画書審査基準】 (1) 研究課題 ☐ 題目ならびに一般的な問いと具体的な問いが明確である。 ☐ 学位に対して妥当性がある。 (2) 情報収集・課題分析 ☐ 十分な文献収集や先行研究の調査を行っている。 ☐ 研究の意義や重要性、問題設定が適切になされている。 (3) 研究の方法 ☐ 研究方法は適切である。 ☐ 研究の実施に際して使用する書類が適切に準備されている。 ☐ 研究の方法及び対象に対して、倫理的配慮が具体的に記述され、倫理審査委員会への提出が考慮されている。 【審査結果の概要】		

修士論文審査基準・修士論文発表会審査基準

平成 21 年 4 月 1 日

1. 修士論文審査基準

修士論文の審査にあたっては、日頃の研究態度や提出された修士論文などを通して、主に以下の項目について審査を行う。

(1) 研究課題

研究課題が申請された学位に対して妥当であり、新規性、有用性、信頼性がみられる。

(2) 情報収集・課題分析

十分な文献収集や先行研究の調査を行い、研究の意義や重要性、問題設定が適切になされている。

(3) 研究方法

設定した研究課題に対して、適切な研究方法、調査・実験方法、或いは検証方法を採用し、その結果に対して具体的な分析・考察がなされている。

(4) 論文構成・記述

論文の記述が十分かつ適切であり、結論に至るまで一貫した論旨で論文が構成されている。

(5) 研究遂行能力

当該研究領域における修士としての十分な知識を修得し、設定された問題の解明が適切になされている。

以上の 5 項目を 1 項目 20 点満点で評価し、総合得点を以下の 5 段階で評価する。

- | | | | | | |
|---|----------|---|----------|---|----------|
| A | : 90 点以上 | B | : 80 点以上 | C | : 70 点以上 |
| D | : 60 点以上 | E | : 60 点未満 | | |

2. 修士論文発表会（最終試験）審査基準

修士論文発表会においては、以下の項目から審査を行う。

(1) 提出された修士論文の内容についての議論

(2) 研究成果の新規性、有用性、信頼性についての議論

(3) 研究成果の今後の発展の可能性や残された課題についての議論

以上の 3 つの観点から試験を行い、以下の 5 段階で評価する。

- | | |
|---|--------------------------|
| A | : 秀でて優れた研究であり今後の発展が期待できる |
| B | : 優れた研究であり今後の発展が期待できる |
| C | : 良好な研究が行われたと認められる |
| D | : 適切な研究が行われたと認められる |
| E | : 適切な研究が行われたとは認められない |

3. 判定

- (1) 修士論文審査の結果、「D」以上の場合は、修士論文発表会を受けることができる。
- (2) 修士論文発表会審査の評価、「E」の場合は、申請し再審査を受けることができる。

附 則

- 1 この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 ただし、平成 24 年度以前の入学生については、従前の基準によるものとする。

附 則

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 31 年 2 月 21 日から施行する。

附則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

課題研究論文審査基準・課題研究論文発表会審査基準

1. 課題研究論文審査基準

課題研究論文の審査にあたっては、日頃の研究態度や提出された課題研究論文などを通して、主に以下の項目について審査を行う。

(1) 研究課題

研究課題が申請された学位に対して妥当であり、新規性、有用性、信頼性がみられる。

(2) 情報収集・課題分析

十分な文献収集や先行研究の調査を行い、研究の意義や重要性、問題設定が適切になされている。

(3) 研究方法

設定した研究課題に対して、適切な研究方法、調査・実験方法、或いは検証方法を採用し、その結果に対して具体的な分析・考察がなされている。

(4) 論文構成・記述

論文の記述が十分かつ適切であり、結論に至るまで一貫した論旨で論文が構成されている。

(5) 研究遂行能力

当該研究領域における修士としての十分な知識を修得し、設定された問題の解明が適切になされている。

以上の5項目を1項目20点満点で評価し、総合得点を以下の5段階で評価する。

- | | | | | | |
|---|---------|---|---------|---|---------|
| A | : 90点以上 | B | : 80点以上 | C | : 70点以上 |
| D | : 60点以上 | E | : 60点未満 | | |

2. 課題研究論文発表会（最終試験）審査基準

課題研究論文発表会においては、以下の項目から審査を行う。

(1) 提出された課題研究論文の内容についての議論

(2) 研究成果の新規性、有用性、信頼性についての議論

(3) 研究成果の今後の発展の可能性や残された課題についての議論

以上の3つの観点から試験を行い、以下の5段階で評価する。

- | | |
|---|--------------------------|
| A | : 秀でて優れた研究であり今後の発展が期待できる |
| B | : 優れた研究であり今後の発展が期待できる |
| C | : 良好な研究が行われたと認められる |
| D | : 適切な研究が行われたと認められる |
| E | : 適切な研究が行われたとは認められない |

3. 判定

- (1) 課題研究論文審査の結果、「D」以上の場合は、課題研究論文発表会を受けることができる。
- (2) 課題研究論文発表会審査の評価、「E」の場合は、申請し再審査を受けることができる。

附 則

この基準は、令和4年年4月1日から実施する。

修士論文審査基準・修士論文発表会審査基準に関する申し合わせ事項

平成 25 年 4 月 1 日

1. 修士論文審査基準における、(1) 研究課題が申請された学位に対して妥当であり、新規性、有用性、信頼性がみられる。このことに関して次の内容を申し合わせ事項とする。

(1) 研究課題： 題目ならびに一般的な問いと具体的な問いが明確であること。

何を研究しようとしているのか、なぜその研究に取り組もうとしているのか、研究的疑問が明確であること。研究の質は、この研究課題がどのようなものであるかによって大きく影響を受けることから、研究課題は研究の核となるものである。

(2) 新規性： 論文の内容に新しい知見があること。

様々な観点から吟味して新規性を主張すること。新規性のレベルの判定は、当該分野の学術論文誌を基準にする。次のいずれかの要件において、従来の論文に比べて、大きな差異が認められる場合には新規性が極めて優れていると評価する。また、複数の要件において差異が認められる場合には、新規性を総合的に判断して評価を高くする。

- ・新しい概念が提案できている。
- ・新しいアルゴリズムが提案できている。
- ・新しい実現方式・方法が提案できている。
- ・概念や方式・方法の新しい組み合わせ方が提案できている。
- ・理論上の新しい結果が述べられている。
- ・新しいデータを得るに至った方法が、論理的に記述し提示できている。
- ・新しい解釈が提示できている。
- ・新しい事例が提示できている。
- ・新しい論点の整理ができている。
- ・新しい問題領域が提示できている。

(3) 有用性： 論文の内容が学術的で学界の発展に役立つものであること。

様々な観点から吟味して有用性を主張すること。有用性のレベルの判定は、当該分野の学術論文誌を基準にする。次のいずれかの要件において、従来の論文に比べて、大きな差異が認められる場合には有用性が極めて優れていると評価する。また、複数の要件において差異が認められる場合には、有用性を総合的に判断して評価を高くする。

- ・得られた効果が大きい。
- ・得られた結果を適用できる領域が広い。
- ・得られた結果を適用した場合に得られる利益が大きい。
- ・得られた結果で大きな利益が得られたことを、客観的に提示できている。
- ・広い範囲に渡って十分に考察できている。
- ・現実的な実践への対応が十分に考察できている。
- ・新しい研究につながる可能性が高い。
- ・他の研究に大きな影響を与える可能性が高い。
- ・新しい研究分野を開く可能性が高い。
- ・得られた結果によって当該問題への理解について提示できている。

(4)信頼性：論文の内容が客観的に見て信用できるものであること。

様々な観点から信頼性について吟味し、次のような要件をすべて満たすものとする。

- ・研究の背景や意義など先行研究を整理しており、前提条件が明確である。
- ・文献の読解において明白な誤りがない。
- ・研究の目的、方法、結果、分析、考察、結論などが具体的である。
- ・得られた結果に関する分析、考察、結論などに整合性がある。
- ・議論を展開する論述に明白な誤りがない。

VIII 博 士 後 期 課 程 関 連 規 程 等

香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科 看護学専攻博士学位審査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科看護学専攻（以下「研究科」という。）において香川県立保健医療大学学位規程第3条の規定により博士(看護学)の学位を授与するに当たり、博士論文の審査に関して必要な事項を定める。

(研究指導教員等の決定)

第2条 学長は、入学時に学生から提出された博士論文題目等申請書（第1号様式）の内容に基づき、研究科委員会の議を経て、主研究指導教員を決定する。

2 前項の主研究指導教員は、研究科博士後期課程の研究指導教員の中から選任する。

3 学長は、研究科委員会の議を経て、研究科博士後期課程の研究指導教員の資格を有する者の中から副研究指導教員を選任することができる。

(研究計画書審査の付託)

第3条 学長は、別に定める期日までに学生から提出された博士論文研究計画申請書（第2号様式）及び博士論文研究計画書（第3号様式）の審査を研究科委員会に付託する。

2 研究計画書審査の付託を受けた研究科委員会は、研究計画書審査委員を選出し、研究計画書審査会を組織する。

3 研究計画書審査委員は、研究指導教員の中から主査1人及び副査2人で構成する。

4 主査は、担当の研究指導教員以外の研究指導教員から選出し、副査は、担当の研究指導教員と、それ以外の研究指導教員から選出する。

5 前項の規定にかかわらず、審査に際して、研究科委員会が必要と認めたときは、他の大学院又は研究所等の教員等の意見を求めることができる。

6 研究計画書審査会は、研究計画書と併せて、審査結果を研究計画書審査結果報告書(第11号様式)により研究科委員会に報告し、研究科委員会は、その報告に基づき、審議する。

7 研究科長は、研究科委員会において前項の審議が終了したときは、直ちにその結果を学長に文書で報告しなければならない。

(研究倫理審査の付託)

第4条 学長は、研究計画書の研究倫理の内容について、香川県立保健医療大学倫理審査委員会（以下「倫理審査委員会」という。）に審査を付託するものとする。

2 倫理審査委員会等は、研究計画書の研究倫理について審査し、その結果を学長に文書で報告しなければならない。

(研究計画書の承認)

第5条 学長は、第3条第7項及び前条第2項の報告に基づき、研究計画書の承認の可否を決定する。

2 学長は、前項の結果を研究科委員会に通知する。

(学術セミナーの実施)

第6条 研究科委員会は、研究課題決定の概要について、博士論文としての妥当性及び進捗状況の確認等を行うため、別に定める期日に第1回学術セミナーを実施する。

2 研究科委員会は、研究過程に関する博士論文としての妥当性及び進捗状況の確認等を行うため、別に定める期日に第2回学術セミナーを実施する。

3 研究科委員会は、博士論文の概要について、博士論文としての妥当性及び進捗状況の確認等を行うため、別に定める期日に第3回学術セミナーを実施する。

(博士論文予備審査及び博士論文提出資格審査)

第7条 学長は、別に定める期日までに学生から提出された博士論文予備審査申請書（第4号様式）、博士論文、博士論文要旨（第5号様式）、博士論文目録（第6号様式）、履歴書（第7号様式）及び副論文の審査を研究科委員会に付託する。

2 博士論文予備審査の付託を受けた研究科委員会は、博士論文予備審査委員を選出し、博士論文予備審査会を組織する。

3 博士論文予備審査委員は、研究指導教員の中から主査1人及び副査2人で構成する。

4 主査は、担当の研究指導教員以外の研究指導教員から選出し、副査は、主研究指導教員と、それ以外の研究指導教員から選出する。

5 前項の規定にかかわらず、審査に際して、研究科委員会が必要と認めたときは、他の大学院又は研究所等の教員等の意見を求めることができる。

6 博士論文予備審査会は、博士論文予備審査申請書提出後1か月以内に論文審査及び口頭試問を行い、審査結果を博士論文予備審査結果報告書（第8号様式）により研究科委員会に報告し、研究科委員会は、その報告に基づき、審議する。

7 博士論文予備審査会は、成績評価専門委員会を兼ねることとし、単位取得状況及び副論文掲載内容から、博士論文提出資格の審査を行い、審査結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会は、その報告に基づき、審議する。

8 研究科長は、研究科委員会において第6項及び前項の審議が終了したときは、直ちにその結果を学長に文書で報告しなければならない。

9 学長は、前項の報告に基づき、博士論文予備審査及び博士論文提出資格審査の承認の可否を決定する。

（学位の授与の申請）

第8条 前条第9項の承認を受け、博士の学位授与の申請をしようとする者（以下「学位申請者」という。）は、博士論文審査申請書（第9号様式）に博士論文、博士論文要旨（第5号様式）、博士論文目録（第6号様式）、履歴書（第7号様式）及び副論文を添え、別に定める期日までに、学長に提出するものとする。

2 前項の規定に基づく博士論文等の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 博士論文審査申請書	1部
(2) 博士論文	4部
(3) 博士論文要旨	4部
(4) 博士論文目録	4部
(5) 履歴書	4部
(6) 副論文	4部

（博士論文審査の付託）

第9条 学長は、前条の規定に基づく博士論文審査の申請を受理した時は、研究科委員会にその審査を付託する。

（博士論文審査会）

第10条 前条の規定に基づき博士論文審査の付託を受けた研究科委員会は、博士論文審査委員を選出し、当該委員で組織された博士論文審査会が博士論文の審査及び最終試験を行う。

2 前項の博士論文審査委員は、博士論文予備審査会の博士論文予備審査委員3人とする。

（審査等の期限）

第11条 博士論文の審査及び最終試験は、学位申請者の在学期間中に終了するものとする。

（博士論文発表会の実施）

第12条 第10条第1項の規定に基づき博士論文審査会が行う最終試験は、博士論文発表会

をもって充てる。

(博士論文審査会の報告)

第13条 博士論文審査会は、成績評価専門委員会を兼ねることとし、博士論文の審査及び最終試験の可否について審議し、直ちにその結果を研究科委員会に報告しなければならない。

2 前項の規定に基づき博士論文審査会が研究科委員会に行う審査結果の報告は、博士論文審査結果報告書(第10号様式)の提出による。

(研究科委員会の審議等)

第14条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて、学位申請者に対する学位授与の可否について審議し議決を行う。

2 前項による研究科委員会における審議に際しては、修得単位数、最終試験の結果及び前条第2項の博士論文審査結果報告書の内容に基づき、総合的に博士論文の可否判定及び修了判定を行う。

3 研究科長は、研究科委員会において第1項の議決がなされたときは、直ちにその結果を学長に文書で報告しなければならない。

(学位授与の時期)

第15条 大学院学則第14条1項に基づく博士の学位授与の時期は、前条第1項に定める学位授与決定後の9月又は3月の別に定める日とする。

(再審査)

第16条 博士論文発表会の評価が「E」判定の場合は、再審査受験願(第12号様式)を別に定める期日までに学長に提出し、研究科委員会の承認を得られれば再審査を受けることができる。

2 再審査及び最終試験は6箇月ごとに行うこととする。

(修了予定者の公表)

第17条 学長は、第14条第3項の規定に基づき研究科委員会からの報告を受けたときは、速やかに修了予定者を公表するものとする。

(委任)

第18条 この規程に定めるもののほか、博士論文の審査に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月3日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年8月3日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年3月5日から施行する。

第1号様式 (第2条関係)

博士論文題目等申請書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

所 属 看護学専攻博士後期課程
学籍番号
氏 名

次のとおり博士論文題目等を申請します。

志望する 担当の 研究指導教員名	
博士論文題目	

第2号様式 (第3条関係)

博士論文研究計画申請書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

所 属 看護学専攻博士後期課程
学籍番号
氏 名

次のとおり博士論文研究計画を申請します。

記

博士論文題目	
研究計画	別紙「博士論文研究計画書」(第3号様式)のとおり

担当 研究指導教員	
--------------	--

注1 「博士論文研究計画書」(第3号様式)を別紙により作成し、添付すること。

博士論文研究計画書

所属 看護学専攻博士後期課程

学籍番号	氏名
(研究題目) 和文： 英文： キーワード： (研究の背景) (研究の目的) (研究の方法) (研究倫理)	

(決められた構成で4ページ以内に記述する)

博士論文予備審査申請書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

所属 看護学専攻博士後期課程
学籍番号
氏名

次のとおり博士論文予備審査を申請します。

記

- | | | |
|---|--------|----|
| 1 | 博士論文 | 4部 |
| 2 | 博士論文要旨 | 4部 |
| 3 | 博士論文目録 | 4部 |
| 4 | 履歴書 | 4部 |
| 5 | 副論文 | 4部 |

博士論文要旨

所 属 看護学専攻博士後期課程

学籍番号	氏 名
(博士論文題目) 和文： 英文： キーワード： (目的) (方法) (結果) (考察) (結論) (決められた構成で4ページ以内に記述する)	

博士論文目録

所 属 看護学専攻博士後期課程

学籍番号	氏 名
博士論文題目 参考論文題目	

履 歴 書

(ふりがな) 氏 名 生年月日	年 月 日 生	性別	男 ・ 女
		都 道 府 県	
現 住 所	本 籍		
学 歴 (高等学校卒業以降)			
研 究 歴			
職 歴			
免許・資格等			
賞 罰			
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏 名			

注 署名欄の氏名は必ず自署すること。

博 士 論 文 予 備 審 査 結 果 報 告 書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

主 査
副 査
副 査

香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科看護学専攻博士学位審査規程第7条
第6項の規定により、次のとおり博士論文の審査結果を報告します。

記

学 位 申 請 者	所 属	看護学専攻博士後期課程
	氏 名	
博 士 論 文 題 目		
審 査 結 果	博 士 論 文 予 備 審 査	A ・ B ・ C ・ D ・ E

第9号様式（第8条関係）

博士論文審査申請書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

所 属 看護学専攻博士後期課程
学籍番号
氏 名

香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科看護学専攻博士学位審査規程第8条
第1項の規定により、次の書類を添えて、博士論文審査を申請します。

- 1 博士論文
3 博士論文要旨
4 博士論文目録
5 履歴書
5 副論文

記

- 4部
4部
4部
4部
4部

第10号様式（第13条関係）

博士論文審査結果報告書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

主 査
副 査
副 査

香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科看護学専攻博士学位審査規程第13条
第2項の規定により、次のとおり博士論文の審査結果を報告します。

記

学位申請者	所 属	看護学専攻博士後期課程	
	氏 名		
博士論文題目			
	博士論文審査	A ・ B ・ C ・ D ・ E	
	博士論文発表会	A ・ B ・ C ・ D ・ E	
	最終審査結果	可 ・ 不可	

研究計画書審査結果報告書

年 月 日

再 審 査 受 験 願

香川県立保健医療大学長 殿

主 査
副 査
副 査

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

下記のとおり博士論文研究計画書の審査を実施しましたので、報告します。

研究計画審査 申請者	所 属 領 域	看護学専攻博士後期課程 領域
	学籍番号 氏 名	
博士論文題目		
【研究計画書審査基準】 (1) 研究課題 ☐ 論文の内容に新しい知見が期待できる。 ☐ 題目ならびに一般的な問いと具体的な問いが明確である。 ☐ 学位に対して妥当性がある。 (2) 情報収集・課題分析 ☐ 十分な文献収集や先行研究の調査を行っている。 ☐ 研究の意義や重要性、問題設定が適切になされている。 (3) 研究の方法 ☐ 研究方法は適切である。 ☐ 研究の実施に際して使用する書類が適切に準備されている。 ☐ 研究の方法及び対象に対して、倫理的配慮が具体的に記述され、倫理審査委員会への提出が考慮されている。 【審査結果の概要】		

所 属
学籍番号
氏 名

看護学専攻博士後期課程

再審査を実施していただきますようお願いします。

研究指導教員	
--------	--

香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科看護学専攻博士後期課程

学術セミナー実施要領

1. 実施責任者と運営

実施責任者は研究科長、運営は研究科専門委員会とする。

2. 目的

専門的な研究を深化させるための学術セミナーは、今日の知識基盤社会では、多種多様な個々人が力を最大限に発揮でき、それらが結集されるチーム力が必要とされている（知識基盤社会が求める人材像：文部科学省）ことから、本大学院保健医療学研究科の教育の一環として、博士前期課程と博士後期課程の合同企画とし、学際的に連携・協働できるチーム力育成を目指す一助とする。

学術セミナーでは、看護学に関する自らの博士論文の概要について、学生が各年次に発表し、プレゼンテーション能力を高め、学生間ならびに教員と学生間において相互に討論を重ね、多様な観点からの専門的な研究ならびに学際的な観点からの研究の深化を図ることを目的とする。さらに、学生が人と論理的かつ対話的に議論し合うことで、組織内で政策提言ができるレベルのリーダー能力の修得を期待する。

3. 方法

1) 学術セミナーの開催

- (1) 第1回学術セミナー（研究課題に関する概要の発表・教育研修） 1年次の後期
- (2) 第2回学術セミナー（研究過程の進捗状況の発表・教育研修） 2年次の後期
- (3) 第3回学術セミナー（博士論文全体の概要の発表・教育研修） 3年次の後期

2) 学生からの発表と討論

- (1) 司会進行は博士前期課程2年生が行い、博士後期課程の学生は順次発表する。
- (2) 発表順序は、50音順で行う。
- (3) 発表は、1題につき発表時間20分以内、全体討議10分とする。
- (4) パワーポイントを活用して発表する。
- (5) 配付資料（両面印刷）にNo.を付記し、セミナー終了後に全回収する。
- (6) 学術セミナーは、学内外公開とし、学部学生等の出席を積極的に推進する。
全学的なセミナーとして開催し、教員は可能な限り参加する。

3) 教育研修の企画

研究指導教員は、特別研究に関連したトピックス等、最新情報を的確に集約し、グローバルな観点からの教育講演やワークショップ、シンポジウムを企画する。

4. 場所

202講義室とする。

5. 時期

10月の開学記念日前後の時期とする。

6. 告示

学術セミナー開催の2週間前までに、実施日時、場所等はホームページ、掲示板等で周知する。

7. 報告

学術セミナー終了後、発表した学生は速やかに「学術セミナー報告書」（様式第1号）を作成し、研究指導教員が記載内容を確認のうえ直筆サイン後に研究科長に提出する。

香川県立保健医療大学大学院 保健医療学研究科 看護学専攻

博士後期課程 博士論文審査基準

博士学位論文は、看護学の学術的基盤に基づいた独創的な研究成果が明らかになり、新規性、有用性、信頼性や論証性などの高い学術的価値が含まれ、かつ学術論文として論理的にまとめられており高度な完成度を備える必要がある。

学位論文審査を申請する者は、それに加えて論文審査を終了するまでに、以下の基準を満たしていなければならない。

1. 学位授与方針（ディプロマポリシー）に定められるように、その基礎となる学識を有することを示す客観的な資料として、以下の要件を満たす副論文があること。

- 1) 看護学専攻では修了要件となる単位を修得するとともに、必要な研究指導を計画的に受けた上で、博士論文に関する副論文1編を、査読制度のある学術雑誌に単著または共著筆頭の原著、研究報告、総説のいずれかとして発表する（印刷中の論文については、その旨記入し、アクセプトされたことが分かる証明書を添付する）。
- 2) 副論文は、博士後期課程在籍期間内の投稿、掲載とする。
- 3) 博士論文を完成させ、本研究科が行う博士論文の審査及び最終試験に合格し、下記の条件をすべて満たす者に博士（看護学）の学位を授与する。

なお、最終試験は、博士論文に基づいて研究成果の発表を学内外公開で行い、審査を受ける「博士論文発表会」をもって充てる。

2. 博士論文審査基準

1) 学術的重要性・妥当性

- (1) 看護学として重要な知見を有し意義がある。（重要性）
- (2) 看護学の発展に貢献し、波及効果が期待できる。
- (3) 看護実践を進展させる有用性がある。（有用性）

2) 研究計画・方法の妥当性

- (1) 研究構想や研究目的が明確である。
- (2) 研究目的を達成するために、研究方法は十分に練られている。
- (3) 科学的根拠に基づいた研究方法を用いている。

3) 研究の独創性及び新規性

- (1) 看護学としての新しい知見を有している。（新規性）
- (2) 看護学を進展させる新たな可能性を有する。（創造性）

4) 倫理的配慮

- (1) 研究方法、対象の選定など倫理的配慮は、法令等に従い、所定の手続き・対策を講じている。

5) 論旨の明確性、一貫性

- (1) 論旨は明確で、一貫性がある。
- (2) 結果に基づき的確に考察している。

6) 博士論文発表会での適切な回答

- (1) 博士論文発表会において、発表や質疑応答の回答内容が適切である。

香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科 臨床検査学専攻博士学位審査規程

平成29年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科臨床検査学専攻（以下「研究科」という。）において香川県立保健医療大学学位規程第3条の規定により博士（臨床検査学）の学位を授与するに当たり、博士論文の審査に関して必要な事項を定める。

(研究指導教員等の決定)

第2条 学長は、入学時に学生から提出された博士論文題目等申請書（第1号様式）の内容に基づき、研究科委員会の議を経て、主研究指導教員を決定する。

2 前項の主研究指導教員は、研究科博士後期課程の専任教員の中から選任する。

3 学長は、研究科委員会の議を経て、博士課程の研究指導教員の資格を有する者の中から副研究指導教員を選任することができる。

(研究計画書審査の付託)

第3条 学長は、別に定める期日までに学生から提出された博士論文研究計画申請書（第2号様式）及び博士論文研究計画書（第3号様式）の審査を研究科委員会に付託する。

2 研究計画書審査の付託を受けた研究科委員会は、研究計画書審査委員を選出し、研究計画書審査会を組織する。

3 研究計画書審査委員は、研究指導教員の中から主査1人及び副査2人で構成する。

4 主査は、主担当の研究指導教員以外の研究指導教員から選出し、副査は、主担当の研究指導教員と、それ以外の研究指導教員から選出する。

5 前項の規定にかかわらず、審査に際して、研究科委員会が必要と認めたときは、他の大学院又は研究所等の教員等の意見を求めることができる。

6 研究計画書審査会は、研究計画書と併せて、審査結果を研究計画書審査報告書（第12号様式）により研究科委員会に報告し、研究科委員会は、その報告に基づき、審議する。

7 研究科長は、研究科委員会において前項の審議が終了したときは、直ちにその結果を学長に文書で報告しなければならない。

(研究倫理審査の付託)

第4条 学長は、研究計画書の研究倫理の内容について、香川県立保健医療大学倫理審査委員会、動物実験専門委員会又は遺伝子組換え実験安全委員会（以下「倫理審査委員会等」という。）のいずれかに審査を付託するものとする。

2 倫理審査委員会等は、研究計画書の研究倫理について審査し、その結果を学長に文書で報告しなければならない。

(研究計画書の承認)

第5条 学長は、第3条第7項及び前条第2項の報告に基づき、研究計画書の承認の可否を決定する。

2 学長は、前項の結果を研究科委員会に通知する。

(学術セミナーの実施)

第6条 研究科委員会は、研究課題決定の概要について、博士論文としての妥当性及び進捗状況の確認等を行うため、別に定める期日に第1回学術セミナーを実施する。

2 研究科委員会は、研究過程に関する、博士論文としての妥当性及び進捗状況の確認等を行うため、別に定める期日に第2回学術セミナーを実施する。

3 研究科委員会は、博士論文の概要について、博士論文としての妥当性及び進捗状況の確認等を行うため、別に定める期日に第3回学術セミナーを実施する。

(博士論文予備審査及び博士論文提出資格審査)

第7条 学長は、別に定める期日までに学生から提出された博士論文予備審査申請書（第4号様式）、博士論文、(副論文がある場合は当該論文を含む。)、博士論文要旨（第5号様式）、博士論文目録（第6号様式）、履歴書（第7号様式）の審査を研究科委員会に付託する。

2 博士論文予備審査の付託を受けた研究科委員会は、博士論文予備審査委員を選出し、博士論文予備審査会を組織する。

3 博士論文予備審査委員は、研究指導教員の中から主査1人及び副査2人で構成する。

4 主査は、主研究指導教員以外の研究指導教員から選出し、副査は、主研究指導教員と、それ以外の研究指導教員から選出する。

5 前項の規定にかかわらず、審査に際して、研究科委員会が必要と認めたときは、他の大学院又は研究所等の教員等の意見を求めることができる。

6 博士論文予備審査会は、博士論文予備審査申請書提出後1か月以内に論文審査及び口頭試問を行い、審査結果を博士論文予備審査結果報告書（第8号様式）により研究科委員会に報告し、研究科委員会は、その報告に基づき、審議する。

7 博士論文予備審査会は、成績評価専門委員会を兼ねることとし、単位取得状況及び副論文掲載内容から、博士論文提出資格の審査を行い、審査結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会は、その報告に基づき、審議する。

8 研究科長は、研究科委員会において第6項及び前項の審議が終了したときは、直ちにその結果を学長に文書で報告しなければならない。

9 学長は、前項の報告に基づき、博士論文予備審査及び博士論文提出資格審査の承認の可否を決定する。

(学位の授与の申請)

第8条 前条第9項の承認を受け、博士の学位授与の申請をしようとする者（以下「学位申請者」という。）は、博士論文審査申請書（第9号様式）に博士論文、博士論文要旨（第5号様式）、博士論文目録（第6号様式）、履歴書（第7号様式）を別に定める期日までに、学長に提出するものとする。

2 前項の規定に基づく博士論文等の提出部数は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|----|
| (1) 博士論文審査申請書 | 1部 |
| (2) 博士論文（副論文がある場合は当該論文を含む） | 4部 |
| (3) 博士論文要旨 | 4部 |
| (4) 博士論文目録 | 4部 |
| (5) 履歴書 | 4部 |

(博士論文審査の付託)

第9条 学長は、前条の規定に基づく博士論文審査の申請を受理した時は、研究科委員会にその審査を付託する。

(博士論文審査会)

第10条 前条の規定に基づき博士論文審査の付託を受けた研究科委員会は、博士論文審査委員を選出し、当該委員で組織された博士論文審査会が博士論文の審査及び最終試験を行う。

2 前項の博士論文審査委員は、博士論文予備審査会の博士論文予備審査委員3人とする。

(審査等の期限)

第11条 博士論文の審査及び最終試験は、学位申請者の在学期間中に終了するものとする。

(博士論文発表会の実施)

第12条 第10条第1項の規定に基づき博士論文審査会が行う最終試験は、博士論文発表会をもって充てる。

(博士論文審査会の報告)

第13条 博士論文審査会は、成績評価専門委員会を兼ねることとし、博士論文の審査及び最終試験の可否について審議し、直ちにその結果を研究科委員会に報告しなければならない。

2 前項の規定に基づき博士論文審査会が研究科委員会に行う審査結果の報告は、博士論文審査結果報告書（第10号様式）の提出による。

(研究科委員会の審議等)

第14条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて、学位申請者に対する学位授与の可否について審議し議決を行う。

2 前項による研究科委員会における審議に際しては、修得単位数、最終試験の結果及び前条第2項の博士論文審査結果報告書の内容に基づき、総合的に博士論文の可否判定及び修了判定を行う。

3 研究科長は、研究科委員会において第1項の議決がなされたときは、直ちにその結果を学長に文書で報告しなければならない。

(再審査)

第15条 博士論文発表会の評価が「E」判定の場合は、再審査受験願（第11号様式）を別に定める期日までに学長に提出し、研究科委員会の承認を得られれば再審査を受けることができる。

2 再審査及び最終試験は6箇月ごとに行うこととする。

(学位授与の時期)

第15条の2 大学院学則第14条1項に基づく博士の学位授与の時期は、第14条第1項に定める学位授与決定後の9月又は3月の別に定める日とする。

(修了予定者の公表)

第16条 学長は、前条第3項の規定に基づき研究科委員会からの報告を受けたときは、速やかに修了予定者を公表するものとする。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、博士論文の審査に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月3日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年8月3日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年3月5日から施行する。

第1号様式 (第2条関係)

博士論文題目等申請書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

所 属 臨床検査学専攻博士後期課程
学籍番号
氏 名

次のとおり博士論文題目等を申請します。

記

志望する 主担当の 研究指導教員名	
博士論文題目	

第2号様式 (第3条関係)

博士論文研究計画申請書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

所 属 臨床検査学専攻博士後期課程
学籍番号
氏 名

次のとおり博士論文研究計画を申請します。

記

博士論文題目	
研究計画	別紙「博士論文研究計画書」(第3号様式)のとおり

主担当 研究指導教員	
---------------	--

注1 「博士論文研究計画書」(第3号様式)を別紙により作成し、添付すること。

書面語研究文論士博

所属 臨床検査学専攻博士後期課程

学籍番号		氏 名	
(研究題目)			
和文:			
英文:			
キーワード:			
(研究の背景)			
(研究の目的)			
(研究の方法)			
(研究倫理)			

(決められた構成で4ページ以内に記述する)

博士論文予備審査申請書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

氏 名 属 所
臨床検査専攻博士後期課程

次のとおり博士論文予備審査を申請します。

□

- | | | |
|---|------------------------|----|
| 1 | 博士論文予備審査申請書 | 1部 |
| 2 | 博士論文(副論文がある場合は当該論文を含む) | 4部 |
| 3 | 博士論文要旨 | 4部 |
| 4 | 博士論文目録 | 4部 |
| 5 | 履歴書 | 5部 |

博士論文要旨

所 属 臨床検査学専攻博士後期課程

学籍番号	氏 名
(博士論文題目) キーワード： (目的) (方法) (結果) (考察) (結論) (決められた構成で4ページ以内に記述する)	

博士論文目録

所 属 臨床検査学専攻博士後期課程

学籍番号	氏 名
博士論文題目 参考論文題目	

履 歴 書

(ふりがな) 氏 名 生年月日	年 月 日 生	性別	男 ・ 女
		都 道 府 県	
現 住 所	本籍		
学 歴 (高等学校卒業以降)			
研 究 歴			
職 歴			
免許・資格等			
賞 罰			
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日			
氏 名			

注 署名欄の氏名は必ず自署すること。

博 士 論 文 予 備 査 査 結 果 報 告 書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

主 査
副 査
副 査

香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科 臨床検査専攻博士学位審査規程
第7条第6項の規定により、次のとおり博士論文の審査結果を報告します。

記

学位申請者	所 属	臨床検査専攻博士後期課程
	氏 名	
博士論文題目		
審査結果	博士論文予備審査	A ・ B ・ C ・ D ・ E

博士論文審査申請書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

所 属 臨床検査学専攻博士後期課程
学籍番号
氏 名

香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科 臨床検査学専攻博士学位審査規程
第8条第1項の規定により、次の書類を添えて、博士論文審査を申請します。

記

- 1 論文審査申請書 1部
- 2 博士論文（副論文がある場合は当該論文を含む） 4部
- 3 博士論文要旨 4部
- 4 博士論文目録 4部
- 5 履 歴 書 4部

博士論文審査結果報告書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

主 査
副 査
副 査

香川県立保健医療大学大学院学位審査規程（博士）第12条第2項の規定により、次の
とおり博士論文の審査結果を報告します。

記

学位申請者	所 属	臨床検査学専攻博士後期課程		
	氏 名			
博士論文題目				
	博士論文審査	A ・ B ・ C ・ D ・ E		
	博士論文発表会	A ・ B ・ C ・ D ・ E		
審査結果	最終審査結果	可 ・ 不可		

再 審 査 受 験 願

研 究 計 画 書 審 査 結 果 報 告 書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

香川県立保健医療大学長 殿

主 査
副 査
副 査

所 属 臨床検査学専攻博士後期課程

学籍番号
氏 名

下記のとおり博士論文研究計画書の審査を実施しましたので、報告します。

研究計画審査 申請者	所 属 領 域	臨床検査学専攻博士後期課程 領域
	学籍番号 氏 名	
博士論文題目		
【研究計画書審査基準】 (1) 研究課題 ☐ 論文の内容に新しい知見が期待できる。 ☐ 題目ならびに一般的な問いと具体的な問いが明確である。 ☐ 学位に対して妥当性がある。 (2) 情報収集・課題分析 ☐ 十分な文献収集や先行研究の調査を行っている。 ☐ 研究の意義や重要性、問題設定が適切になされている。 (3) 研究の方法 ☐ 研究方法は適切である。 ☐ 研究の実施に際して使用する書類が適切に準備されている。 ☐ 研究の方法及び対象に対して、倫理的配慮が具体的に記述され、倫理審査委員会への提出が考慮されている。 【審査結果の概要】		

再審査を実施していただきますようお願いいたします。

研究指導教員	
--------	--

香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科臨床検査学専攻

博士後期課程学位取得プロセス

1 学位授与の要件

博士(臨床検査学)の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了した者に授与する。
(香川県立保健医療大学学位規程第3条)

2 博士後期課程の修了要件

(香川県立保健医療大学大学院学則第13条)

次の全ての条件を満たした場合に修了となる。

- (1) 本研究科博士後期課程に3年以上在籍し、専門科目選択4単位以上、臨床検査学特別研究必修6単位の計10単位以上を修得すること。
- (2) 必要な研究指導を計画的に受けた上で、主論文(1編)を英文で作成し、査読制度のある国際又は全国学会誌に投稿、査読を経て単著又は共著筆頭の原著として発表する(印刷中の論文については、その旨記入し、アクセプトされたことが分かる証明書を添付すること)。なお、主論文に関連する副論文(申請者が筆頭著者・共著者に入っている論文)の添付が望ましい。
- (3) 論文審査及び最終試験に合格すること。

3 博士論文審査のプロセス

1年次4月 ① 履修の登録等

＜志望する専門分野と主担当研究指導教員名を提出＞



② 研究科委員会において専門分野と主担当研究指導教員の決定

＜臨床検査学専攻において、適宜、研究課題に関する検討会の実施＞

1年次10月 ③ 第1回学術セミナーの実施

＜研究課題に関する概要の発表・教育研修＞



・学術セミナー実施要領に基づいて実施する。

④ 研究計画書の提出

⑤ 研究計画書審査会による承認

⑥ 倫理審査会による承認

・香川県立保健医療大学倫理審査委員会、動物実験専門委員会、遺伝子組換え実験安全委員会、いずれかの審査を受けること。



⑦ 学長による研究計画書の承認



・研究計画書審査会と倫理審査会の承認後、研究計画書については、研究科委員会の審査を受けてから研究を実施すること。

2年次4月 ⑧ 研究計画書に基づいた研究の展開



2 年次 10 月 ⑨ 第 2 回学術セミナーの実施

＜研究過程に関する進捗状況の発表・教育研修＞

・学術セミナー実施要領に基づいて実施する。

⑩ 主論文の投稿

・主論文を英文で作成し、査読制度のある国際又は全国学会誌に投稿、査読を経て単著又は共著筆頭の原著として発表すること（印刷中の論文については、その旨記入し、アクセプトされたことが分かる証明書を添付すること）。なお、主論文に関連する副論文も発表することが望ましい。



3 年次 10 月 ⑪ 第 3 回学術セミナーの実施

＜博士論文に関する概要の発表・教育研修＞

・学術セミナー実施要領に基づいて実施する。



3 年次 11 月 ⑫ 博士論文予備審査の申請

⑬ 博士論文予備審査会による審査

・研究科委員会において 3 人の論文審査委員を選出する。

主査 1 人：学位申請者の主担当の研究指導教員以外の臨床検査学専攻の研究指導教員とする。

副査 2 人：臨床検査学専攻の研究指導教員とする。



⑭ 博士論文予備審査結果を成績評価専門委員会に提出

⑮ 成績評価専門委員会による審査

・博士論文審査基準を満たしているか等を審査する。

3 年次 1 月 ⑯ 博士論文の提出

・成績評価専門委員会の博士論文提出承認を受けること。



⑰ 博士論文審査会による審査

・博士論文予備審査会の論文審査委員 3 人が兼ねることとする。

3 年次 2 月 ⑱ 博士論文発表会（最終試験）の実施

⑲ 博士論文審査会による成績評価専門委員会への審査結果報告書の提出

・博士論文審査会は「博士論文審査基準」に基づいて審査する。



⑳ 成績評価専門委員会による研究科委員会への博士論文審査報告書の提出

3 年次 3 月 ㉑ 研究科委員会による博士論文の合否判定及び修了判定

㉒ 学長による修了予定者の公表

㉓ 博士後期課程修了・学位記授与

4 博士論文の最終試験の再審査

博士論文発表会の評価が「E」判定の場合は、再審査受験願を定められた期日までに事務局に提出し、研究科委員会及び学長の承認を得られれば再審査を受けることができる。

(1) 再審査及び最終試験は、6 箇月ごとに行うこととし、審査会の構成は論文審査委員とし論文審査から実施する。

(2) 最終試験は、研究成果の発表を学内外公表で行うこととする。

5 博士学位論文のインターネット公開について

(1) 博士の学位を授与された者の義務

教育研究成果の電子化及びオープンアクセス化の推進の観点から、博士の学位を授与された者は、当該博士の学位に係る論文を、大学等の協力を得て、インターネットの利用により公表するものとする（学位規程第8条）。

(2) 博士の学位を授与した大学の義務

大学は、当該博士の学位の授与に係る論文内容の要旨（学位審査規程第5号様式）及び学位論文審査の結果の要旨（第1号様式）をインターネットの利用により公表するものとする（学位規程第7条）。

(3) 本学におけるインターネット公表について

リポジトリへの登録・公開承諾については「香川県立保健医療大学学術情報リポジトリ運用指針」を確認のうえ、必要書類を図書館に提出するものとする。

学位論文審査の結果の要旨

年 月 日

主 査

副 査

副 査

学 位 申 請 者	所 属 領 域	専攻博士後期課程 領域
	学籍番号 氏 名	
論文題目		
学位論文の審査結果		合格
〔論文審査結果の要旨〕		

学術セミナー実施要領

1. 実施責任者と運営

実施責任者は研究科長、運営は研究科専門委員会とする。

2. 目的

専門的な研究を深化させるための学術セミナーは、今日の知識基盤社会では、多種多様な個人が力を最大限に発揮でき、それらが結集されるチーム力が必要とされている（知識基盤社会が求める人材像：文部科学省）ことから、本保健医療学研究科の教育の一環として、博士前期課程と博士後期課程の合同企画とし、学際的に連携・協働できるチーム力育成を目指す一助とする。

学術セミナーでは、臨床検査学や薬学、医学の学術的基盤に基づいた教育・研究・実践について学生が各年次に発表し、プレゼンテーション能力を高め、学生間並びに教員と学生間において相互に討論を重ね、多様な観点からの専門的な研究及び学際的な観点からの研究の深化を図ることを目的とする。

3. 方法

(1) 学術セミナーの開催

- ① 第1回学術セミナー（研究課題に関する概要の発表・教育研修） 1年次の後期
- ② 第2回学術セミナー（研究過程の進捗状況の発表・教育研修） 2年次の後期
- ③ 第3回学術セミナー（博士論文全体の概要の発表・教育研修） 3年次の後期

(2) 学生からの発表と討論

- ① 司会進行は博士前期課程2年生が行い、博士後期課程の学生は順次発表する。
- ② 発表順序は、50音順で行う。
- ③ 発表は、1題につき発表時間20分以内、全体討議10分とする。
- ④ パワーポイントを活用して発表する。
- ⑤ 配付資料（両面印刷）にNo.を付記し、セミナー終了後に全回収する。
- ⑥ 学術セミナーは、学内外公開とし、学部学生等の出席を積極的に促進する。

全学的なセミナーとして開催し、教員は可能な限り参画する。

(3) 教育研修の企画

研究指導教員は、特別研究に関連したトピックス等、最新情報を的確に集約し、グローバルな観点からの教育講演やワークショップ、シンポジウムを企画する。

4. 場所

原則として講義棟201講義室とする。

5. 時期

10月の開学記念日前後の時期とする。

6. 告示

学術セミナー開催の2週間前までに、実施日時、場所等をホームページ、掲示板等で周知する。

7. 報告

学術セミナー終了後、発表した学生は速やかに「学術セミナー報告書」（様式第1号）を作成し、研究指導教員は、記載内容を確認のうえ直筆サイン後に研究科長に提出する。

学術セミナー報告書

[illegible]

香川県立保健医療大学大学院 保健医療学研究科 博士後期課程

臨床検査学専攻 博士論文審査基準

博士学位論文は、臨床検査学の学術的基盤に基づいた専門領域において、独創的な研究成果が明らかになり、新規性、有用性、独創性などの高い学術的価値が含まれ、かつ学術論文として論理的にまとめられており高度な完成度を備える必要がある。学位論文審査を申請する者は、それに加えて論文審査を終了するまでに以下の基準を満たしていなければならない。

1. 博士後期課程修了に必要な本研究科授業科目の単位修得が見込めること。
2. 学位授与方針（ディプロマポリシー）に定められるように、その基礎となる学識を有することを示す客観的な資料（公表論文）があること。この客観的な資料（公表論文）は以下の要件を満たすこと。
 - (1) 臨床検査学専攻の修了要件となる単位を修得すること。
 - (2) 必要な研究指導を計画的に受けた上で、主論文（1編）を英文で作成し、査読制度のある国際又は全国学会誌に投稿、査読を経て単著又は共著筆頭の原著として発表すること（印刷中の論文については、その旨記入し、アクセプトされたことが分かる証明書を添付すること）。なお、主論文に関連する副論文（申請者が筆頭著者・共著者に入っている論文）の添付が望ましい。
 - (3) 論文審査及び最終試験に合格し、下記の条件をすべて満たす者に臨床検査学の博士学位を授与する。
 - ① 臨床検査学領域における問題を発見し、解決に導く能力を有し、自ら研究仮説の立案、研究の遂行、仮説の実証ができること。
 - ② 自らの研究について、社会への説明能力があり、国際又は全国学会誌に研究成果を発表できること。

3. 論文予備審査基準

博士論文予備審査においては、以下に示す4. 博士論文審査基準に準じて行うこととし、博士論文提出資格審査についての審査を行う。

- (1) この審査の段階で英文学術雑誌の採択証明は必要としない。
- (2) 予備審査の結果「D」評価以上の者は、研究科委員の審議を経て博士論文審査の申請を行うことができる。

4. 博士論文審査基準

博士論文の審査にあたっては、以下に示す形式的要件と内容的要件の計10項目について各々10点満点で審査を行い、総合得点を以下の5段階で評価し60点以上を合格とする。

- A. 90点以上
- B. 80点以上
- C. 70点以上
- D. 60点以上
- E. 60点未満

＜形式的要件＞

- (1) 表題は、表現的適切性があり、論文の内容的構成を反映できている。
- (2) 文章表現では、統一性と明瞭性があり、読みやすい表現で簡潔な文章構造である。
- (3) 本文は、英語では 10,000 語を目安とし、資料の引用方法が適切であること、必要箇所に必要な図表や写真が挿入されていることの要件が満たされている。

＜内容的要件＞

- (4) 研究仮説の立案が適切であり、何を研究するのか、なぜその研究に取り組むのか、研究課題が明確に設定され妥当である。
 - ① 研究仮説が具体的かつ論理的であり、研究課題との整合性がとれている。
 - ② 該当する文献検討に基づき、妥当な研究課題が設定できている。
 - ③ 研究課題について、専門とする研究領域の蓄積の中でどのような位置づけにあるのか、適切性と重要性について説明できている。
- (5) 先行研究との関連性が明確である。
 - ① 先行研究について十分に吟味・検討が行われており、その内容は整理できている。
 - ② 先行研究と当該研究の関連性が説明できている。
- (6) 研究方法が妥当である。
 - ① 研究方法の選択が適切であり、研究計画の妥当性が説明できている。
 - ② 研究目的と研究方法に一貫性があり、研究方法が明確である。
 - ③ 研究対象の選択とデータ収集方法、データ分析方法は適切であり、得られたデータの信頼性が確保できている。
- (7) 研究倫理が遵守できている。
 - ① 研究計画書審査会で承認された内容について、香川県立保健医療大学倫理審査委員会、動物実験専門委員会、遺伝子組換え実験安全委員会によるいずれかの審査会で承認が得られている。
 - ② 研究過程並びに博士論文作成過程の全体において、倫理的に遂行できている。
- (8) 題目、目的、方法、結果、考察、結論における論旨展開に整合性がある。
 - ① 論文題目は、研究目的、研究成果及び結論を表している。
 - ② 研究方法と内容は明確であり、論旨の展開が一貫している。
 - ③ 研究成果に基づいた考察、考察に基づいた結論が導き出されている。
- (9) 研究成果は、研究の問いと研究課題に対応し、論文の内容には新規性、有用性、信頼性があり、論述は厳密かつ緻密に完成され、論述に説得力がある。
 - ① 新規性
論文の内容に新しい知見があること。様々な観点から吟味して新規性を主張すること。新規性のレベルの判定は、当該分野の学術論文誌を基準にする。次のいずれかの要件において、従来の論文に比べて、大きな差異が認められる場合には新規性が極めて優れていると評価する。また、複数の要件において差異が認められる場合には、新規性を総合的に判断して評価を高くする。
 - ア 主論文が掲載される国際又は全国学会誌のインパクトファクターが高い。
 - イ 新しい研究概念が提案できている。
 - ウ 新しい研究方法が提案できている。

- エ 新しい研究結果が述べられている。
- オ 新しい研究結果に基づいた考察や結論が提示できている。
- カ 新しい問題提起ができている。

② 有用性

論文の内容が学術的で学界の発展に役立つものであること。様々な観点から吟味して有用性を主張すること。有用性のレベルの判定は、当該分野の学術論文誌を基準にする。次のいずれかの要件において、従来の論文に比べて、大きな差異が認められる場合には有用性が極めて優れていると評価する。また、複数の要件において差異が認められる場合には、有用性を総合的に判断して評価を高くする。

- ア 主論文が掲載される国際又は全国学会誌のインパクトファクターが高い。
- イ 得られた効果が大きい。
- ウ 得られた結果を適用できる領域が広い。
- エ 得られた結果を適用した場合に得られる利益が大きい。
- オ 得られた結果で大きな利益が得られたことを客観的に提示できている。
- カ 広い範囲に渡って十分に考察できている。
- キ 現実的な実践への対応が十分に考察できている。
- ク 新しい研究につながる可能性が高い。
- ケ 他の研究に大きな影響を与える可能性が高い。
- コ 新しい研究分野を開く可能性が高い。
- サ 得られた結果によって当該問題への理解について提示できている。

③ 信頼性

論文の内容が客観的に見て信用できるものであること。様々な観点から信頼性について吟味し、次のような要件をすべて満たすものとする。

- ア 研究の背景や意義など先行研究を整理しており、前提条件が明確である。
- イ 文献の読解において明白な誤りがない。
- ウ 研究の目的、方法、結果、考察、結論などが具体的である。
- エ 得られた結果に関する考察、結論などに整合性がある。
- オ 議論を展開する論述に明白な誤りがない。

(10) 博士論文の質、量などは、申請された学位に対して妥当であり、実証や論理から導き出された独自の考えで構成した独創性の高い学術的水準を備えている。

- ① 研究の問いと課題設定、論文題目において独創性が認められる。
- ② 先行研究との関連性が明確に示された上で、先行研究とは異なる知見が得られており独創性が認められる。
- ③ 研究成果から導き出された新しい知見は、説明力があり、独創性が認められる。
- ④ 研究方法において特に注目する独創性が認められる。
- ⑤ 実証の過程において、適切な研究方法と必要十分な科学的根拠に基づいた考察、結論が成立している。
- ⑥ 博士論文の構成は、明確で説得力のある論理で展開できている。
- ⑦ 研究知見や論文全体の論理構成において独創性が認められる。
- ⑧ 研究領域における学術的基盤の発展に貢献できる内容であり、学問的な独創性を有している。

(11) 博士論文審査の結果「D」評価以上の者は、最終試験を受けることができる。

5. 博士論文発表会(最終試験)審査基準

博士論文発表会においては、以下の項目から審査を行う。

- (1) 提出された論文の内容についての議論
 - (2) 研究成果の新規性、有用性、信頼性についての議論
 - (3) 研究成果の今後の可能性や残された課題についての議論
- 以上の3つの観点から試験を行い、以下の5段階で評価する。

- A.:秀でて優れた研究であり今後の発展が期待できる
- B.:優れた研究であり今後の発展が期待できる
- C.:良好な研究が行われたと認められる
- D.:適切な研究が行われたと認められる
- E.:適切な研究が行われたとは認められない

- (4) 論文発表会審査の結果「E」評価の場合は、申請し再審査を受けることができる。

附 則

この基準は、令和元年6月19日から施行する。

